国立国語研究所学術情報リポジトリ

独立行政法人国立国語研究所第2期中期目標期間事業報告書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 独立行政法人国立国語研究所 公開日: 2021-01-14 キーワード: 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://repository.ninjal.ac.jp/records/3093

事 業 報 告 書

第２期中期目標期間

（平成１８年度～平成２１年度上半期）

独 立 行 政 法 人

国 立 国 語 研 究 所

独立行政法人国立国語研究所 第２期中期目標期間事業報告書 目次

※目次中の枠内は，中期目標，中期計画の項目に対応

〈基本資料〉

１．国民の皆様へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２．基本情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

（１）研究所の概要

（２）研究所の所在地

（３）資本金の状況

（４）役員の状況

（５）常勤職員の状況

３．財務情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

（１）財務諸表の概況

（２）施設等投資の状況

（３）予算・決算の概況

（４）経費削減及び効率化目標との関係

４．事業の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

（１）財源構造

（２）事業説明

〈詳細資料〉

第２期中期目標の序文等

Ⅰ　提供サービス・業務の質向上に関する措置

１　国語の記録・保存及び実態把握，国語施策への貢献等

(1) 基幹的な調査研究の実施

①　研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

１．現代日本語書き言葉コーパスの構築等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

②　研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

２．国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究　・・・・・・・・　１９

③　研究成果の活用による日本語像の提案

３．研究成果の活用による日本語像の提案　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

(2) 喫緊の課題に対応した調査研究の実施

４．文化審議会の審議課題に関する調査研究　・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

５．電子政府のための調査研究　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

２　日本語教育に関する情報の提供

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

６．日本語教育情報資料の作成・提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

７．日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及 ・・・・・・・・・・・ ３３

３　情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

８．調査研究成果の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３７
９．普及広報事業の総合的な企画・運営の実施 ・・・・・・・・・・・・・ ４２
１０．電話質問への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

１１．情報・データの収集・作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５２
１２．情報の集積・提供システムの整備・改善 ・・・・・・・・・・・・・・ ５６

４　内外関係機関との連携協力

１３．研究者の受入及び派遣等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５９
１４．国際シンポジウムの開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６２
１５．連携大学院への参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６４

Ⅱ　業務運営の効率化措置等

１６．業務運営の効率化措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６９
１７．予算・資金計画・収支計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７８
１８．整理合理化計画への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８１

〈添付資料〉

独立行政法人通則法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７

独立行政法人国立国語研究所法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０９

独立行政法人国立国語研究所に関する省令　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１８

独立行政法人に係る改革を推進するための

文部科学省関係法律の整備等に関する法律（抄）・・・・・・・・・・・・・・・　１２２

　［衆議院］附帯決議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２７

　［参議院］附帯決議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２８

独立行政法人係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に

関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令・・・　１２９

国立大学法人法施行規則（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３０

独立行政法人国立国語研究所業務方法書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３１

独立行政法人国立国語研究所の中期目標(平成18年度～22年度)　・・・・・・・・　１３３

独立行政法人国立国語研究所の中期計画(平成18年度～22年度)　・・・・・・・・　１３７

役職員・建物・土地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４８

〈基本資料〉

１．国民の皆様へ

（１）はじめに

国語研究所は，昭和23年に設立され，国語及び国民の言語生活，外国人への日本語教育に関する科学的調査研究を行い，その成果を基盤として国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興に寄与することを目的とした活動を継続しています。平成18年度から，国語研究所は独立行政法人として，第２期中期目標（中期計画）期間に入りました。

第２期中期計画は，平成17年度末に中期目標期間が終了する法人に対する総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘，また勧告の方向性を踏まえた文部科学大臣の見直し案の決定を受け，将来の国語研究所の姿を模索し，見直しを具体化するために策定したものです。

この過程で，国語研究所の責務が，国民の言語生活の向上と外国人への日本語教育の振興に寄与することにあると改めて確認いたしました。そして，そのための確かな基盤とすべき科学的な調査研究の成果を継続して蓄積し，発信することを目指した新中期計画を立て，平成18年４月から着手しました。

第２期は，中期計画に掲げた各種の研究・事業及び運営管理について，それぞれの計画目標を達成することを目指して着実に推進しました。また，「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定），「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」（平成21年３月31日公布）に基づき，平成21年10月１日に大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管（以下「法人移管」という。）されることとなったため，円滑に対応できるよう管理面及び研究面から準備を進め，計画に沿って移管を実現しました。

（２）研究・事業

①　国語の調査研究

国語の調査研究は，中期目標・中期計画に示されるとおり，国語の記録・保存及び実態把握を確実に行うとともに，それに基づいて国語の問題点や課題等を明らかにし，関連する具体的な提案等を行うほか，国語政策の企画立案や文化審議会の審議に資する基礎資料を提供することを目的としています。そのため，今期の計画では，中・長期的な視野に立って実施する「基幹的な調査研究」として３件，その時々の短期的な課題を対象とする「喫緊の課題に対応した調査研究」として２件，合わせて５件の課題を実施しました。

具体的には，「基幹的な調査研究」では，研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」及び研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」の２件を実施し，それを踏まえて「研究成果の活用による日本語像の提案」を行いました。また，「喫緊の課題に対応した調査研究」では，「文化審議会の審議課題に関する調査研究」及び「電子政府のための調査研究」の２件を行いました。

法人移管による事業の見直しにより，一部の課題については計画の縮小など変更した

部分がありますが，５件の課題の実施状況は概略以下のとおりです。

【基幹的な調査研究】

ア　研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

国語を確実に記録・保存すると同時に，今後の日本語研究の重要な基盤となる，大規模かつ高精度なデータベース(『現代日本語書き言葉均衡コーパス』)の開発・構築を行ってきました。時期を同じくして採択された文部科学省科学研究費特定領域研究「日本語コーパス」（平成18年度～22年度の５年計画）との相互補完的な関係の中で，より一層充実した大規模データベースを構築すべく事業を推進してきました。この課題は，法人移管後も当初の計画どおり推進されることになっています。

５年間の全体計画に基づいて，収録するテキストのサンプリング(8,500万語)と電子化(8,000万語)，形態素解析システムの整備拡充(解析可能な語彙項目16万語)など，具体的な構築の各段階における作業を順調に進めました。また，データ公開に必要な法人・個人との著作権処理の交渉を進め，許諾件数を順調に伸ばしました(サンプルの約45%)。一方，当該データベースを活用するための研究，及びインターネットを通じたデータ提供を行うための研究も進め,現時点で公開可能なサンプルについては,全文検索の試験公開を行うホームページで約4,000万語の検索を可能にしています。成果物としては，コーパス構築に関する基本的な情報をまとめた「内部報告書」を既に11冊作成しています。

イ　研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

国語の実態把握を多面的に行うために，次の３つの小課題に分けて実施してきました。

（ア）「敬語・敬意表現に関する経年調査」については，愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の模様を，ほぼ20年間隔で経年的に明らかにするための第３次の調査を実施しました。外部資金として文部科学省科学研究費補助金・基盤研究（A）の交付も受け，現地自治体などの協力も得ながら，約400人の住民を対象とした面接調査を実施し，結果の分析を進めています。研究成果は，移管後に報告書として刊行する予定です。

（イ）「全国規模の「ことば」情報の収集・分析」については，各地の中核的研究者から構成される全国方言調査委員会を開催し，臨地調査に向けて内容・方法の具体的な検討を進めました。また，過去の調査対象項目の網羅的なデータベース化により，調査項目選定の基盤作りをしました。全国方言調査委員の協力を得て，各地の情報を得るためのメール調査，伝統的方言の記述調査なども試験的に実施しています。移管後は，これまでの準備活動に基づいて，全国各地方言の臨地調査を実施する予定です。

（ウ）「中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査」については，国語研究所が過去に実施した言語生活調査の調査項目を基盤として，近年の言語生活の変容を十分に考慮しながら，多様な観点からの質問項目を精選して，全国

の住民920人を対象に面接調査を実施し，結果の分析を進めました。

ウ　研究成果の活用による日本語像の提案

医療の分野を対象として「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」を行うために，「病院の言葉」委員会を組織して，提案に向けた計画的・集中的な検討を行いました。また，構築中の「大規模汎用日本語データベース」の活用，医療者・非医療者双方への各種調査の実施により，委員会における検討に必要な基礎資料を多角的に作成しました。平成20年10月の中間報告，それに対する意見公募を経て，平成21年３月に最終報告を発表しました。市販の普及書，学会・論文発表，マスコミ，医療系のメディア，講演など，多様な媒体で成果普及に努めた結果，医療関係者のみならず一般からも大きな反響を得ています。

【喫緊の課題に対応する調査研究】

ア　文化審議会の審議課題に関する調査研究

文化審議会国語分科会で審議中の「常用漢字表の見直し」に資する資料を，審議の進展に合わせて作成・提供しました。構築中の「大規模汎用日本語データベース」を活用して「漢字音訓一覧表」「漢字頻度表」，問題語の表記に関する情報等を審議資料として提供し，要所で審議の進行に貢献しました。また，既に審議された「国語力」については，「国語力観」に関する全国調査を実施し，「言語生活力」の観点から分析した成果を報告書にまとめ，学界・教育界への成果普及に努めました。

イ　電子政府のための調査研究

電子政府構築事業の一環として，経済産業省から委託を受け，国立国語研究所，社団法人情報処理学会，財団法人日本規格協会の３者の連合体で「汎用電子情報交換環境整備プログラム」を実施しました。法務省における事務の電子化に必要な「戸籍統一文字」「登記統一文字」について学術的な側面から整理体系化を進め，最終年次の平成20年度には，成果報告書を経済産業省に提出してすべての契約事項を予定どおり完了し，国の電子政府構築事業に貢献しました。

②　日本語教育の調査研究

現代日本社会には，政令指定都市４つ分程度に匹敵する人数の外国人が在住，定住しています。これまで日本社会が経験したことがない多文化の集団社会が存在して日本語母語話者と非母語話者との間で様々なコミュニケーションが行われており，そこには様々な課題が見られます。そこで，第２期中期計画では，日本語教育基盤情報センターとして，「生活言語としての日本語」を教育・学習するために必要な日本語教育情報資料の作成・提供を目標としました。

この目標を達成するために，「日本語教育情報資料の作成・提供」と「日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及」の２つを大きな柱として，研究開発活動を進めてきました。前者については，具体的には（ア）学習項目一覧と段階的目標基準の開発，

（イ）日本語学習のための用例用法辞書の開発，（ウ）学習目的別の日本語能力評価基準の開発，の３つのアプローチから，日本語の使用実態を踏まえ，研究を進めてきました。後者については，（エ）日本語教育や日本語学習に必要な情報が付加された様々な日本語データによる日本語教育データベースの構築，（オ）電子媒体，印刷媒体，セミナー等を通じての成果普及，の二つのアプローチから，活動を行ってきました。

その後，独立行政法人国立国語研究所が平成２１年９月末に移管されることになりました。そのため，「日本語教育情報資料の作成・提供」と「日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及」のいずれも，平成22年度までの第２期中期計画を変更し，法人移管までの３年半の研究成果をまとめることになりました。そこで，平成２１年度上半期は，これまでに得られた研究成果や知見を，関係機関への資料提供，報告書の刊行と配布，学会等での発表，国立国語研究所のWebサイト「日本語教育ネットワーク」からの発信，成果普及セミナーや研究会の開催などを行い，その普及と活用の促進に努めました。

「日本語教育情報資料の作成・提供」については，（１）諸外国の言語教育に関する情報の提供と学習項目一覧の作成，（２）日本語学習に本当に必要な日本語の意味記述の範型として電子媒体による「日本語観察館」（試行版）の作成，（３）日本語能力の評価の多様性に関する調査研究を行い，その結果を研究会や成果普及セミナーを通じて日本語教育関係機関に供与するとともに，関係省庁の日本語教育施策の企画立案に寄与する資料として提供してきました。

「日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及」については，日本語教育に必要な日本語の基盤情報として，日本語教育界最大規模の日本語学習者390人の会話データ（内，217人分を公開）をはじめ，日本語学習者の会話ストラテジー（方略）データ，言語行動意識調査データなどによる日本語教育データベースを作成,提供するとともに，その活用，充実のための研究体制の整備を行ってきました。

（３）情報の発信

第２期中期目標期間を通して，刊行物，インターネット，催しなどの様々な媒体，手段を適切に利用し，国立国語研究所の調査研究の成果，日本語・日本語研究や日本語教育に関する資料・情報，研究活動・研究成果の普及資料等の効果的かつ効率的な情報発信の実現に努めました。研究発表活動の一層の活性化を図り，また，普及広報体制を整備し積極的に普及広報を実施しました。

調査研究成果の公表に関して，所員の研究発表活動の一層の活性化を図り，また，専門家を対象とした年１回の研究発表会の実施,一般に開かれた査読付き論文誌『日本語科学』,『日本語教育論集』の２誌を編集刊行するなどして，開かれた研究所として広く研究分野の発展に寄与すべく努めました。

国語研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，時宜に応じた重点的なテーマの設定や，普及広報媒体の複合的利用を推進し，積極的な展開を行いました。普及図書として一般の人々に日本語に関する興味・関心を持ってもらうことを目的とした『新「ことば」シリーズ』，その他，成果普及図書を毎年刊行し，成果の普

及に努めました。「外来語の難解な言葉を分かりやすくする提案」や「病院のことばを分かりやすくする提案」など，広く国民に向けて行われた活動は，普及広報の大きなテーマとして，普及書，講演会，インターネット等の複合的利用を積極的に進めました。これらは広く報道され，また，ホームページのアクセス件数の飛躍的な増加や普及書の増刷など，大きな反響を呼びました。一般向け講演会「ことば」フォーラムでは，時宜にあったテーマとして敬語や漢字も取り上げました。また，国民一般から直接に国語研究所に寄せられる言葉に関する質問には，電話等による質問応答を実施しました。

日本語・日本語研究や日本語教育に関する情報・資料の収集・整理を継続的に実施し，発信情報の充実を図りました。研究文献，研究情報の収集，整理を実施し，日本語，日本語教育の研究に関する目録情報，図書館蔵書目録，日本語の状況に関する新聞記事目録等の作成・公開，『国語年鑑』，『日本語教育年鑑』の刊行，国語研究所蓄積資料の整備，研究報告及び研究資料の電子化と公開等を推進しました。電子化した研究情報・資料を蓄積・公開する「日本語情報資料館」のサイトでは，「日本語教育ネットワーク」の基盤を日本語情報資料館システムへ統合し，また，コンテンツの充実を推進しました。情報提供システムの改善・強化を図るために実施した満足度調査では高く評価されるとともに，この調査結果を反映させた内容の充実，改善を図りました。システムの改善・強化のため電子化資料の管理，検索システムの更新を実施し，電子化資料管理の有力なオープンソースのソフトであるDSpaceを導入するなど，内容の充実やシステムの改善に向けての取り組みを着実に実施しました。

国民に向けた普及広報活動，研究のための情報発信ともに，第１期中期計画期間の成果の上に，更なる活性化と内容の充実を目指し，確実な成果を上げることができました。

（４）内外関係機関との連携協力

研究所は，中期計画期間全体を通じて，国内・海外の研究機関や研究者との研究交流や事業協力を行うことを重視し，次のことを実施しました。（１）海外の研究者の招へい（マルコ・バローニ氏（イタリア・トレント大学)），（２）研究員の海外機関への派遣（小磯花絵研究員，アメリカ・コロンビア大学)，（３）学術交流協定に基づく海外研究機関との学術交流（韓国・国立国語院との間の研究員の相互の派遣・招へい。中国・北京日本学研究センター主催の国際シンポジウムへの研究員の派遣。同センターの大学院生の訪日研究の受け入れ指導。中国・華東師範大学日語教学研究センター主催の日本語教師研修会への研究員の派遣。（４）国際シンポジウム「世界の言語地理学」の開催（平成19年8月22日～23日，全社協・灘尾ホール)。このほか，博報日本語海外研究者招へいプログラム（主催：財団法人博報児童教育振興会)に対して研究者の受け入れ機関として協力するとともに，多数の国内・海外の研究者を滞在研究員として受け入れました。

研究所はまた，連携大学院の形で大学院教育にも参画しました。政策研究大学院大学・国際交流基金日本語国際センターとの連携大学院では，海外の日本語教育において指導的役割を担う人材の育成を目指して，他の２機関と連携して博士課程・修士課程の学生の指導を行いました。一橋大学（大学院言語社会研究科・留学生センター）との連携大学院（日本語教育学位取得プログラム）では，日本語学に関する演習・講義，ならびに修士課程・

博士課程の学生の論文指導を担当しました。

（５）管理・運営

国語研究所は，第２期中期計画に掲げた具体的な研究事業の効率的・効果的な遂行を目的として，平成18年度において研究組織を第１期中期計画中の３部門６領域から２部門１センター11グループに再編し，柔軟かつ機動的な研究活動を実施し得る体制に刷新しました。

また，所長，理事はじめ幹部職員から構成される運営会議を引き続き国語研究所運営の中心機関として位置付け，併せて各種委員会・部会等の必要な見直しを行いました。具体的には，研究事業に関する重要事項の検討及び連絡調整を行う研究事業委員会，各グループの研究プロジェクトの内容・進捗状況を相互に報告・確認する拡大研究事業委員会，研究職員と事務職員から構成される普及広報担当グループ及び知的財産担当グループを新設することにより，業務の総合的かつ効率的な推進を図りました。

さらに，適切な人材配置や人材育成，勤務に関する職員の自己把握等に資することを目的として人事評価制度の試行を行いました。また，内部統制の充実を図るため，各種規程の整備，監査室の設置，「競争的資金等の取扱いに関する規程」に基づく内部監査などを行いました。

一方，国民に開かれた業務運営の推進を図るため，国語研究所を紹介するホームページの全面改訂及び内容の拡充，成果普及図書の刊行や各種行事などを行い，普及広報に積極的に取り組みました。

研究に必要な外部資金の導入にも努め，科学研究費補助金，委託事業，版権使用料等で得られた額は７億8,628万円（３年半）となりました。

（６）独立行政法人整理合理化計画への対応

独立行政法人整理合理化計画において，国語研究所に関しては，「組織の見直し」として「大学共同利用機関法人へ移管する」ことが決定されたほか，「事務及び事業の見直し」としてもいくつかの事業について平成20年度までに廃止または見直しの検討を行うこととされました。このため，指摘のあった事項について所内の検討体制を整え，閣議決定の趣旨に沿って鋭意検討し，平成20年度までに廃止または見直しを検討し，必要な対応を行いました。（p. 81 事業項目18を参照）

また，「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」が平成21年３月31日に公布され，独立行政法人国立国語研究所は，平成21年10月１日をもって法人移管され，人間文化研究機構が設置する大学共同利用機関の１つとなることとなりました。法人移管の時期が10月１日とすることが決定されたことから，第２期中期目標期間が当初の５年から３年６か月に短縮されることとなりました。このため，各研究・事業について平成21年９月30日までに一定の成果が得られるよう，事業内容や実施スケジュールなどの見直しを行い，さらに，スムーズな移管ができるよう管理面及び研究面から準備を進めました。（p. 81 事業項目18を参照）。

２．基本情報

（１）研究所の概要

①　目的

独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより，国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

（独立行政法人国立国語研究所法第３条）

②　業務の内容

研究所は，第３条の目的を達成するため，次の業務を行う。

一　国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。

二　前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

三　国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し，整理し，及び提供すること。

四　外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。

五　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（独立行政法人国立国語研究所法第12条）

③　沿革

昭和23年12月	国立国語研究所が発足し，研究所庁舎として明治神宮聖徳記念絵画館の一部を借用
昭和29年10月	東京都千代田区神田一ツ橋の一橋大学所有の建物を借用し，移転
昭和37年４月	東京都北区西が丘（旧北区稲付西山町）に移転
昭和43年６月	文化庁設置とともに，国立国語研究所は文化庁附属機関となる
昭和49年３月	『日本言語地図』全６巻完成
昭和51年１月	高速漢字プリンター完成
昭和51年10月	日本語教育センター設置
昭和54年３月	皇太子殿下御視察
平成元年６月	『方言文法全国地図』刊行開始
平成６年１月	第１回国際シンポジウム開催
平成６年４月	「国際社会における日本語についての総合的研究」開始
平成11年11月	第１回「ことば」フォーラム開催
平成13年４月	独立行政法人国立国語研究所発足（管理部及び３研究部門）
平成13年10月	政策研究大学院大学，国際交流基金日本語国際センターとの連携による大学院教育開始
平成14年10月	中国・北京日本学研究センターと学術交流合意締結

平成15年４月	第１回「外来語」言い換え提案発表
平成15年10月	韓国・国立国語研究院（現・国立国語院）と学術交流合意締結
平成16年５月	『日本語話し言葉コーパス』公開
平成17年１月	中国・華東師範大学と学術交流合意締結
平成17年２月	東京都立川市緑町に移転
平成17年４月	一橋大学との連携による大学院教育開始
平成18年４月	日本語教育部門を日本語教育基盤情報センターに改編
平成21年３月	「病院の言葉」を分かりやすくする提案発表

④　設立の根拠となる法律名

独立行政法人国立国語研究所法（平成11年12月22日法律第171号）

⑤　主務大臣

文部科学大臣

⑥　組　織　図

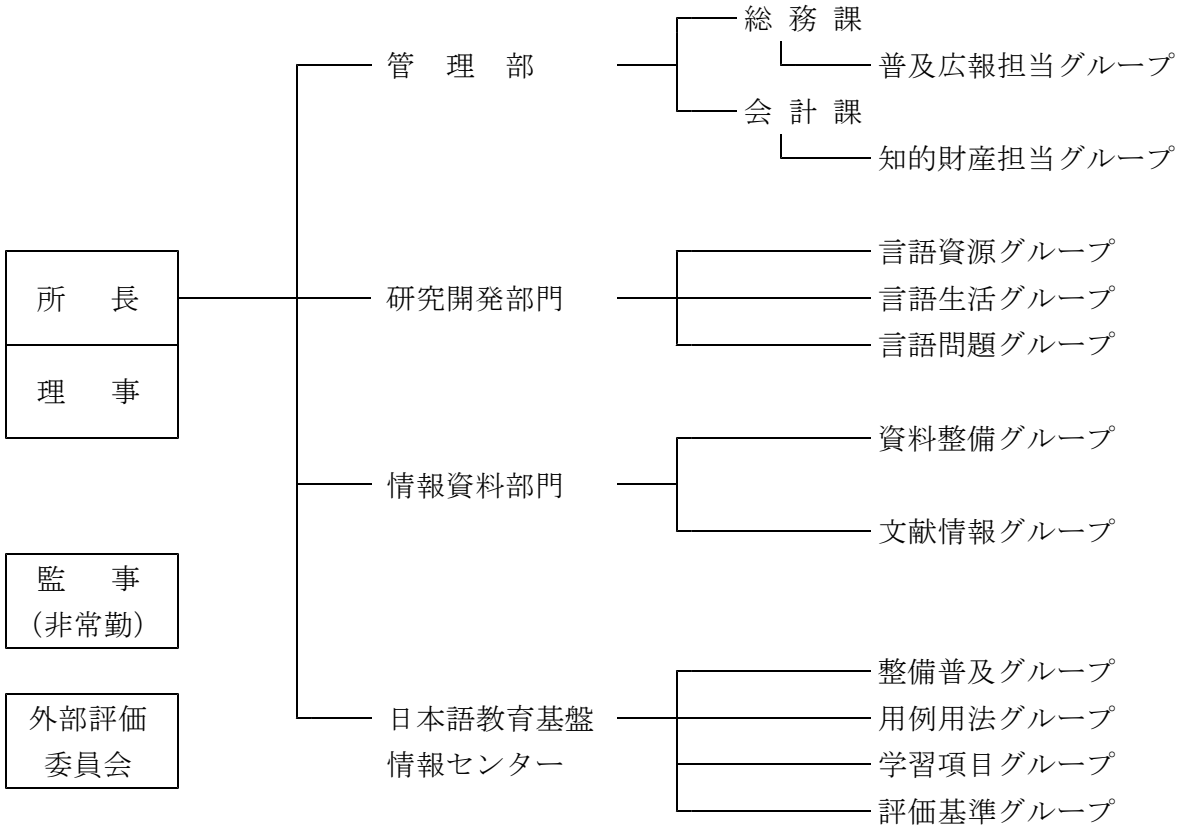

（２）研究所の所在地

〒190-8561　東京都立川市緑町10-２

電話　042-540-4300

（３）資本金の状況

（単位：百万円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,615	0	0	10,615
資本金合計	10,615	0	0	10,615

（４）役員の状況

役 職	氏　名	任　　期	経　　歴
所 長	杉戸 清樹	平成17年４月１日 ～21年３月31日 平成21年４月１日 ～21年９月30日	昭和50年４月 国立国語研究所採用 平成17年３月 独立行政法人国立国語研究所 日本語教育部門長退職 平成17年４月 独立行政法人国立国語研究所長 平成21年９月 独立行政法人国立国語研究所長退職
理 事	徳重 眞光	平成19年10月１日 ～21年４月30日 平成21年５月１日 ～21年９月30日	昭和52年４月 文部省採用 平成17年４月 国立大学法人東北大学理事 平成19年10月 文部科学省大臣官房付退職 （役員出向） 平成21年９月 独立行政法人国立国語研究所理事退職

（５）常勤職員の状況（平成21年９月30日現在）

常勤職員は52人（前年度（平成21年１月１日）比５人減少，8.7%減）であり，平均年齢は45歳（前年45歳）となっている。このうち，国立大学法人等からの出向者は８人（民間機関からはなし）である。

３．財務情報

（１）財務諸表の概況

①　主要な財務データの経年比較・分析

表１　主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経常経費	1,218	1,146	1,110	1,144	618
経常収益	1,218	1,151	1,116	1,154	685
当期総利益	0	5	5	10	67
資　産	10,697	10,504	10,384	10,233	10,129
負　債	293	299	361	390	312
利益剰余金	16	5	10	20	87
業務活動によるキャッシュ・フロー	16	58	106	68	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	−13	−20	−1	−2	−9
財務活動によるキャッシュ・フロー	−6	−8	−8	−9	−5
資金期末残高	160	190	287	344	341

（注１）当研究所の立川市移転に伴い平成17年1月5日に土地，建物等の国有財産の現物出資を受けている。

（注２）平成18年度（第２期中期計画）から運営費交付金の収益認識基準を費用進行基準に改めた。

②　セグメント事業損益の経年比較・分析

表２　事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
調査研究事業	12	−2	0	0	1
日本語情報資料収集事業	−8	9	0	0	−1
研修事業	−4				
国際研究協力事業	−3				
法人共通	4	−2	5	9	67
合　　計	1	5	5	9	67

（注）平成18年度（第２期中期計画）から運営費交付金の収益認識基準を費用進行基準に改めた。

③ セグメント総資産の経年比較・分析

表３　総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
調査研究事業	39	8,559	8,392	8,229	8,149
日本語情報資料収集事業	22	1,097	1,068	1,044	1,029
研修事業	2				
国際研究協力事業	1				
法人共通	10,633	848	923	960	950
合　　計	10,697	10,504	10,384	10,233	10,129

（注）平成17年度に比べて平成18年度の調査研究事業及び日本語情報資料収集事業が増加し，法人共通が減少しているのは，面積比による配賦計算を始めたためである。

④ 目的積立金の申請，取崩内容等

該当事項はない。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

表４　行政サービス実施コスト計算書の経年比較

（単位：百万円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
業務費用	1,179	1,094	1,053	1,093	600
うち損益計算書上の費用	1,223	1,147	1,111	1,145	618
うち自己収入	−44	−52	−58	−53	−18
損益外減価償却累計額	188	188	188	188	94
損益外減損損失相当額	0	1	0	0	0
引当外賞与見積額	0	0	4	−4	6
引当外退職給付増加見積額	38	1	−50	−14	21
機会費用	186	170	129	133	63
(控除)法人税及び国庫納付金	0	0	0	0	0
行政サービス実施コスト	1,591	1,454	1,324	1,396	784

（２）施設等投資の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当事項はない。

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当事項はない。

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当事項はない。

（３）予算・決算の概況

（単位：百万円）

	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	1,174	1,174	1,095	1,095	1,129	1,129	1,111	1,111	510	510	
受託収入	30	29	20	37	0	49	0	41	0	13	
版権使用料・施設等使用料等	7	11	9	10	9	17	9	25	5	20	
計	1,211	1,214	1,124	1,142	1,138	1,195	1,120	1,177	514	542	
支出											
事業経費	408	418	472	423	462	354	456	371	105	196	資料収集･整理等の増加
受託事業費	30	29	20	31	0	49	0	41	0	13	
一般管理費	168	189	59	112	57	101	56	103	22	78	光熱水費等の増加
人件費	605	577	573	580	619	593	608	627	387	336	退職手当の減少
計	1,211	1,213	1,124	1,146	1,138	1,097	1,120	1,142	514	623	

（４）経費削減及び効率化目標との関係

① 人件費においては，「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の計画を踏まえ，中期目標期間の最後の事業年度において，平成17年度予算を基準として，常勤役員及び常勤職員に係る人件費（退職手当及び福利厚生経費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については，削減対象額から除く。）の５％以上を削減する。

② 人件費以外においては，当中期目標期間終了年度において，平成17年度予算を基準として，一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上，事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の５％以上を削減することを目標としている。この目標を達成するため，下記の措置を講じているところである。

- 業務運営を効率化のため一般競争入札による外部委託を推進
- 省エネルギー，廃棄物減量化，リサイクル，ペーパーレスを推進

４．事業説明

（１）財源の構造

中期目標期間中の当法人の経常収益は4,727百万円で，その主な内訳は，運営費交付金収益3,688百万円（経常収益の78％），業務収入62百万円（経常収益の1.3％），受託収入147百万円（経常収益の3.1％）となっている。

（２）事業説明（付：各事業の財務データ）

次ページ以降に，〈詳細資料〉として，各事業の平成21年度の実施状況，成果等を示す。

その際，各事業の実施根拠となっている第２期中期目標（二重線枠），同中期計画（太線枠）をそれぞれの事業に対応させて引用している。

〈詳細資料〉

【４（２）事業説明】

［凡例］

二重線枠：第２期中期目標の文言

太線枠：第２期中期計画の文言

第２期中期目標の序文等

〔中期目標〕

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により，独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

(前文)

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに，国語施策の立案，国語教育，外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり，一層の振興を図る必要がある。

このため，研究所は，我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ，国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配意しつつ，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて，我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上での基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため，研究所の中期目標は，以下のとおりとする。

〔中期計画〕

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第30条の規定により，独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

〔中期目標〕

中期目標の期間

研究所が行う業務，特に科学的な調査及び研究については，客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり，その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから，中期目標の期間は，平成18年４月１日から平成23年３月31日までの５年間とする。

Ⅰ　提供サービス・業務の質向上に関する措置

〔中期目標〕
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1　国語の記録・保存及び実態把握，国語政策への貢献等

〔中期目標〕
1　国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化，情報化など国語をとりまく社会状況の変化は，国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては，このような現状を踏まえ，調査研究の柱となる基幹的調査研究を，中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに，その時々の短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し，その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

（１）基幹的な調査研究の実施

〔中期目標〕
(1) 基幹的調査研究は，時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに，国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し，国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として，次の調査研究を実施すること。なお，この調査研究の成果は，文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

〔中期計画〕
(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに，国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し，国語に関する問題点・課題等を明らかにするため，次のとおり研究課題を設定・実施するとともに，その成果の活用に取り組む。

①　研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

〔中期目標〕

①　言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため，既存の複数のデータベースを取り込みつつ，現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。

〔中期計画〕

①　研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し，次の３点に関して成果を得る。

ア　過去30年の新聞，雑誌，書籍等から得たデータを基に，国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し，既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。

イ　当該データベースを，国語政策の企画立案のための基礎資料の作成，自然言語処理，辞書編集，国語教育，日本語教育に係る教材の作成などに実際的に活用するための研究を行う。

ウ　一般国民や産業界，大学等に対し，インターネットを通じたデータ提供を行うため，その方法を開発し，これを実現する。

１．現代日本語書き言葉コーパスの構築等

【事業概要】

本研究の目的は，今後の日本語研究において重要な研究基盤となる，大規模かつ高精度なデータベースを開発・構築することである。具体的には計画終了時に，語数１億語以上の『現代日本語書き言葉均衡コーパス』を一般公開することを目指している。

なお，本研究は同時期に実施する文科省科学研究費特定領域研究「代表性を有する大規模日本語書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備」（平成18-22年度，領域代表者：前川喜久雄）との連携のもとに行うもので，両者は補完的な関係にある。

本コーパスは，現代日本語の書き言葉を対象とした初めての本格的なコーパスであり，統計的な考え方に基づいて設計する“均衡コーパス”である。また，本コーパスは日本社会にとって多方面での活用が確実な知的資源としての価値を有する。具体的には，新聞，雑誌，書籍等から書き言葉のサンプルをバランスよく収集し，言語研究用の情報を付与して高度な検索ができるデータを作成する。データは，著作権処理を施し，インターネット上で公開する。併せて，本コーパスを実際に活用するための調査研究や構築に必要なデータ整備を進め，コーパスを使った日本語研究の基礎を確立する。

本コーパスの完成により，日本語研究は新たな段階を迎える。すなわち，英語や中国語などと比べて立ち遅れていた日本語のコーパス整備状況が大幅に改善され，正確な実態把

握や定量的分析に基づく客観的な方法がより一般化し，日本語研究の活性化が図られる。社会的には，国語政策の企画立案のための基礎資料の作成，国語教育，日本語教育に係る教材の作成，国語辞典編集の効率化，言語情報処理の精度向上など幅広い分野での貢献が期待できる。

本コーパスの開発期間は５年間で，目標とする収録語数は１億語（運営費交付金により約5,000万語，外部資金により約5,000万語）以上である。

【事業の実績等】

『現代日本語書き言葉均衡コーパス』は１億語規模のコーパスとすることが目標であるが，３年半で，8,500万語のサンプリングを終了し，そのうち8,000万語を電子化（XMLファイル化）し，さらにそのうち5,000万語分の著作権処理を完了する予定であり，法人移管前の９月末まで順調にそのための業務を遂行した。これは当初計画を５％程度上回る進捗状況であることから，目標は十分に達成されていると判断する。

本計画に対する国内外関係者の注目度は高く，国内学会では，日本言語学会，日本語学会，日本語教育学会，英語コーパス学会，人工知能学会などがシンポジウムや学会誌特集記事などで『現代日本語書き言葉均衡コーパス』を取り上げたほか，情報処理学会，漢字文献情報処理研究会のシンポジウムで『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の著作権処理方式がテーマとして取り上げられた。国外でもThe 6th Workshop on Asian Language Resources(2008年1月 ハイデラバード),The 2nd International Symposium on Universal Communication(2008年12月 大阪), The 22nd International Conference on the Computer Processing of Oriental Languages(2009年3月 香港),韓国日本語学会記念シンポジウム(2009年9月 ソウル)で『現代日本語書き言葉均衡コーパス』についての招待講演を行った。

なお，本研究では著作権処理が終了したデータ（4,500万語）について研究者を対象としてモニター公開しているが，2008年度版には500件を超える応募があり，『現代日本語書き言葉均衡コーパス』に対する研究者の期待の高さを示していた。本研究は人間文化研究機構移管後も平成22年度まで現在とほぼ同一の体制で継続することが決まっており，その後，平成23年度には『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の一般公開を開始する予定である。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

〔中期目標〕

② 国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため，過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに，現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。

〔中期計画〕

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し，次の２点に関して成果を得る。

ア 敬語・敬意表現に関して，同一地域における第３回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し，敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする。

イ 言葉遣い，敬語，漢字，言葉の地域差等に関して，全国各地の中核的研究者，地域ごとに言葉に関心を持つ国民，全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより，全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに，中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため，全国約1000地点で今後５年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第１回目を実施する。

２．国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究

【事業概要】

（１）敬語・敬意表現に関する経年調査

敬語・敬意表現に関して，同一地域における第３回目（第１回 昭和28年，第２回 昭和47年）の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し，敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする。

（２）全国規模の「ことば」情報の収集・分析

言葉遣い，敬語，漢字，言葉の地域差等に関して，全国各地の中核的研究者，地域ごとに言葉に関心を持つ国民，全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより，全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析する。

（３）中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため，全国約1,000地点で今後５年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第１回目を実施する。

以上３つのプロジェクトに共通する学術的な意義は，中・長期的な国語の変化を科学的に検討するための「全国的平均像」をとらえる点にある。計量的な側面から国語の使用実態に

関する全国的平均像や「日本の縮図」を得た研究は，諸学界を見渡してもいまだ存在しない。この問題を解決するために，全国規模で人口比に基づくランダムサンプリングを行い，全国約1,000地点で面接調査を実施する。

さらに，Web調査（ネット会社と共同研究）やメール調査といった情報通信技術を利用した研究所独自の「ことば」情報全国ネットワークの構築などを通して，言語生活の実態並びに変化を全国規模で把握するための方法について，迅速性や信頼性等の観点からも検討する。このような重層的な実証的研究は世界でも初めての試みである。以上により，日本全体の中での岡崎市の位置づけを明確に把握するための基礎資料を得ることも期待できる。

【事業の実績等】

（１）敬語・敬意表現に関する経年調査

平成18年度

愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の模様を明らかにするために，予備調査を企画し，ネット調査（Web調査）を実施した。また，経年調査法に関する文献調査を実施するとともに，担当者と協力者の間で研究会を開催し検討を行った。

平成19年度

文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（A)「敬語と敬語意識の半世紀－愛知県岡崎市における第三次調査－」）の交付を受け，愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする第３次敬語調査の実施に向けた検討を行った。

平成20年度

文部科学省科学研究費補助金の交付を受け，愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の模様を明らかにするため，第３次敬語調査を平成20年11月と平成21年２月に実施した。

平成21年度

文部科学省科学研究費補助金の交付を受け，平成20年度に実施した調査データの整理・分析を行い，平成21年８月28日に愛知県岡崎市で調査結果についての報告会を開催した。

本調査については，文部科学省科学研究費補助金の交付を受けることができ，また，愛知県岡崎市の全面的な協力のもとで調査を実施することができた。平成22年３月のまとめに向けて分析を行っているところである。研究成果の発表もホームページ，商業雑誌，学会誌などで積極的に行った。

（２）全国規模の「ことば」情報の収集・分析

平成18年度

全国各地の言葉について信頼性の高い情報を収集・分析することを目的として，各地の中核的研究者から構成される「全国方言調査委員会」を立ち上げ，平成18年８～９月並びに平成19年３月に委員会を開催し，調査・研究の手続きや方法・内容を検討するとともに，先行して行われてきた地理的調査の項目のデータベース化と整備を開始した。

平成19年度

全国方言調査委員会（平成19年９月，平成20年３月開催）において，調査の手続きや方法・内容を引き続き検討するとともに，先行して行われてきた地理的調査における調査対

象項目のデータベース化と調査項目確立に向けての整備を継続した。

平成20年度

全国方言調査委員会（平成20年9月，平成21年１月開催）において，臨地調査の方法・手続き・調査項目(約400項目)を決定し，将来の本格的分布調査を見越した準備調査を全国21地点で開始した。また，先行して行われてきた地理的調査項目のデータベース化を継続した。

平成21年度

全国20地点で準備調査を継続するとともに，全国方言調査委員会（平成21年７月開催）において，移管後の研究方針について検討した。また，公開を念頭に置いた地理的調査項目のデータベース化を継続した。

本研究は，移管後の研究所の基幹プロジェクトとして継続される予定である。学術的水準を保ちながら，移管後の研究プロジェクトに引き継がれる各地研究者との共同研究体制を確立することができた。

（３）中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

平成18年度

全国から無作為に選ばれた1,343人に対する予備的調査を平成19年３月に実施した。実査は民間の調査会社に委託した(オムニバス調査)。

平成19年度

調査方法の妥当性を検証するための調査（同一の回答者に対し調査会社の調査員と研究者が同一の調査票により調査）を実施した。本調査で用いた調査方法によれば，調査会社に委託した場合も,研究者自身が調査した場合と概ね同じ結果が得られることを確認した。

平成20年度

全国から無作為に選ばれた920人に対する本調査を平成21年３月に実施した。実査は民間の調査会社に委託した(単独調査)。

平成21年度

平成20年度に実施した調査項目のうち発音項目の聞き取りを行うともに，本調査全体のデータ整備と分析を進めた。

本研究では，現在変化の途上にある表現等の使用状況について，一定以上の精度を確保し，全国の状況を把握できた。

③　研究成果の活用による日本語像の提案

〔中期目標〕
③　国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため，上記調査研究の成果を活用して，言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

〔中期計画〕
③　上記①及び②の調査研究の成果については，これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について，文化庁との連絡協議の上，国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか，この成果を活用して，次の２点に関して，あるべき日本語像の具体的な提案を行う。
ア　分野別の「外来語」について，適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。
イ　公用文の言葉遣いや表記法等について，現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく，親しみやすい」方向への改善例を提案する。

３．研究成果の活用による日本語像の提案

【事業概要】

学術的に信頼度の高い調査研究や大規模データベースに基づき，日本語のあるべき姿について提案を行う。調査研究の成果や大規模データベースの活用により，改善が期待される言語問題の現状を把握し，改善に向けた提案を行う。そのことによって，国語の科学的な調査研究に基づいた社会的貢献を果たすことを目指す。

【事業の実績等】

平成18年度

第１期中期計画期間中に行った「『外来語』言い換え提案」について，普及書の刊行と，調査研究報告書の編集発行を行った。また，「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」を実施し，最終報告書及び普及書を刊行した。

○「『外来語』言い換え提案」の普及書刊行

国立国語研究所「外来語」委員会編『分かりやすく伝える　外来語言い換え手引き』（平成18年6月，ぎょうせい）１冊を刊行した。第１期中期計画期間中に実施した「『外来語』言い換え提案」の全体と，外来語に関する調査結果に基づく，外来語の使用実態や国民の外来語への意識についての解説を掲載した。省庁，地方自治体に配布するとともに，市販も行った。平成21年9月までに累計８千部を発行した。

○「『外来語』言い換え提案」を支えた調査研究の報告書の編集発行

国立国語研究所報告126『公共媒体の外来語―「外来語」言い換え提案を支える調

査研究―』（平成19年3月）１冊を編集し発行した。第１部「『外来語』言い換え提案で取り上げた外来語」，第２部「外来語についての世論調査と分析例」，第３部「コーパスを活用した外来語の研究」の３部構成。第１部は，176の外来語についての，各種調査データと委員会での論点をまとめた。第２部，第３部は調査研究を担当した研究者による論文を12本収録した。

○「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」の準備

「『外来語』言い換え提案」の理念と方法を受け継ぎ，難解な専門用語を一般に分かりやすく伝える工夫を提案する活動を，医療分野について行うことにした。その活動のための準備的な研究に着手した。

平成19～20年度

○「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」の実施

この活動は，医療の専門家と言葉の専門家とからなる，「『病院の言葉』委員会」を設置し，この委員会から提案する形で実施した。まず，平成19年４月に「『病院の言葉』委員会準備委員会」を設置し，平成19年10月に「『病院の言葉』委員会」を正式に発足させた。平成20年10月に中間報告を発表し，平成21年３月に最終報告を発表した。委員会の活動を支える調査研究として，次の４種を，国立国語研究所の言語問題グループで実施し，調査結果を委員会に提供した。

・言葉の頻度調査（コーパス調査）

医療媒体と一般媒体をコーパス化し，各コーパスにおける使用頻度をもとに，一般の人にとって難解だが重要だと考えられる医療用語を抽出した。

・医師に対する問題語記述調査（インターネット調査）

患者に言葉が通じなかった出来事を，医師約400人に依頼して記述してもらった。

・医療者に対する用語意識調査（インターネット調査）

提案に取り上げる候補100語について，普段の仕事で患者に使うか，患者に伝えるのがどれぐらい難しいかなどの用語意識を，医師・看護師・薬剤師約2,000人に対してアンケート方式で尋ねた。

・非医療者に対する理解度等の調査（インターネット調査）

提案に取り上げる候補100語について，一般の人が，どれだけ認知しているか，理解しているか，誤解しているかを，約10,000人に対してアンケート方式で尋ねた。

活動の成果は，まず中間報告書6,000冊を作成し医療機関等に送付したほか，ホームページでも公表した。この中間報告について意見公募を行ったところ，約900件の意見が寄せられ，95%以上が「提案は参考になる」と回答した。この意見を踏まえてさらに検討を加えた最終報告は，ホームページで全内容を公開するとともに，国立国語研究所「病院の言葉」委員会編『病院の言葉を分かりやすく―工夫の提案―』（平成21年3月，勁草書房）という普及書の形でも行った。この本は，平成21年９月までに累計１万部を発行した。

平成21年度

○「病院の言葉」を分かりやすくする提案の普及

平成20年度に成果を公表した「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」について，様々な媒体で普及活動に努めた。

また，第１期中期計画期間に行った，「『外来語』言い換え提案」も併せて，難解用語の言語問題の実態把握と問題解決のための調査研究を総括すべく，収集した調査データの整理と再分析に着手し，法人移管後も実施できるよう学術的な研究として再編する準備を進めた。

なお，「公用文の言葉遣いや表記法等の改善例の提案」は，平成21年度から着手する予定であったが，法人移管のため，着手しなかった。

（２）喫緊の課題に対応した調査研究の実施

〔中期目標〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究は，文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき，国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し，既に明かになっている課題の解決や，具体的な施策の遂行等に，個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

〔中期計画〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や，具体的な施策の遂行等に，個別的に直接的な貢献をすることを目的として，喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお，教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても，適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には，例えば，文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究，既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し，施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

４．文化審議会の審議課題に関する調査研究

【事業概要】

中期計画の「喫緊課題対応型調査研究の実施」の具体的な事業の一つとして，「文化審議会の審議課題に関する調査研究」を実施する。これにより，（１）文化審議会国語分科会で現在進行中の審議に資する基礎資料を作成・提供するとともに，（２）既に審議され答申が出ている課題についても，施策の遂行に資する基礎資料を作成・提供する。（１）については，現在審議中の「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料を，（２）については，既に審議された「国語力」に関する基礎資料を作成・提供する。なお，遂行に当たっては，国語施策の企画立案や推進に役立つ基礎資料とするため，文化審議会国語分科会漢字小委員会の審議動向を的確に把握するとともに，担当する文化庁国語課との連絡協議を緊密に行う。

【事業の実績等】

（１）「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料の作成・提供

この課題は，第１期中期目標期間の最終年度，平成17年４月から文化審議会国語分科会で審議を継続中の「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」に対応するものである。当初，国語研究所が実施した「現代雑誌２００万字言語調査」の成果を活用して，『現代雑誌の漢字調査(頻度表)』(平成17年10月)，『『現代雑誌の語彙調査』に基づく漢字音訓一覧表』(平成17年11月)の２冊を作成・提供した。第２期中期目標期間に入って，さ

らに『『現代雑誌の語彙調査』に基づく表記一覧』（平成18年11月）』を３冊目として作成・提供した。この３冊は，初期の審議の基礎資料として活用された。

審議が本格化した平成19年度以降は，ほぼ同時期に国語研究所で構築を開始した『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の活用を図り，平成20年度には，その書籍データを基に「漢字音訓一覧表」「漢字頻度表」等の基礎資料を作成・提供した。中でも「『俺』等の表記について（頻度と内訳）」は，国語研究所ならではの客観的な頻度情報を提供し，懸案となっていた審議事項の収束・決着に貢献した点で特筆される。このように審議会への効果的な情報提供が行われた背景には，事業担当者が当初から国語分科会漢字小委員会の傍聴を継続し，審議動向の的確な把握に努めたこと，時機をとらえて小委員会事務局である文化庁国語課と緊密に連絡を取り合ったことがある。

また，この事業に関連して，『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の中の「白書コーパス」に基づいて，常用漢字を中心に漢字の使用実態を把握するための頻度調査を行い，結果を関連学会で発表するなど，この分野の基礎研究も進展させた。以上と並行して，今後さらに多様な媒体を対象として漢字資料を作成するために，基礎となる漢字データベースの整備拡充も推進している。

（２）「国語力」に関する基礎資料の作成・提供

文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」（平成16年２月）では，「国語力」はきわめて多様な側面を持つ重層的な「力」として示されており，複雑な内容を持っている。本課題では，まず，「国語力」というものを国民がどのようにとらえているのか，すなわち，国民の国語力観に関する基礎的知見を得るために，全国規模の意識調査を実施した。その成果は，報告書『「国語力観」に関する全国調査』（平成18年12月）として公表した。

この報告書では，国語研究所が創立以来取り組んできた言語生活研究の成果を生かし，単に読み書きにとどまらず，場面に応じた言葉の使い分けなど，日常の言語生活における言語運用上の様々な問題意識を把握すること，また，それを通して，「言語生活力」の観点から国語力をとらえ直すことを重点的に試みた。分析の結果は，関連学会での研究発表や学術論文の執筆，教育界での講演を通して公表に努めた。これらも含め，新たに，国民各層の「国語力があると感じる人物像」について分析した論文を追加した最終的なとりまとめは，２冊目の報告書『「国語力観」に関する全国調査 ―研究発表と分析―』（平成21年8月）によって行った。

５．電子政府のための調査研究

【事業概要】

本研究は，コンピュータ間でやりとりができない戸籍や住民基本台帳，登記簿で使われている人名・地名を書き表すため，文字情報の調査，文字情報データベースの整備等を行い，「電子政府」などの行政で扱う監事の検討に寄与することを目的とし，競争的公募により経済産業省からの委託を受け，国立国語研究所，情報処理学会，日本規格協会が３者連合体を組んで実施する調査研究である。平成14年度～17年度には「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ１を実施したことを踏まえ，平成18年度～20年度では「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ２として継続して実施する。

【事業の実績等】

平成18年度

「登記固有文字」約12,000字のうち約2,500字について文字同定を行った。

平成19年度

「登記固有文字」約12,000字のうち約7,500字について文字同定を行った。

平成20年度

「登記固有文字」約12,000字の文字同定を完了し，同定結果を漢字情報データベースに追加した。

本研究については，法務省等から要望のあった「登記固有文字」約12,000字の文字同定を３か年の委託契約期間においてすべて完了し，委託契約を100％達成した。

また，このプロジェクトで構築中の「文字情報データベース」に蓄積された約７万字に及ぶ文字情報は当研究所だけが保持・管理している国家レベルの資産である。具体的には，戸籍や住民基本台帳，登記簿の行政情報処理の実務で扱われている人名・地名・法人名等の固有名についての学術的な文字同定の成果をも含み，量のみならず質の面でも価値の高い独創的な資料となっている。それはあたかも「メートル原器」のような「行政用文字の原器」だと称されている。

さらに，このプロジェクトの成果は，総務省の住民基本台帳ネットワークシステムや法務省の登記業務の根幹を支えており，政府の施策に果たす役割の大きさははかりしれない。そのほか，経済界や産業界への波及効果も小さくない。例えば，マイクロソフト社の新OS「ビスタ」に搭載されたフォントは，本事業の成果に基づいている。

２　日本語教育に関する情報の提供

〔中期目標〕

２　日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は，学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており，これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため，研究所においては，国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し，日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏まえて，国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から，日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

（１）日本語教育情報資料の作成・提供

〔中期目標〕

(1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から，国内外の日本語教育機関等に対し，日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し，利用しやすい形態で提供すること。

① 日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報

② 外国人が正しい我が国の国語を認識して，実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

〔中期計画〕

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と，「外国人が正しい我が国の国語を認識して，実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため，大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て，これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い，その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の３つの形態で提供する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成，教材や試験の作成における基盤的な資料として，学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し，提供する。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学，比較文化，異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し，3,000語を対象に用例用法，習得情報，誤用情報，指導情報等が内包された先導

的かつ範型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発,提供する。

③　学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活で必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために，評価基準の項目等評価基準を開発し，提供する。また，この評価基準に基づくテストを開発し，範型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

６．日本語教育情報資料の作成・提供

【事業概要】

日本社会には,50万人以上の政令指定都市４つ分以上に匹敵する人数の外国人が在住する。日本社会の一成員として，人間関係を築き,「豊かな暮らし」を送るためにも日本語で他者と円滑なコミュニケーションを図ることは非常に重要なことであるが，そこには，様々な形態と課題が見られる。そこで，国立国語研究所は，日本人や外国人の日本語使用情報，外国人の日本語習得情報など，日本語教育機関が日本語教育の内容・方法や評価を改善していくための基盤となる日本語資源の整備を図るため，第２期中期計画では,「生活言語としての日本語」を柱として，必要な日本語教育情報資料の作成・提供を目標とした。

この目標を達成するために,（１）学習項目一覧と段階的目標基準の開発,（２）日本語学習のための用例用法辞書の開発,（３）学習目的別の日本語能力評価基準の開発，の３つのアプローチから，日本語の使用実態を踏まえ，研究を推進する。

国立国語研究所が平成21年９月末に移管されることになったため，平成22年度までの第２期中期計画を変更し，これまでの３年半の研究成果をまとめることになった。得られた研究成果や知見は，関係機関への資料提供，報告書の刊行と配布，学会等での発表，国立国語研究所のWebサイトからの発信，成果普及セミナーや研究会の開催などを通じて，その普及と活用の促進に努める。

【事業の実績等】

国立国語研究所の移管を受けて，平成21年度９月までに研究成果をまとめて提供することに向け，当初の計画，目標の変更を行った。（１）学習項目一覧・段階別目標基準の開発は，学習項目の試案を作成し，文化審議会国語分科会日本語教育小委員会への提供，学会発表や成果普及セミナーや電子媒体を通じて研究成果の普及に努めた。（２）日本語学習のための用例用法辞書の開発は，日本語学習のための意味記述のあり方を提供するとともに，電子媒体で試行版を提供した。（３）日本語能力の評価基準・項目の開発は評価モデル，評価者の評価意識モデルの試案を作成し，学会発表や成果普及セミナーや電子媒体を通じて研究成果の普及に努めた。

平成22年度までの第２期中期計画が３年半で終了することにより，下記の（１）～（３）のように研究成果が中間報告的になったことは否めないが，今後の日本語教育にとって重要な研究成果と日本語情報を提供したと自己評価する。

（１）学習項目一覧と段階的目標基準の開発

日本社会の一員として地域に根付き，職場や学校等で活躍するために外国人が身に付けるべき日本語能力＜生活のために必要な日本語能力＞とは何かを明らかにすることが本研究の課題である。この課題を，(ア)コミュニケーション能力の枠組みと構成要素の同定，(イ)学習項目一覧と段階的目標基準の作成の２段階に分け，平成20年度までの３年間に以下の調査研究を実施した。

（ア）コミュニケーション能力の枠組みと構成要素の同定のために，

①　コミュニケーション能力，言語能力等に関する先行研究の分析

②　初級教科書におけるコミュニケーション能力の扱い方の調査

③　国内外の移民等に対する自国語教育に関する調査

（イ）学習項目一覧と段階的目標基準の作成のために，

①　国内外の移民等に対する自国語教育のシラバス等の比較

②　言語使用実態及び学習ニーズに関する調査(質問紙調査及びインタビュー調査)

当初の計画では，第２期中期計画の３年目である平成20年度から，実際の言語データを収集し，平成21年度からは，その言語データを元に，学習項目一覧の細分化及び段階化を行う予定であった。しかし，当研究所の移管に伴い，５年の計画を３年半で切り上げることになったため，項目一覧の中でも「生活のために必要な行動」を明らかにすることにとどめることとした。

最終年度の平成21年度上半期は，それまでの調査によって収集したデータの分析を続けるとともに，分析結果を整理し，「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案」にまとめた。併せて，この「案」作成に至るまでの複数の調査研究について，論文を執筆し，『日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発－報告書－』を平成21年９月に刊行した。

テーマとした「生活のために必要な日本語」は，文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が明らかにしようとする「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容」と関連するため，得られた知見は，これまで，同小委員会において，ヒアリング及び資料提供の形で活用された。同時に，「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容」検討の際には，要請に基づき，同テーマに関する専門知識を有するとして人材を提供した。

なお，「生活のために必要な日本語」を明らかにすること，必要な日本語を一覧化・段階化することについては，科学研究費補助金による研究（「『生活のための日本語』に関する基盤的研究：段階的発達の支援を目指して」研究代表者：金田智子）及び，平成21年10月に発足する国立国語研究所日本語教育研究・情報センターでのプロジェクトとして発展的に取り組む予定である。

（２）日本語学習のための用例用法辞書の開発

作成する用例用法辞書の基本デザインについて，次のような基本方針を立てた。

（ア）従来の辞書のように「語」を見出し項目として，そこに種々の情報を盛り込むのではなく，「意味上・使用上の単位となる表現」を見出し項目とし，その表現の使用上のポイントとなる点を記述する。

（イ）従来の辞書のように表現の意味を一般化・抽象化した形で記述するのではなく，表現の使い方（使用上の注意）を具体的に記述する。
（ウ）１つの完結した辞書を作るというよりは，辞書記述上問題になる点を体系的に整理し，表現の性質に最も即した，そして日本語学習者にとってわかりやすい辞書記述のあり方を追求することに主眼を置く。
（エ）日本語教育基本語彙を選定し，その語彙の範囲内で記述を行うということまでは，今回は行わない。

この方針のもとで，平成18年度は，『明鏡国語辞典』（大修館書店），『日本語文型辞典』（くろしお出版），『日本語表現活用辞典』（研究社）の編者を講師とする研究会を開催した。平成18年度，平成19年度を通じて，学習者用辞書（Learner's Dictionary）に関する情報の収集と分析，並びに用例用法辞書の基本デザインについて検討を行った。

平成21年10月に国立国語研究所の大学共同利用機関法人への移管ということで第２期中期計画が変更されたことに伴い，最終目標を3,000語の記述例の蓄積から，「日本語教育における辞書の可能性」並びに「非母語話者のための日本語語彙の意味用法の記述法」の検討に変更した。

研究成果を研究論文３件，学会発表２件，成果普及セミナー１件，Web版「日本語観察館」試行版の試験公開の形で公開し，成果の普及に努めた。また，中国語・スペイン語母語話者にわかりやすい辞書記述のあり方を検討した結果の一部を「母語別日本語用例用法辞書の研究」としてまとめた。

本研究プロジェクトは，大学共同利用機関法人移管などの要因により，3,000語の記述例の蓄積という当初の目標は実現できなかった。しかし，「日本語観察館」の試行版は，量は少ないが，日本語教育のために必要な情報とその記述法に関する考え方がポイントを押さえてまとめられたものである。また，「母語別日本語用例用法辞書の研究」は，単に日本語母語話者による説明を翻訳するのではなく，「学習者の母語の感覚を活用して日本語の文法・意味を説明する」という考え方に立ち，日本語非母語話者にとって学習に必要な辞書における説明の仕方を提示したことは，学習辞書の範型を目指した当初の計画の目標の一部を達成したと考える。

（３）学習目的別の日本語能力評価基準の開発

日本語教育分野では，テストや成績づけなど，「学校場面における日本語運用の評価」に関しては従来十分な研究が行われてきたが，「生活場面における日本語運用」をどう評価すべきか，ということについての調査研究はほとんど見当たらない。また，「生活場面における日本語運用」を評価するということは，ともすると日本語のできない外国人を排除する，という結果につながる恐れもあり，十分慎重に議論を進める必要がある。

そこで，本研究プロジェクトでは，
（ア）「一般日本人が，生活場面における外国人の日本語運用（主として書きことば）をどのように評価しているか」という実態を調査し，
（イ）一般日本人が，自分自身の評価のあり方を自覚し，他者の評価のあり方と比較し，必要あれば自分の評価のあり方を見直していくための方策について考察した上で，
（ウ）日本で生活する外国人の，生活場面における日本語運用を，具体的にどのように評

価していくのがよいか，ということについて考察を進めるという手順で研究を進めることを企画した。しかし，当初５年の予定であった研究期間が３年半に短縮となったため，平成20年度から上記（ア），（イ）に絞って以下のとおり調査研究を進めることとした。

① 日本で生活する外国人が，生活場面で実際に書くことになりそうな文章の課題を設定し，その課題に基づき，日本で生活する外国人に日本語の文章を実際に書いてもらった（また参考のため，同一課題により日本語母語話者にも文章を書いてもらった)。その書きことばデータにはコミュニケーション機能情報等を付加し，データベースとして整理した。

② 上記アで収集された文章を多数の日本語母語話者に読んでもらい，それらをどういう観点で評価しているかを，質的・量的双方の手段によって調査した。

③ 上記調査によって，「外国人の日本語」に対する日本人の評価観の多様性を明らかにするとともに，評価のあり方によって日本人をいくつかのカテゴリに類型化する試みを行った。また，多様な評価のプロセスを抽象化し，「評価プロセスモデル」の試案を提案した。

これら調査研究の成果は，研究論文（国内６件)，口頭発表（海外１件，国内６件)，データベース・ツール公開３件，研修会２件，報告書（掲載論文15編）１件のほか，「日本語学習者による言語運用とその評価をめぐる調査研究」というホームページを通じて，成果の普及に努めた。その結果，論文被引用件数も50件を超え，「評価研究」に新しい視座を提供するものとして注目を集めた。第２期中期計画が変更されて途中段階ではあるが，平成21年９月に，既発表の論文７編に新規執筆論文３編を付け加え，報告書（「日本語学習者による言語運用とその評価をめぐる調査研究「日本語能力の評価基準・項目の開発」成果報告書）として刊行した。

（２）日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

〔中期目標〕

(2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として，日本語教育に関するデータベースを構築する。また，効率的，効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに，日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年１回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については，参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう，その内容・方法の充実を図ること。

〔中期計画〕

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し，普及させるために，次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として，大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと，日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

② 成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに，関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から,インターネットを活用するとともに，国内の日本語教育機関，国際交流基金，日本語教育関係団体，大学，留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員，日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお，満足度調査を実施し，参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう，その内容・方法の充実を図る。

７．日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

【事業概要】

６の事業概要（29ページ）で述べたように，在留する日本語学習者の文化的背景，母語，学習目的，学習環境，学習適性は様々である。日本社会で人間関係を築きつつ暮らしていくために必要な日本語コミュニケーション力の習得には，このような多様化を考慮した日本語教育が必要である。しかし，これまでの日本語教育において，基盤となるデータとして，研究所の雑誌九十種，七十種，テレビ放送語彙，中学高校教科書語彙，話し言葉コーパスといった日本人の日本語使用実態のものはあったが，外国人の日本語使用実態のものは小規模な

ものしかない。また，外国人の学習を前提とした言語教育，言語発達，言語習得からの大量の言語データもない。そこで，日本語教育の基盤整備の一環として，国語研究や日本語教育研究のこれまでの成果を踏まえ，日本語教育や日本語学習に必要な情報が付加された様々なデータベースを作成・提供する。

この目標を達成するために，（１）日本語教育データベースの構築（にほんご学びネットの構築も含む。）を目指して，必要な情報・データの収集や調査・研究，整備作業を推進する。また，得られた基盤情報（データベース群），研究成果や知見は，関係機関への資料提供，学会等での発表・報告，国語研究所のWebサイトからの公開・発信，成果普及セミナーや研究会などを通して，その普及と活用の促進に努める。

【事業の実績等】

法人移管を受けて，平成21年９月までに，収集，整備した情報・データや研究成果をまとめて提供するため，当初の計画の変更を行った。（１）日本語教育データベースの構築（にほんご学びネットの構築も含む。）は，２つの視点（日本語の実データの収集，日本語教育研究に必要な実データの収集）から，基盤情報の収集と整備を目指していたが，その内容・分量などの変更を図りつつ，データベースの集合体である日本語教育データベースの構築に向けた情報・データの収集，整備を行うとともに，研究成果の普及に努めた。

（１）日本語教育データベースの構築

日本の地域で生活している定住外国人の言語生活環境の充実を図るためには，日本語コミュニケーション力の育成を重視した教育・学習の必要性がますます重要となってくることが予想される。こうした背景，ニーズ及びこれまでの国語・日本語研究や日本語教育研究の成果を踏まえ，日本語教育や日本語学習に必要な情報が付加された様々なデータベースを作成・提供することが，本プロジェクトの課題である。

この課題の達成に向けて，まず初めに「どんな情報が不足しているのか（必要なのか）」「どんな方法で収集，整備，提供することで，自国語の教育現場のニーズに対応し，貢献できるか」というような観点で，日本語教育の基盤情報とは何かという検討を行った。併せて，アメリカ，韓国，欧州諸国などにおける自国語のデータベース構築や自国語普及政策の現状に関する調査を実施した（報告書『海外主要国におけるデータベース作り及び自国語普及政策に関する調査研究Ⅰ～Ⅳ』）。

その後，（ア）日本語の実データ（できるだけ大量のデータ）の収集，及び（イ）日本語教育研究に必要な実データの収集という２つの視点から，以下の①～⑦のような項目に分かれた基盤情報の収集，整備を目指して，データベースの集合体（データベース群）である日本語教育データベースの構築に向けたプロジェクトを展開した。

①プロジェクト，②研究用データ（要会員登録），③他の研究用データ，④文献等研究動向，⑤日本語教育の動向，⑥学習と教育（ツール・素材），⑦報告書・刊行物

このうち，①プロジェクトにおいては，ヒトと言語に関する研究課題を掲げつつ，主に国語研究所の３つのグループ（学習項目，評価基準，用例用法）が作業を進めてきた研究

の成果を公開した。また，②研究用データ（要会員登録）では，定住外国人の言語生活環境の充実や日本語コミュニケーション力の育成を目指した教育・学習の基盤となる，ＯＰＩ（Oral Proficiency Interview）の枠組を活用した日本語学習者会話データの収集，整備を行い（付加情報や検索抽出等の機能を加えて），データベースとして公開することを目指した。作業は，横断的に390人分（30分/人→総時間約195時間）のデータを収集し，文字化して，学習者の属性情報とレベル判定付のデータとして整備した。また，このうち217人分のデータ（音声化の許諾付きデータ）については，マスキング等の処理を施して入手希望者に応えられるよう整備した。このほか，所内の既存情報の中から，日本語学習者会話ストラテジーデータと言語行動意識調査データを整備，公開するとともに，外部の名大会話コーパスをリンクした。

③他の研究用データでは，日本語学習者会話データベース：縦断調査編をはじめ，研究所内外で作成されたデータベース・コーパスを紹介し，公開，リンクさせた。このうち縦断調査は，外国人定住者の分散地域と集住地域の２地域（２年間）で，ＯＰＩの枠組を活用したもので，日本語学習者会話データ延べ40人分（各地域10～13名）（20～30分/人，総時間約20時間）を収集，整備して（付加情報や検索抽出等の機能を加えて），公開する準備を行った。

④文献等研究動向については，「日本語教育関係論文検索」では紀要・論集等に掲載された日本語教育関係論文が，「科学研究費補助金採択課題検索」では文部科学省科学研究費補助金採択課題のうち日本語教育に関係する課題がそれぞれ検索できるようにした。

そのほか，⑤日本語教育の動向においては，国内外の日本語教育関係機関・団体，関係調査・資料や試験へのリンクを掲載し，⑥学習と教育（ツール・素材）では，教師や学習者が使用可能な日本語教育のツールや素材が載せられており，e-Japanプロジェクトで作成された「擬音語擬態語」「カラオケの作り方」「発声発話訓練例文集」などのほか，日本語教育基盤情報センターで開発した「基礎日本語活用辞典」などを公開した。また，⑦報告書・刊行物のページは，研究所発行の日本語教育関係刊行物のホームページとなっており，「日本語教育年鑑」「日本語教育論集」「日本語教育ブックレット」などを紹介している。

以上のようなデータベース群を「日本語教育ネットワーク（http://dbms.kokken.go.jp/nknet/）」という総称で公開している。また，このプロジェクトの過程で生まれた研究成果や報告書・刊行物には，研究論文（国内２件），口頭発表（海外２件，国内14件），研修会等15件，報告書６件，「教育基本語彙の基本的研究－増補改訂版－」（国立国語研究所報告127，明治書院）「日本語教育年鑑　2006～2008」（くろしお出版）「日本語教育論集　23～25」（国立国語研究所日本語教育基盤情報センター）などがある。

法人移管に伴い，日本語教育データベースの内容の充実が当初予定したようにはできなかったが，このデータベースの構築により，言語習得研究，言語生活研究，協働実践研究，社会言語学，福祉言語学，応用言語学さらには形成的評価の観点からの日本語教育実践の改善・発展へへの貢献など，日本語教育研究の新たな展開やさらなる充実に向けて，重要な研究成果と日本語情報を提供したと考える。

３　情報発信

〔中期目標〕
３　調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

（１）調査研究成果の公表及び普及広報事業

〔中期目標〕
(1) 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果については，次の方法により積極的に情報を発信すること。

〔中期計画〕
(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業
　国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

〔中期目標〕
①　学術誌への掲載や学会等での発表を促進し，研究所全体として，中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも増加させること。また，研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い，研究発表会については，参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう，その内容の充実を図ること。

〔中期計画〕
①　調査研究成果の公表
　学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし，研究所全体として，中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも１割増加させ，また，研究発表会（年１回）と査読付論文誌（年２種）の刊行を行い，研究発表会については，参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう，その内容を充実させるなど，調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

８．調査研究成果の公表

【事業概要】

学術誌への掲載や学会等での発表を促進し，また，研究発表会を年１回開催し，その内容の充実を図るとともに，査読付き論文誌２種，『日本語科学』，『日本語教育論集』を刊行するなど，調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

（１）公開研究発表会

公開研究発表会は，国語研究所の研究・事業の成果を，主として研究者，教育関係者，大学院生など，それぞれの分野の専門家をはじめとした各層を対象として公開し，発表・質疑・討論・研究室公開などを通じて，評価や批判を受ける機会とするものであり，そこで行われた議論や得られた評価・批判を，その後の研究・事業の実施や企画に生かすことを目的としている。国語研究所では「ことば」フォーラムも開催しているが，「ことば」フォーラムが，専門家ではなく広く一般市民を対象として，啓発的な姿勢を持ちながら講演や公開討論を行うことに主眼を置くものであるのに対して，研究発表会は主として所内プロジェクトによる研究課題について，より専門的な成果を世に問う場として開くものである。

（２）日本語科学

『日本語科学』は，国語研究所における調査研究，並びにそれらと関連を有する調査研究の成果を学術論文の形で公表することを通じて，広範な日本語研究の発展に寄与することを目的とする。

国語研究所は日本語及び日本語教育に関する我が国のみならず世界唯一の研究機関であり，世界の日本語研究センターとして国の内外の日本語研究の発展に寄与することは，その社会的使命の１つである。『日本語科学』を，良質で高度な研究成果を厳密な査読制度に基づいて収録した専門学術誌として編集・刊行することは，そうした社会的使命を果たすための重要な事業である。

国語研究所が行う現代日本語や国民の言語生活についての科学的な調査研究，日本語教育の内容や方法に関する科学的・実践的な調査研究・事業は，他の大学や学会で組織的にこれらを専門に行うところのない独自な領域を形成している。こうした領域に関する研究論文等を収録する専門学術誌は，その領域を維持し拡大する上で大きな学術的有用性を持つ。

前述のような独自の領域における学術論文を公表する場として，本誌は国語研究所員だけに開かれているものではなく，所外の研究者や教育関係者に広く開放されており，社会全体としてみるとき必ずしも多くはない人文・語学系の専門学術誌の貴重な１つとして社会的有用性を堅持している。この点は，大学等のいわゆる紀要類はもとより，世の学会機関誌がほとんどの場合，論文投稿・掲載の機会を，所属する教員や大学院生，あるいは学会会員にのみ開いているのと対照的である。

（３）日本語教育論集

『日本語教育論集』は，日本語教育及び日本語教師教育の内容・方法に関わる研究，その中でも特に，教育実践に基づいた研究，新たな視点に立つ研究，将来の展開が期待される研究などの成果を積極的に収録・公表することにより，日本語教育の発展に寄与することを目的とする。

本誌を発行することにより，日本語教育の実践研究や記述法が現場教師から研究者に至る幅広い層の間で確立し，「教師による教育実践研究」が日本語教育における研究領域の一分野として成立していくことが期待できる。これは，日本語教育学会の機関誌をはじめとし，大学の紀要や関連する雑誌においては期待しにくい独自の学術的な貢献である。

日本語教育の実践に基づいた研究（実践研究，教室研究）は，日本語教育の発展のために必要不可欠のものである。しかしながら，実践研究の方法論及び記述法は他の研究分野に比べ，未成熟でもあり，従来の学術研究論文の枠組みになじまない部分も多いため，発表の場が非常に限られている。

こうした状況に対して，本誌を日本語教育における実践研究のための専門的学術雑誌として発行することにより，教師間で広く経験や成果を共有したり相互交流させたりする媒体を確保し，教師自身による実践研究の促進，教師の資質能力の向上，教育の改善の基盤を固めることが期待できる。

【事業の実績等】

学術誌への掲載や学会等での発表の促進，研究発表会の年１回開催，査読付き論文誌２種，『日本語科学』，『日本語教育論集』の刊行など，内容の充実，調査研究成果の公表の多様化と活発化など，所期の目標を十分に達成した。

（１）公開研究発表会

毎年度１回，公開研究発表会を実施した。プロジェクトの成果を問うものや，進行中の取り組みについて議論を深めるものなどが実施され，全体を通して，高い評価が得られた。

広報については，①電子的手段（電子メール，Webページ等），②広報用紙媒体（ポスター，チラシ等），③出版物での広告（新聞，雑誌，広報誌）等の多様な媒体を通じて行った。なお，平成21年度は平成21年10月に移管があるため，毎年，12月に開催される公開研究発表会は開催しなかった。

開催実績

年　度	テーマ	参加者数	アンケート	備　考
平成18年度	方言文法の全国分布と全国方言調査の将来像	154	92%	シンポジウム発表４件 ポスター発表７件
平成19年度	「生活日本語」の学習をめぐって　－文化・言語の違いを超えるためにー	150	97.8%	発表４件 コメント・ディスカッション
平成20年度	言語生活の研究法：方言と文字	75	71.4%	研究発表２件

※アンケートの項は，全回答者数のうち「有意義だった」「役に立った」という感想の割合。（平成20年度は，平日金曜日の開催ということもあり，参加者数75人であった。アンケートの回収数は14件と少なく，数字に問題があるが，単純に計算した数字を示した。）

（２）日本語科学

論文は，所内外の研究者による厳正な審査を経て，毎号，学会機関誌等の学術雑誌に比べても遜色のない分量を順調に掲載し，また，特集を企画して学界の関心を喚起するなど，研究所における調査研究やそれらと関連を有する調査研究の成果を学術論文の形で公表することを通じて，広範な日本語研究の発展に寄与するという目的を達成した。

作成状況

年　度	内　　容
平成18年度	第19号（176ページ）：研究論文４編，調査報告１編，研究ノート１編，研究所報告２編，その他
	第20号（124ページ）：研究論文３編，調査報告１編，書評１編，研究所報告１編，その他
平成19年度	第21号（158ページ）：研究論文４編，調査報告１編，研究ノート１編，研究所報告１編，その他
	第22号（211ページ）：研究論文８編，調査報告１編，研究ノート２編，その他
平成20年度	第23号（139ページ）：寄稿論文１編，研究論文２編，調査報告１編，研究ノート１編，研究報告２編，その他
	第24号（143ページ）：研究論文３編，調査報告１編，その他
平成21年度	第25号（172ページ）：研究論文４編，調査報告１編，研究ノート２編，研究所報告２編，その他

なお，法人移管を受け，新研究所の目的や研究領域に対応した編集方針の変更等が考えられることから，平成21年4月刊行の第25号の発行をもって当面の間，休刊することとした。

（３）日本語教育論集

編集委員を含む所内外の専門家による厳正な査読及び修正依頼後の査読を経た論文の掲載や，日本語教育における実践研究のための専門的学術雑誌としての特集の企画など，日本語教育及び日本語教師教育の内容・方法にかかわる研究，特に，教育実践に基づいた研究，新たな視点に立つ研究，将来の展開が期待される研究などの成果を積極的に収録・公表することにより，日本語教育の発展に寄与することという目的を達成した。

作成状況

年　度	内　　容
平成18年度	第23号：研究論文２編，報告１編
平成19年度	第24号：特集記事３編，研究論文１編，報告１編
平成20年度	第25号：特集記事２編，研究論文３編

法人移管のため，平成21年度は刊行しなかった。

（４）学術誌への掲載や学会等での発表

	18年度	19年度	20年度	21年度	第２期合計	第１期合計	第1期に対する割合(%)
A	29	25	35	19	109	161	67.1
B	11	29	30	8	82	69	113.0
C	58	76	78	27	239	303	78.9
C１	9	24	28	12	73	30	243.3
C２	47	52	50	15	149	237	62.9
D	27	25	20	8	80	132	60.6
E	111	135	136	49	464	480	89.8
E１	86	100	97	27	323	300	103.3
E２	25	35	39	22	141	180	67.2
F	92	90	74	52	270	146	211.0

※記号の内容

A　所刊行物の件数　　報告書による公表

B　所員執筆・編集単行本等件数　単行本による公表

C　学術雑誌・商業雑誌に掲載された論文等の数

　C１　査読誌への掲載件数

　C２　専門誌等からの依頼掲載件数

D　論文集等掲載件数　　論文による公表

E　口頭・ポスター発表件数

　E１　口頭・ポスター発表(予稿集あり)

　E２　口頭・ポスター発表(予稿集なし)

F　その他（広報誌，ニュースレター，新聞コラム等掲載件数）

法人移管により，５年の中期計画期間が３年半となったため，第１期中期計画期間よりも，誌上発表件数および口頭発表件数を１割増加させるという中期計画の目標が達成できたかどうかであるが，学術雑誌・商業雑誌に掲載された論文等の合計数は，第１期のほぼ８割弱であり，口頭・ポスター発表件数は第１期の９割弱の件数に達している。これらについて，単純に中期計画期間が短縮された割合だけ，目標をスライドさせると，短縮された中期目標期間内で，第１期の77%を超えていることが目安となるが，３年半について見れば，当初目標を超えている。

また，上記の分類の中で，傾向を見てみると，第１期と比べて，現時点で，すでに100%を超えているものは，Ｂ（単行本による公表），Ｃ１（査読誌への掲載），Ｅ１（予稿集のある口頭・ポスター発表），Ｆ（その他：広報誌，ニュースレター，新聞コラム等掲載件数）がある。

この中でも，特に，Ｃ１の査読付きの学術誌への投稿の増加，Ｅ１の口頭発表（特に予稿集のある学会等での発表）は，学術誌への掲載や学会等での発表を促進するという目標の方向に沿った部分で伸びていることが示されている。さらにFは新聞や様々な雑誌，メディア等への成果の普及広報的な側面も持つ発表の機会の増加を反映しており，普及広報や，国民に開かれた研究所としての活動が現れている。

当初の５年間の期間の途中であるが，当初の目標を十分に達成できるペースで進んだと自己評価できる。

〔中期目標〕

② 成果普及図書等を作成する他，効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

〔中期計画〕

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，時宜に応じた重点テーマの設定，普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ，これを基軸として，下記のような媒体等を総合的に活用し，運営する。

・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年２種作成する。
・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
・国立国語研究所概要等を作成する。
・講演会，施設公開等を実施する。

９．普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

【事業概要】

国語研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，時宜に応じた重点テーマの設定，普及・広報媒体の複合的利用の活用などの措置を講じ，これを基軸として，下記のような媒体等を総合的に活用し，運営する。

（１）『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年２種作成する。

日本語に関する興味・関心を一般の人々に持ってもらうため，普及書の『新「ことば」シリーズ』を毎年１冊発行する。また，これとは別に，国語研究所の調査研究・事業の成果を広く公表普及し，これを通じて日本語・言葉遣い・日本語教育等について興味・関心を持ってもらうため，一般を対象とした成果普及図書を１種作成する。

（２）ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。

国語研究所の各プロジェクトの研究成果の発信，刊行物や各種催し物の案内や報告等をホームページ等を活用し，普及広報する。

（３）国語研究所概要等を作成する。

国語研究所の研究・事業を紹介し，広範かつ適切な認知と理解を得るために，概要等を作成する。

（４）講演会，施設公開等を実施する。

国語について国民の意識を高め，また国語研究所の調査及び研究の成果を公表するため，広く一般を対象にした公開事業として「ことば」フォーラム，施設公開等を実施する。

【事業の実績等】

刊行物・広報資料の発行，インターネットによる普及広報，公開事業等の開催等，異なった特徴を持つメディア相互の連携を取り，より効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，これらを複合的・総合的に活用し，以下のことを行った。なお，メディア相互の連携体制をより円滑に行えるよう，普及広報部会，関連の各小委員会，普及広報担当グループをはじめとする連携体制の下，相互連絡，企画実施を図った。

（１）成果普及図書

言葉について広く関心の持たれている問題を取り上げて，座談会，解説，言葉に関する問答集等により，その問題について考えたり話し合ったりするための材料を提供する目的で，『新「ことば」シリーズ』を毎年１冊発行した。

また，国語研究所の調査研究・事業の成果を，専門的な報告書とは異なる内容構成によって一般向けに普及する図書を，毎年作成した。

これら成果普及図書の作成実績は以下の表のとおり。

このほか，『コンピュータ利用日本語教育の課題と実践』及び『日本語教育ブックレット』10についても準備を進めていたが，これらは，日本語教育事業の見直し及び法人移管を受け，その後の対応等を考慮し刊行を中止した。

なお，平成21年度については，法人移管を受けて，成果普及図書（２種）の作成は行わなかった。

○　作成実績

年　度	内　　容
平成18年度	・『新「ことば」シリーズ20』「文字と社会」（Ａ５判112ページ，定価500円（税込み），ぎょうせい） ・国立国語研究所「外来語」委員会編『分かりやすくする外来語言い換え手引き』（四六判276ページ，定価1,600円（税込み），ぎょうせい） ・『日本語ブックレット』2005（電子版）
平成19年度	・『新「ことば」シリーズ21』「 私たちと敬語」（Ａ５判128ページ，定価500円(税込み)，ぎょうせい） ・『日本語ブックレット』2006（電子版）
平成20年度	・『新「ことば」シリーズ22』「辞書を知る」（Ａ５判128ページ，定価500円(税込み)，ぎょうせい） ・国立国語研究所「病院の言葉」委員会編著『病院の言葉を分かりやすく―工夫の提案―』（勁草書房，定価2,000円（税別），Ａ５判並製，260ページ） ・『日本語ブックレット』2007（電子版）

（２）ホームページ等のインターネットによる普及広報

国語研究所の研究成果の公開，国民に開かれた業務運営の推進のために，ホームページの充実，活用を図った。平成18年度には，ホームページの全体的な構成，デザイン等の全面的な改訂を行い，研究情報等を一層充実させることにより，より利用しやすいホームページとなるよう改善を図った。

また，運用体制についても，普及広報グループでは，ネットワーク委員会情報セキュリティ管理部会と連携を図りつつ，ホームページ内容の運用整備を継続して行うとともに，平成19年度以降は，所内協力者（ネットワークヘルプ担当）による体制強化を行うなど，運用整備について迅速かつ適切な対応を図った。

アクセス状況は，基調として順調に推移している。

なお，ホームページのアクセス件数については，社会的インパクトの大きい「外来語言い換え提案」が大きく寄与している。平成18年度が突出しているのは，「外来語言い換え提案」の最後になる本発表が行われたことが，要因として大きく影響している。

アクセス件数（ページビュー）に関しては，下記のように推移している。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
アクセス件数(件)	11,057,543	5,945,000	8,093,137	4,540,874

（３）国語研究所概要等

①　「国立国語研究所概要」の作成

和文概要（Ａ４判24ページ）を毎年作成し（平成18年度5,000部，19・20年度各4,000部，21年度3,000部），文部科学省所管の機関・独立行政法人，国立大学人文系研究所，人文系大学共同利用機関のほか，研究所主催の各種行事等において，参加者へ積極的に配布した。

②　「国立国語研究所英文概要」の作成

国語研究所の研究・事業の実績及び第２期中期計画の内容を分かりやすく紹介する英文概要（Ａ４判14ページ）を作成し（平成19年度1,000部，20年度1,000部増刷）国際シンポジウムをはじめとする研究所主催の行事等で参加者に配布した。また，研究所の実施事業に関する理解促進を進めるべく，海外からの来訪者等に配布するとともに，海外諸機関や国際学会への出張時に持参し，活用した。

③　広報紙「国語研の窓」の作成

研究所の活動と研究成果を広く国民一般に伝えることを目的として，広報紙「国語研の窓」を年４回（４月，７月，10月，１月。各号Ａ４判８ページ）発行した。最終号は第40号（平成21年７月）。

（４）施設公開等

①　「ことば」フォーラムの開催

国語について国民の意識を高め，また研究所の調査及び研究の成果を公表するため，広く国民一般を対象にした公開事業を各年２回，計６回開催した。

なお，平成21年度については，法人移管を受けて，「ことば」フォーラムの企画・実施は行わなかった。

開催実績は以下のとおり（平成17年度までに通算29回開催）。

年　度	テーマ	開催地	参加人数	アンケート
平成18年度	【第30回】日本語の中の外来語と外国語 ― 新聞，雑誌，テレビ ―	所内	140	87.2%
	【第31回】日本語の中の外来語と外国語 ― 新聞，雑誌，J-POP―	京都	76	
平成19年度	【第32回】映像作品から話しことばを考える	所内	75	96.8%
	【第33回】映像作品から話しことばを考える ―国語・日本語教育の現場で―	福岡	84	
平成20年度	【第34回】敬語と方言 ―ふるさとのことば―	愛知	103	86.5%
	【第35回】病院の言葉を分かりやすく	所内	186	

※アンケートの項は，全回答数のうち「有意義だった」「役に立った」という感想の割合。

②　施設公開状況

国語研究所の活動と研究成果を広く国民一般に伝えることを目的として，施設の一般公開を行った。

平成17年２月の立川庁舎への移転に伴い，展示室に年表，説明用パネル，刊行物などを展示し，随時見学ができるよう受入れ体制を整備した。また，展示室内にパソコンを設置し，国語研究所及び国語研究所の研究事業に関連するホームページを閲覧できるようにした。公開研究発表会等にあわせて展示内容を入れ替えを行うなど工夫した。

見学案内実績は以下のとおり。

見学者所属			平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
			件	人	件	人	件	人	件	人
見学依頼への対応	学生	小中高等学校	3	10	6	32	2	12	1	1
		大学・大学院	1	27	2	11				
	社会人等	官公庁	3	31						
		企業等	3	53						
		小中高等学校関係	2	30			1	23		
		大学・学会関係	3	38	1	1			1	53
		生涯学習団体					1	20		
		団体招へい外国人			2	28				
	学生・社会人等合計			189		72		55		54
一般施設公開				56		34		52		44

（５）マスメディア等の取材・出演状況

テレビ・ラジオへの出演，新聞・雑誌等への寄稿，資料提供等，マスメディアを媒介とした普及広報活動の実績は以下のとおり。

（件）

派遣先		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
単発対応	新聞社	16	17	17	
	出版社	9	3	2	1
	テレビ局	7	3	8	
	ラジオ局	3	3	3	
	企業	1	2	4	
	国の機関	3			
	その他	5			1
連載対応	国の機関	1	1	2	
	出版社	2			
	ラジオ局	1	1	1	
合　計		48	30	37	2

（６）創立60周年を記念した広報

国語研究所創立60周年（平成20年12月）に当たり，次の刊行物を作成した。

① 『日本語科学』24号（平成20年10月）小特集「国立国語研究所の60年」

② 創立60周年記念英文概要：An Introduction to the National Institute for Japanese Language - A Sketch of Its Achievements- Fifth Edition

②は，10年ごとに創立を記念して増補改訂をしてきた冊子の第５版で，国語研究所創立（昭和23年）から平成20年７月までの，主として一般流通ルートで市販された報告書や資料集等の書誌・概要等を英文で記載したものである。PDF版を印刷版と同時に作成し，ホームページ上に公開した。

【内容の充実度】

（１）成果普及図書

『新「ことば」シリーズ』では，「文字と社会」「敬語」「辞書」といった，世の中で関心の高い言葉の問題を取り上げ， 専門家による的確で分かりやすい解説を加えた。また，「巻頭エッセイ」「座談会」「コラム」等を掲載し，執筆者に一流の文化人，学識経験者，実務経験者も依頼するなど，日本語についてだれもが「親しみ」や「なじみ」を持てるよう工夫した。さらに，シリーズ20「文字と社会」では，全国の行政窓口などで行われている業務（戸籍業務など）にも直結した解説を準備し，また，シリーズ21「私たちと敬語」では「文化審議会答申「敬語の指針」(抄)」を，シリーズ22「辞書を知る」では本編で紹介した23種の辞書の書誌情報を，それぞれ付録として掲載するなど，読者に対する便宜を図った。

「外来語言い換え提案」と「病院の言葉を分かりやすくする提案」については，それぞ

れ，最終報告の内容を収録し，報告書にはないイラストやコラムを含め，使いやすく読みやすい本として編集した。『日本語ブックレット』（電子版）は，一般の読者を対象として，日本語に関する最新の動向や資料を分かりやすい形で提供するものである。

（２）ホームページ等のインターネットによる普及広報

各プロジェクトの成果発信，刊行物や各種催し物の案内や報告等，国語研究所の研究成果の公開に対応し，運用整備を行った。平成18年度にはホームページの全体的な構成，しシステム，デザイン等の全面的な改訂を行い，より利用しやすいホームページとなるよう改善した。

内容面では，「病院の言葉」Webサイトの構築・更新，「日本語情報資料館」Webサイトの一新，「英文概要」冊子の内容を活用した英文ホームページの掲載内容の拡充をはじめ，研究情報等を一層充実させた。また，広報紙「国語研の窓」の掲載や，「ことば」フォーラムの配布資料や当日の発表やディスカッションの記録の掲載など，広報的な内容・情報の充実も推進した。また，国語研究所作成の『ことばビデオ』シリーズ＜豊かな言語生活をめざして＞（既刊５巻）について，紹介用ビデオクリップを作成し，各巻概要や購入方法等の情報とともにホームページ上で公開した。実際の映像や音声を体験できるため，本ビデオのねらいや有用性が多くの人に伝わりやすくなった。

（３）国語研究所概要等

和文概要は，各プロジェクトの計画について，関連プロジェクトの実績・成果を踏まえ，担当グループ間の関連・連携が分かるよう，紙面構成や説明の記述に工夫を加えた。また，写真や図表を効果的に利用することにより，調査研究事業の内容を分かりやすく伝えるよう工夫した。

英文概要は，研究所の全体像を把握しやすくするために，掲載する内容を絞り込むと同時に，研究事業（コーパス開発，経常的・長期的研究，言語政策に対する貢献，日本語教育・学習のためのリソース開発），普及広報活動，その他（大学院運営，国際交流）という，組織単位ではなく，内容によって区別する構成で編集した。また，現在進行中の研究事業だけでなく，長年にわたる研究の成果も載せることにより，研究所の設置目的や役割をより具体的に把握できるよう，工夫した。

広報紙「国語研の窓」は，研究所の活動の諸側面を，所外に広く分かりやすく知らせるよう，文体用語表記や紙面構成を工夫するとともに，催事案内だけでなく，例えば「ことば」フォーラム開催後には，内容や当日の様子をまとめた記事を写真とともに掲載するなど，参加していない人にも概要を知らせる工夫をした。

（４）施設公開等

「ことば」フォーラムについて，「外来語」言い換え提案とは別の視点から「外来語・外国語」を取り上げたり，「ことばビデオシリーズ」と連携した内容や，「愛知県岡崎市における敬語と敬語意識の経年調査」及び「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」に関連した内容など，国語研究所が行っている調査研究事業の中から，時宜に応じたテーマを取り上げた。聴衆の多様な関心・興味に応えられるように配慮して内容を工夫しり，質問

を積極的に取り入れて全体討議をするなど，参加者との一体化を図った。参加者による満足度評定は，各年度２回全体の平均で86.5%～96.8%であり，高い充実度を得ることができたと言える。

（５）創立60周年を記念した広報

『日本語科学』小特集「国立国語研究所の60年」では，国語研究所の創立以来の研究事業の概観及び国語研究所の調査研究の成果がまとめられている。「創立60周年記念英文概要」では，創立以来の主として一般流通ルートで市販された研究報告・資料集等の書誌・概要等を掲載している。分野別に収録すると同時に，報告書，資料集等の系列ごとの発行順のリスト，並びに刊行物の日本語タイトル順のインデックスを付して，利用の便を図った。また，PDF版を印刷物と同時に作成し，インターネット上に公開した。

【公表手段・広報手段の適切性】

第２期中期目標・中期計画期間の開始に伴い，公開研究発表会，「ことば」フォーラム，新「ことば」シリーズ，「国語研の窓」などの開催・編集にかかわる小委員会・担当グループが置かれ，それらの調整機関として各小委員会・担当グループの責任者から成る普及広報部会を設け，普及広報の基本計画を策定し，普及広報に関する重要事項を検討する場として，統一性を持った普及広報活動を遂行できる体制を整備した。この体制の下で直接対面，活字・映像，通信，マスメディアの４つの媒介手段を適宜活用するとともに，地域の自治体や諸団体への働き掛けを行うなど積極的な普及広報活動を展開した。

○　直接対面型：研究所への見学案内，施設の公開，「ことば」フォーラムの開催
○　活字・映像利用型：「国立国語研究所概要」の配布，普及書「新『ことば』シリーズ」の配布・販売，広報紙「国語研の窓」の配布，「ことばビデオシリーズ」の配布・販売
○　通信型：ホームページの拡充（ホームページの全面改訂，研究情報・広報情報の拡充）
○　マスメディア媒介型：テレビ・ラジオへの出演，新聞・雑誌等への寄稿，資料提供等

（１）成果普及図書

『新「ことば」シリーズ』は，20号より株式会社ぎょうせいから出版し，販路の充実を図った。こうした市販品のほか，各地の教育委員会を通じて全国の公立の学校に約58,000冊を無償配布している。20号以降は日本病院会加盟の病院にも無償配布しており（約2,700冊），病院関係者及び来院する方々に読んでもらうことを試みている。広報手段としては，既刊号の内容を国語研究所のホームページで紹介し，広く国民に知ってもらうよう努めた。また，株式会社ぎょうせい作成のチラシ，『国語研の窓』，『文化庁月報』により紹介した。

その他の成果普及図書のうち『病院の言葉を分かりやすく―工夫の提案―』については，平成20年３月に第１刷3,500部を発行したが，直ちに完売し，同月に第２刷3,500部を発行した。全国の医療機関や医療教育期間にチラシを配付したり，国語研究所ホームページや講演会などでも紹介したりするなどして，普及に努めた。

（２）ホームページ等のインターネットによる普及広報

各プロジェクトの成果発信，刊行物や各種催し物の案内や報告等，国語研究所の研究成

果の公開に適時適切に対応し，運用整備を行い，情報の充実を図った。研究所ホームページの全面改訂に際してRSS機能を導入し，関心のある情報の更新を迅速に入手したいという利用者の要求へも対応した。

（３）国語研究所概要等

和文概要は，文部科学省所管の機関・独立行政法人，国立大学人文系研究所，人文系大学共同利用機関のほか，研究所主催の各種行事等において，参加者へ積極的に配布した。

英文概要は,国際シンポジウムをはじめとする研究所主催の行事等で参加者に配布した。また，研究所の実施事業に関する理解促進を進めるべく，海外からの来訪者等に配布するとともに，海外諸機関や国際学会への出張時に持参し，活用した。

広報紙「国語研の窓」は，全国の教育委員会，関係機関，新聞社，テレビ局，大学，日本語学校等，及び近隣の学校・役所・公民館・図書館等に送付するほか，研究所主催の各行事等において参加者へ配布するなど，国語研究所を紹介するパンフレットとして広く活用している。また，既刊40号すべてをホームページ上に掲載完了し，閲覧利用に供した。

和文概要，英文概要，広報紙いずれについても，同様の内容をホームページ上にも掲載するとともに，ほかのページとの双方向の情報提供・閲覧ができるようにし，利用者の便宜を図った。

（４）施設公開等

「ことば」フォーラムについては，以下のように各種媒体を利用して広報を行った。

①　新聞，タウン誌への掲載

毎回の開催案内が有力紙で紹介された。東京開催の場合は朝日新聞，産経新聞，東京新聞，リビング多摩，多摩マリオンなどに，地方開催の場合は全国紙の地方版及び地元有力紙（京都新聞，西日本新聞，中日新聞，東海愛知新聞など）に，またその他専門紙（日本語教育新聞）などに，案内のほか記事として掲載された。

②　テレビ・ラジオでの放送

ＮＨＫや地元ケーブルテレビ，地元エフエムなど，テレビ・ラジオで案内した（回により媒体は異なる）。

③　地方自治体との連携・協力

毎回，開催地域の自治体が発行する広報紙等や，メールマガジンやコミュニティ情報紙等に開催案内が掲載・発送された。

④　月刊誌への掲載

月刊雑誌の『日本語学』（明治書院），『月刊言語』（大修館書店），『月刊日本語』（アルク）に，毎回の開催案内が掲載されたほか，第35回は医療関係の雑誌『看護管理』『月刊ケアマネジメント』などに掲載された。

⑤　学会や研究会のメーリングリストによる案内送付

毎回，社会言語科学会，言語処理学会，Linguistics，「メディアとことば」研究会のメーリングリストにより開催案内を送付した。

⑥　学会・研究所・出版社のホームページでの掲載

毎回，日本語学会，国語研究所，大修館書店，ぎょうせい，新文化通信社，スリーエ

ーネットワークのホームページに開催案内を掲載した。第35回は雑誌社など７社からの取材を受け，医療関係のサイトに開催内容が掲載された。

⑦　チラシとポスターによる公共機関での掲示

チラシとポスターにより，各公共機関，大学・高校・中学などの教育機関，国語問題研究協議会，開催地域の駅構内など（JR立川駅，モノレール立川北駅，JR京都駅，阪急河原町駅，岡崎市内各所など）に配布・掲示した。特に第35回は医療関係機関（病院・看護学校）などに広く広報した。

⑧　国語研究所広報紙及びホームページでの広報

開催案内のほか，開催後には「国語研の窓」に，内容や当日の様子をまとめた記事を写真とともに掲載するなど，参加していない人にも概要を知らせる工夫をした。また，全35回について，「配布資料」「当日記録」「開催概要」を整備し，ホームページ上に掲載完了した。

（５）創立60周年を記念した広報

①『日本語科学』小特集「国立国語研究所の60年」

日本語研究の学術誌である『日本語科学』に掲載し，学術研究の流通ルートに乗せ，国語研究所の研究成果の普及を図った。また，同時に，小特集の抜き刷りを作成し，創立記念として，次の創立60周年記念英文概要と共に関係者に配布した。

②　創立60周年記念英文概要

創立60周年記念英文概要を1,000部印刷，作成し，国内外の日本語研究関係機関等に配布すると同時に，PDF版をホームページによりインターネット公開した。配布先は，国内外の主要な図書館や専門研究機関の図書室等，レファレンスとして調査研究に活用されることが期待できるところを対象として，選んだ。海外については177カ所，国内については，国立国会図書館，各都道府県中央図書館59カ所，大学図書館160カ所等，合計240カ所である。国内外で合計417機関に送付した。

また，印刷のほか，同じ内容のPDF版も同時に作成し，国語研究所のホームページに公開した。このことにより，より多くの利用者のもとに届くと同時に，電子版（PDF）であることによる本文検索等の利便性も提供できるようになる。さらに，日本語情報資料館で電子化報告書の作成公開を進めており，報告書本文のインターネット提供と連携することにより，国内外の研究者等への研究成果の提供に役立つことが期待される。

〔中期計画〕
③　電話質問への対応
国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施する。

１０．電話質問への対応

【事業概要】

国民から電話・ファクシミリ・書簡・来訪などで寄せられる「ことば（国語・日本語・言語)」に関する質問への対応を実施する。また，専門研究機関としてふさわしい回答を用意し，原則として電話による直接対話の対応を行うとともに，質問応答内容の記録，蓄積，活用を行う。

【事業の実績等】

（１）電話等による質問全件について対応を行い，その記録を作成し，蓄積した。特に増加傾向にあるメールによる問い合わせへの対応として，できるだけ電話による双方向の対話型対応に結び付くよう，返信メール等による説明・協力要請の対応を加えた。

（２）担当部署および成果応用に関する見直しを行い，専門的質問窓口の分業および問い合わせ先の詳細をWebサイトに掲載した。また繰り返される質問に対する回答内容を平成21年４月にWebサイトに適宜掲載した。

○　対応状況

年　度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対応件数	1,883	1,928	1,562

（２）情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

〔中期目標〕
(2) 国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに，情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお，情報提供システムの満足度調査を行い，システムの改善に反映させること。

〔中期計画〕
(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化
国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに，情報提供システムの一元化・強化を図るため，次の取り組みを行う。

① 情報データの収集・作成

〔中期計画〕
① 情報・データの収集・作成
情報の効率的な蓄積のため，情報収集方法の改善を進めつつ，研究文献，情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また，研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し，情報内容の充実を図る。

１１．情報・データの収集・作成

【事業概要】

日本語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行う。また，情報の効率的な蓄積のため，情報収集方法の改善を進めつつ，研究文献，情報資料の収集や目録・データの作成を実施するとともに，国語研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し，情報内容の充実を図る。日本語や日本語教育に関する研究文献，資料やその目録・データ等は，日本語や日本語教育に関する研究の基盤的情報である。日本語や日本語教育に関する研究機関として，一般には入手しにくい文献・資料も含め，広く深く収集，整理，蓄積し，これを広く社会に向けて公開，提供することは，日本語・日本語教育の研究基盤として，また，日本語・日本語教育の研究や社会の動向を把握するための基礎として，学術的にも，社会的にも有用で意義がある。

また，国語研究所には，創立以来の日本語に関するオリジナルの研究成果や調査研究資料が多く蓄積されている。これらは日本語に関する重要な基礎的な資料であり，これらを後世に確実に伝えていくとともに，基礎的な研究資料として公開と利用を進めていくため，蓄積した調査研究資料の整理と情報整備並びに研究資料の電子化による蓄積と公開を推進するこ

とは，学術的にも社会的にも意義の深いものである。日本語に関する基礎的な資料を電子化し，ネットワークやCD-ROM等，一般にも利用しやすい形で情報・資料を提供することは，調査研究のための基盤作りに寄与するのみならず，研究成果の一般への普及に対する効果も期待される。

以上のような意義や効果を念頭に置き，情報・データの収集・作成として，以下のことを実施する。

（１）図書館（平成21年度は，行政改革による見直しを受けて研究図書室）

日本語に関する専門図書館としての機能を十分に果たすため，日本語・日本語教育に関する研究文献・資料を広く収集・整理・蓄積する。また，図書館蔵書目録データベースを充実・整備するとともに，国内外の利用者の求めに応えて，国語研究所が所蔵する日本語・日本語教育に関する文献・資料を広く国内外に提供する。

（２）文献情報

日本語に関する研究情報と言語生活情報の２つの観点から情報収集を行う。研究情報としては，日本語研究に関する刊行図書や専門雑誌掲載文献を対象に日本語に関するものを 調査し，その情報をデータベース化する。言語生活情報に関しては，メディア上に現れた言語生活関連情報として新聞記事や総合雑誌・文芸誌・ＰＲ誌掲載の記事を収集すること としし，その情報をデータベース化する。これらのデータに分析を加え，その動向を明らかにする。これらの成果は，『国語年鑑』，『日本語ブックレット』，データベース等の形で公開する。

（３）日本語教育年鑑

日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し，教育，研究，施策等の日本語教育情報を提供する『日本語教育年鑑』を編集，刊行する。

（４）資料整備

国語研究所が蓄積する日本語に関する情報・資料の継続的な整備を行う。具体的には，中央資料庫に蓄積した資料に関する整理と情報整備，目録作成，研究資料の電子化等を推進するとともに，国語研究所が蓄積する情報資料の組織的な蓄積，利用と情報発信のための日本語情報資料館システムを整備・運用し，資料の保存と活用を推進する。中央資料庫内の蓄積資料に関しては，本中期計画期間中に基礎的な整備を完了することを目指す。

【事業の実績等】

情報・データの収集・作成に関しては，情報収集や提供方法に関する改善を進めつつ，研究文献，情報資料の収集や目録・データの作成を継続的に実施し，また，研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進，情報内容の充実を図るなど，十分に計画を達成した。

（１）図書館（行政改革による見直しを受け21年度は研究図書室となり，また，一般公開向けの図書館事業は廃止した。）

日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理，目録整備を実施し，また，蔵書目録データベースを公開した。

平成21年9月30日現在の図書館（研究図書室）蔵書目録データベースへの登録数は，以下のとおりである。

	図　書			雑　誌			視聴覚
	和図書	洋図書	計	和雑誌	洋雑誌	計	資料等
第１期末	87,184冊	16,659冊	103,843冊	4,082種類	441種類	4,523種類	2,459点
第２期末	106,926冊	24,910冊	131,836冊	4,924種	539種	5,463種	6,599点

（２）文献情報

① 日本語研究文献日本語関連書籍の情報収集と整理目録作成動向分析を実施し，『国語年鑑』2006年版，2007年版，2008年版を刊行した。動向（刊行図書の動向，雑誌文献の動向，総合雑誌記事の傾向，新聞記事に見る分野，話題の推移），文献目録（刊行図書，雑誌論文），名簿（国語関係者名簿，各学会・県警団体一覧等），著編者名索引，付録CD-ROM（文献の部）からなる。

平成21年度は，法人移管に関連して，書籍媒体での『国語年鑑』は刊行を停止することとなり，電子版として動向と文献目録を掲載した『国語年鑑2009年版－電子版－』を編集，インターネット上に公開した，

インターネット上に公開中の研究文献目録データベース（雑誌論文）を追加更新作業を継続し，平成21年９月現在で，1954年から2004年までの雑誌論文を中心に約15万6千件を公開している。

② メディア上に現れた言語生活関連情報の収集と整理，目録作成，動向分析として，「ことばに関する新聞記事」の収集と目録作成を行い，Web上で公開した。

1949年～1998年の50年分のことばに関する新聞記事を収めた『ことばに関する新聞記事画像データベース』（DVD版）を完成させ，有償頒布による公開を開始した。新聞記事の目録約105,000件，新聞記事の本文の画像，約72,000件を収録している。

③ 国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット』2005,2006,2007，を編集しWeb公開した。

（３）日本語教育年鑑

『日本語教育年鑑』2006年版，2007年版，2008年版を刊行した。

第１期と比べて，冊子形態の『日本語教育年鑑』と Webでの日本語教育情報提供との役割を区別し，冊子による情報提供は論文と科学研究費補助金実績報告書だけとし，冊子は，特集や特別寄稿，機関動向等で，日本語教育界の年々の概況を示すものとしての性格を強めた。

（４）資料整備

研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し，情報内容の充実を図った。

① 中央資料庫の資料（創立以来の各種調査の原資料，関連資料等）を整理し，目録作成（詳細記述，概要記述，簡略記述）を行った。中央資料庫内の保存箱2,580箱（移転後移管分を含めると3,428箱）のうち，平成17年度以前に587箱，平成18年度に429箱，平成19年度に644箱，平成20年度に691箱，平成21年度は883箱，合計3,234箱の記述を終了した。

作成した目録（詳細記述，概要記述，簡略記述）は，日本語情報資料館の「資料情報検索システム」に掲載した。

② 電子化研究資料，データベースなどの整備を推進し，電子化報告書，電子化 資料などのインターネット等による公開を推進した。

ア 国語研究所報告書の電子化に関しては，毎年度，3,000ページ以上（平成21年度は約15,000ページ）の公開用PDFを作成し，ホームページ上に公開した。

イ 中央メディア保管庫の音声資料・映像資料の保存・活用のため電子化を継続して行った。

特に，オープンリールテープ，オープンリールビデオ，16mmフィルムなどの劣化が心配される媒体の音声資料，映像資料の媒体変換と電子ファイルの作成を推進した。

ウ 電子化資料の公開に関しては,『全国方言談話データベース』(全20巻）を完成,『日本言語地図』(LAJ）の電子化に関しては，地図画像のホームページより全６巻すべての地図画像の Web公開を完成，LAJの原資料のカード画像と言語地図のコードデータを公開する『日本言語地図』データベースについては，原資料の電子化を進め，整備公開を推進した。 また,『方言録音シリーズ』(１～15）や『方言談話資料』(１～10）の文字化資料，音声資料の公開や，国立国語研究所資料集（22冊）の電子化報告としての公開など，公開を推進した

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

〔中期計画〕

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに，システムの強化と効率化を推進する。なお，システムの満足度調査を行い，システムの改善に反映させる。

１２．情報の集積・提供システムの整備・改善

【事業概要】

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理と並行して，情報提供システムの一元化・強化を図るため,情報の集積・提供システムの整備・改善を進める。

このため，情報提供システムの一元化・強化を図り，「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに，システムの強化と効率化を推進する。併せて，システムの満足度調査を行い，システムの改善に反映させる。

「日本語情報資料館」は，国語研究所が蓄積する研究成果・資料・情報を電子化し，インターネットを活用した情報発信を行うものである。「日本語教育ネットワーク」システム（「日本語教育支援総合ネットワークシステム」）は，インターネットにより日本語教育に関する。情報・研究成果を発信するものとして，別個のシステムとして構築されたが，このシステムの基盤を「日本語情報資料館」システムに統合する。国語研究所が蓄積する日本語・日本語研究，日本語教育に関する情報を一体的に集積，提供することにより，日本語・日本語研究に関する情報と日本語教育に関する情報の一体的管理，提供と情報の相互流通の促進に寄与することができ，日本語に関する情報提供の強化を図ることができる。

【事業の実績等】

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに，システムの強化，効率化を推進した。また，満足度調査を実施し，システムの改善に反映させた。

平成18年度

① 「日本語情報資料館」のホームページを改良。ユーザビリティー，アクセシビリティーを改善

② 日本語教育ネットワークの基盤を日本語情報資料館システムに統合

③ 電子化報告書の分類別一覧,『日本言語地図』地図画像公開ページなどを新たに作成し，全体が整理された分かりやすい情報提供の充実を図った。

平成19年度

① 資料やデータの管理システムについて，特に，標準的な規格への対応，オープンソ

ースの利用の観点を中心に調査，検討

② 平成18年度のホームページの改善をベースに，新たに『日本言語地図』データベースや「X線映画日本語の発音」のページの公開を開始し，また既存の各種の目録情報や電子化報告書などのコンテンツの更新と充実を図った。

平成20年度

① 「日本語情報資料館」のホームページの枠組みを一新

② 平成21年度：電子化資料の検索，管理システムを更新し，デジタル資産管理や機関リポジトリのオープンソースのソフトとして有力なDSpaceを導入

③ 有識者10人を対象にインタービュー形式による満足度調査を実施。満足度調査に基づき，システム，コンテンツの改善を一部実施

④ 既存のコンテンツの更新の他に，新規に「日本語観国際センサス」の公開や，国立国語研究所の研究成果である既刊の全ての報告書等の要旨を英文で紹介した冊子のPDF版の公開など，内容の充実を図った。

平成21年度

① 平成20年度に引き続き，同年実施の満足度調査の結果を反映させ，システム，ホームページ，コンテンツ等の改善と充実を推進した。

② 既存のコンテンツの改良や更新の他に，新規に，国立国語研究所年報や国立国語研究所資料集のシリーズの電子化報告の公開，方言談話資料，方言録音資料シリーズ，『方言文法全国地図』地図画像等のページの公開などを実施した。また，DSpaceの活用とDSpace上の情報の充実などを推進した。

平成21年における。「日本語情報資料館」は，以下の内容で公開している。

ア．文献目録：国語学研究文献検索，日本語教育関係論文検索，国語学の全領域の研究文献目録のデータ，海外における日本語研究文献目録，ことばに関する新聞記事見出しデータベース，日本語ブックレット，国立国語研究所蔵書検索

イ．電子化報告：国立国語研究所報告（電子化報告書）分野別一覧，国立国語研究所の研究成果の紹介（英文），社会言語学関係報告書総合索引，国立国語研究所年報（電子化報告），国立国語研究所資料集（電子化報告）

ウ．調査資料データ：『日本言語地図』地図画像，『日本言語地図』データベース，全国方言談話データベース，方言談話資料，方言録音資料シリーズ，『方言文法全国地図』地図画像，「学校の中の敬語」調査（アンケート調査）のデータ公開，国際社会における日本語についての総合的研究，国際社会における日本語についての総合的研究：日本語観国際センサス，X線映画「日本語の発音」，国立国語研究所が行った世界の言語研究機関調査，一貫処理プログラム，日本語情報処理プログラム集，情報資料検索システム（実験公開中）

エ．日本語教育ネットワーク：日本語教育ネットワーク

オ．その他：言葉に関するFAQ

カ．（日本語情報資料館DSpace）検索：日本語情報資料館DSpaceの登録資料をファイル単位で検索，ダウンロード

平成20年度に実施した満足度調査は有識者10人に対してインタビュー形式で行った。10人の内訳は，日本語研究・教育者６人，マスコミ関係者１人，専門図書館関係者３人の計10人である。研究所の独自の有用な情報・資料の存在や，資料提供の方針に対する評価は高かった。（１）文献データベース，ことばに関する新聞記事データベースをはじめとする目録データベース等の充実，（２）電子化報告書，『日本言語地図』データベース，地図画像をはじめとする研究報告書等の本文の公開や，研究資料の電子化公開などの意義，利便性，（３）情報をひとところに集積することの意義，利便性，（４）研究・教育上の利用の可能性などが高く評価されている。その上で，独自の情報・資料を，よりよく見せ，より使いやすく，より使われるようにするための工夫についての指摘や提案が共通するものとしてあった。コンテンツの要望，利用者へのガイドや見せ方の工夫，使いやすさや簡便な検索法に関するものなど，その他，多方面の意見・提案を受けた。

これらを踏まえ，平成20年度から平成21年度にかけてのシステムの改善に反映させた。

４　内外関係機関との連携協力

〔中期目標〕

４　現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として，蓄積された知見に基づき，国語施策の立案，国語教育等の充実に資するとともに，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため，研究者交流，国際シンポジウム，連携大学院への参画等により，内外の関係機関との連携協力を促進すること。

〔中期計画〕

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学，研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため，研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また，内外の関係機関との間で，研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに，国語教育に資するため，大学及び関係機関との連携協力を行う。

１３．研究者の受入及び派遣等

【事業概要】

中期目標，中期計画に基づき，次の４つの事業を実施する。（１）～（３）は研究員からの要請があった場合に実施する。（４）は学術交流協定に基づき実施する。（５）は招へい研究者の受入機関として参画する。

（１）招へい研究員（海外の研究者の招へい）
（２）海外研究員（海外の研究者への研究委嘱）
（３）在外研究員（研究所の研究員の海外機関への派遣）
（４）関係機関等との連携協力（学術交流協定書に基づく，韓国国立国語院，北京日本学研究センター，華東師範大学との学術交流）
（５）「博報日本語海外研究者招へいプログラム」（主催：財団法人博報児童教育振興会）

【事業の実績等】

上記（１）～（５）の事業に関する実績は以下のとおりである。なお，国語研究所における海外との学術交流のあり方に関する基本的な考え方をまとめた。

（１）招へい研究員

実施のための制度を整備し（平成18年度），コーパスを用いた言語研究の第一人者であるマルコ・バローニ氏（イタリア・トレント大学）を招へいし，講演会等の研究

交流を行った（平成19年7月7月20日～8月20日）。

（２）海外研究員

平成18年度，平成19年度に研究員からの要請がなかったことをふまえ，事業内容と事業形態について見直しを行い，平成20年度以降は独立の事業として実施しないこととした。

（３）在外研究員

実施のための制度を整備し（平成18年度），小磯花絵研究員（研究開発部門）を派遣した（平成18年11月１日～平成19年９月30日，アメリカ・コロンビア大学）。

（４）関係機関等との連携協力

［韓国国立国語院］

・韓国国語院における講演（韓国国語院の招へいによる）（平成19年２月：大西拓一郎，田中牧郎）

・韓国国語院の研究員の招へい（講演会と意見交換会）（平成19年８月：イ・サンギュ院長，キム・ドクホ研究員，平成19年11月：チョン・ヒチャン研究員，パク・ヨンチャン研究員）

・国立国語院における講演，第18回国際言語学者会議（高麗大学校）における研究発表（韓国国語院の招へいによる）（平成20年７月：横山詔一，丸山岳彦，朝日祥之）

・一橋大学大学院言語社会研究科（連携大学院の連携先）・国立国語研究所・国立国語院の共催による国際シンポジウム「言語の公共性と言語教育」の実施（国立国語研究所からは田中牧郎が研究発表）（平成20年７月）

［北京日本学研究センター］

・大学院生の訪日研究の受け入れと研究指導（平成18年度：修士１名，博士１名，19年度：修士１名，博士１名，20年度：博士１名，修士１名）

・北京日本学研究センター国際シンポジウムにおける講演ならびに研究発表（平成19年10月：相澤正夫，井上優）

［華東師範大学］

・華東師範大学における講演（研究所からの派遣）（平成18年６月：杉戸清樹，金田智子，18年８月：宇佐美洋，19年８月，20年８月：福永有佳）

［その他］

・中国教育部語言文字応用研究所の訪問（平成19年10月：相澤正夫，井上優）

・延世大学校言語情報研究院（韓国）の大学院生の研修受け入れ（平成19年２月）

（５）「博報日本語海外研究者招へいプログラム」（主催：財団法人博報児童教育振興会）

・平成18年度（第１回）～21年度上半期（第３回）において以下の研究者の受入を行い，研究会や共同研究を実施した。

第１回：５人（オーストラリア１，韓国１，スロベニア１，中国１，フラン

ス１）
第２回：５人（アメリカ２，エジプト１，キルギス１，ベトナム１）
第３回：６人（アメリカ１，インドネシア１，タイ１，中国１，トルコ１，ベトナム１）

（６）その他の学術交流（平成18年度～21年度上半期）

・滞在研究員　23人（日本７人，中国５人，韓国１人，台湾１人，アメリカ４人，カナダ１人，インド２人，ドイツ１人，トルコ１人）
・海外からの依頼による客員研究員　１件（フランス１人）
・海外からの依頼による講師派遣　８件（韓国４人，台湾３人，オーストラリア１人）
・研究所における海外研究者の講演　２件（イスラエル１人，スロベニア１人）
・国内からの依頼による海外調査　３件（オーストラリア２人，サハリン１人）
・海外研究者の研究所への訪問・研究交流　12件（中国５人，韓国３人，マレーシア１人，カナダ１人，タンザニア１人，オマーン２人，イスラエル１人，ラトビア１人，フランス１人）
・国内からの依頼による講師派遣等　203件

（１）～（４）の事業は，事業実施の件数はそれほど多くはないが，事業実施のための制度の見直しを含めて，周到な準備のもとで実施され，内容の濃い研究交流を実現したと考える。

〔中期計画〕

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がりに鑑み，諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し，日本語の研究・教育ついての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

１４．国際シンポジウムの開催

【事業概要】

中期目標，中期計画にそった形で，国際シンポジウム（隔年）を開催する。

【実績】

中期計画中に以下のシンポジウムを開催した。また，国際シンポジウム予稿集・報告書として「世界の言語地理学」を刊行した。

テーマ：世界の言語地理学
日　程：平成19年８月22日（水）～23日（木），
会　場：全社協・灘尾ホール（千代田区霞が関）
参加者：138人（所外101人，所内20人，発表者・関係者17人）
責任者：大西拓一郎
担当者：井上優，朝日祥之（以上研究部），新井田貴之（以上管理部）

プログラム：以下のとおり。

・8月22日（水）

「日本における言語地図の作成」
大西拓一郎（国立国語研究所）

″Dialect Data Processing & Linguistic Maps″
李相揆（韓国・国立国語院）

「中国語の言語地理学(1)－歴史と現状－」
岩田礼（金沢大学）

招待講演「日本で編み出された“グロットグラム”」
真田信治（大阪大学大学院）

″Dialectology - Digital and Interactive: The Digital Wenker Atlas - DiWA″
Joachim Herrgen （ドイツ・マルブルグ大学）

″Current Trends in British Geolinguistics Linking the Past with the Present″
Heinrich Ramisch（ドイツ・バンベルグ大学）

″Techniques in Catalan and Spanish Linguistic Atlases″
Maria-Pilar Perea（スペイン・バルセロナ大学）

コメント：福嶋 秩子（県立新潟女子短期大学）

・8月23日（木）

「日本における方言分布の分析」

大西拓一郎（国立国語研究所）

″Creating Dialect Maps Using Map Maker″

李相揆（韓国・国立国語院）

「中国語の言語地理学(2)－言語地図の解釈－」

岩田礼（金沢大学）

招待講演 ″Dialectometry: Theoretical Prerequisites, Practical Problems, and Concrete Applications (Mainly with Examples Drawn from the 'Atlas Linguistique de la France', 1902-1910)″

Hans Goebl（オーストリア・ザルツブルグ大学）

″From Dialect to Variation Space: The 'Regionalsprache.de' (REDE) Project″

Joachim Herrgen（ドイツ・マルブルグ大学）

″Analysing Linguistic Atlas Data: The (Socio-) Linguistic Context of H-dropping″

Heinrich Ramisch（ドイツ・バンベルグ大学）

″Catalan Geolinguistics and New Technical Procedures″

Maria-Pilar Perea（スペイン・バルセロナ大学）

コメント：David Heap（カナダ・西オンタリオ大学）

若干専門性の高い内容であったため,一般参加者には分かりにくい部分もあったようだが,海外の言語地理学者が日本で講演を行う機会は珍しいこともあり，新しい情報を得る機会としては有意義であったと評価できる。

〔中期計画〕
（3）連携大学院への参画
　政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

１５．連携大学院への参画

【事業概要】

国立国語研究所は，政策研究大学院大学（以下，政研大と略す）や一橋大学との間で実施される，連携大学院事業（日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する事業）に参画してきた。運営に関しては，大学院運営委員会，並びに政研大部会，一橋部会を設けている。

政研大連携プログラムにおいては，日本語教育の理論的研究・実践的研究に関する人材と知見を中心にして参画する一方，一橋大学連携プログラムにおいては，日本語研究に関する人材と知見を中心にして参画している。両プログラムへの参画に関しては，こうした重点化・棲み分け，及び各プログラムの特長に留意しながら，参画・貢献の充実化・有効化を図る。

（１）政策研究大学院大学連携大学院

政研大連携プログラムは，政研大の大学院政策研究科に属する１プログラムとして位置付けられており，「日本語教育指導者養成プログラム」（修士課程）と「日本言語文化研究プログラム」（博士課程）によって構成されている。政研大及び国際交流基金日本語国際センター（浦和センター），そして国立国語研究所の３機関が連携して，本大学院課程の事業を運営しており，外国人を対象としたプログラムとして，平成13年10月に修士課程が，平成15年10月に博士課程が創設された。

本プログラムの目的は，海外における日本語教育を充実させるために不可欠な日本語教育の拠点作りと人材の育成である。具体的には，それぞれの国・地域において，直接日本語を介して日本の関連情報を正確に理解，活用し得る人材を擁した日本語教育の拠点を整備すること，とりわけ，その拠点の活動を運営し発展させるための指導的な役割を担う人材の養成・確保・配置等に貢献することである。換言すれば，各国の日本語教育関連機関において指導的役割を果たせるような，高度な知識と能力を備えた日本語教員や，日本語教育施策の企画・推進に当たるための知見や能力を備えた実務者の育成を図ろうとするものである。

修士課程では，連携３機関の教員が分担して，言語領域（日本語表現法，日本語学，言語学，社会言語学，対照言語学等），言語教育領域（日本語教育概論，日本語教授法，第二言語教育論，日本語教育教材論等），社会・文化領域（現代日本の社会と教育，比較文化論，異文化コミュニケーション論等）の講義や演習を行ってきた。研究所は，このうち，言語領域及び言語教育領域の指導を主として分担してきた。学生は講義・演習の指導を受

けるほか，数週間の母国滞在研究（調査，実験授業等）などの成果を基に特定課題研究論文・修了レポートなどをまとめ，原則として１年間で課程修了と修士号取得を目指すこととなる。

博士課程では，学生の進学以前の蓄積や経験を踏まえて，個別の研究指導カリキュラムを編成している。研究指導には各学生に３機関から数名の教員がチームを組んで当たり，「日本言語文化特別演習」等の演習形式の授業や，国際的な研究会議，国内外の学会・研究会等での発表や研究所等の進めている研究プロジェクト等に参加する「プロジェクト研究」などの指導を行ってきた。学生は，原則として３年間の在籍期間を与えられ，その間に，博士論文執筆資格試験等を経て，論文執筆・完成，課程修了，博士号取得を目指す。

（２）一橋大学連携大学院

一橋大学連携大学院（一橋大学言語社会研究科第２部門，日本語教育学位取得プログラム）は，一橋大学大学院言語社会研究科を本体とし，一橋大学留学生センターの教員，及び研究所の研究員がスタッフとして参画して運営する大学院である。平成17年４月に修士課程が創設され，平成19年４月には博士課程が創設された。対象は日本人及び滞日留学生である。

本プログラムの目的は，日本語教育学，日本語学，日本社会・文化に関する高度で専門的な知識と能力を備えた日本語教育者を育成することである。大学院生は，言語社会研究科の学生として，通常の大学院と同じく，２年間での単位取得と修士論文執筆を目指す。修了後は，学術修士・学術博士の学位が授与される。

一橋大学連携大学院において，研究所は，日本語研究の専門機関としての特色をふまえた教育，日本語研究のセンターとして保有する資源を活用した教育を行うことが期待されている。研究所からは，３人の研究員がコア・スタッフ（連携教授）として入試業務を含む大学院の運営，学生の論文指導，講義・演習に参画している。また，１人が協力スタッフ（非常勤講師）として講義を担当している。

【連携・協力実績等】

（１）政策研究大学院大学連携大学院

平成18年度～平成21年度上半期は，以下の業務を行った。

①　プログラム委員の業務

- 修士課程プログラム委員会への参加（毎月１回程度）
- 博士課程プログラム委員会への参加（毎月１回程度）
- 修士課程入試問題の作成・実施（年度に１回）
- 博士課程入試問題の作成・実施（年度に１回）
- 日本言語文化研究会への参画（平成18年度～20年度）

②　学生の授業・指導担当者の業務

- 修士課程６期～８期生の授業・指導（平成21年９月まで）
- 修士課程６期～８期生（24人）の修了・卒業審査（毎年９月）
- 博士課程１期生，２期生の終了・卒業審査（平成19年11月，20年12月）

・　博士課程１期生，２期生，３期生，４期生，５期生（１人）のQE（博士論文執筆資格審査）の試験問題の作成・実施（平成21年４月：４期生及び９月：３期生と５期生）
・　博士課程５期～７期生の入試問題の作成・実施（５期＝２人，６期：１人，７期：１人，合計４人合格，それぞれ４月または10月に入学）
・　博士課程，１期生，２期生，３期生，４期生，５期生（２人），６期生の授業・指導
・　研究会の実施（協力）

③　言語文化研究会（第9回～15回）の実施

・　平成18年9月（国立国語研究所），12月（国際交流基金日本語国際センター）
・　平成19年9月（国立国語研究所），12月（国際交流基金日本語国際センター）
・　平成20年9月（国立国語研究所），12月（国際交流基金日本語国際センター）
・　平成21年9月（政策研究大学院大学）
　内容（概要）：
　　９月の研究会では，「日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）」（５期～８期）と「日本言語文化研究プログラム（博士課程）」に在籍している外国人日本語教師の学生が，これまで取り組んだ各自の研究成果を発表した。
　　12月の研究会では，「日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）」（６期～８期）と「日本言語文化研究プログラム（博士課程）」に在籍している外国人日本語教師の学生が，自国の日本語教育事情を報告した。
・　紀要『日本言語文化研究会論集』第２～４号（平成18年9月，平成19年9月，平成20年9月）の編集・発行

④　その他

・　連携大学院運営委員会（所内）の開催
　　政研大及び一橋大の連携大学院共同で，運営に関する総括的な検討を行った。

政研大大学院生の受入れ実績は以下のとおり。

（人）

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
修士課程	10	8	6
博士課程	1	3	1

なお，独立行政法人国立国語研究所は，平成21年９月末をもって，連携機関として役割を終了することとなった。大学共同利用機関法人人間文化機構への移管後は，博士課程の指導担当や，修士課程の授業担当等に関連して，非常勤の教員として個人的な協力を継続していく予定である。

（２）一橋大学連携大学院

平成18年度～21年度上半期は，以下の業務を行った。

［コア・スタッフ（井上優・前川喜久雄・山崎誠）］

①　演習（週1回，前期・後期）

担当科目：記述文法・対照言語研究（井上），音声・音韻論（前川），
語彙研究・計量日本語学（山崎）

② 論文指導

井上　博士５人，修士６人
前川　修士１人
山崎　修士１人，博士２人

③ 修士論文審査

１人５～９編（他大学からの博士課程編入希望者を含む）

④ 入試関連業務（修士・博士）

入試説明会，問題作成，採点，面接，判定会議

⑤ 会議への出席

コア・スタッフ会議（随時），言語社会研究科研究科委員会（月1回）

⑥ その他

新入生ガイダンス
『一橋大学日本語教育研究報告』の編集・刊行

［協力スタッフ（平成18～20年度：田中牧郎，21年度：小木曽智信）］

① 講義（週１回，前期または後期）

担当科目　言語コーパス研究

このほか，一橋大学大学院言語社会研究科・国立国語研究所・国立国語院の共催により，国際シンポジウム「言語の公共性と言語教育」を開催した。国立国語研究所からは田中牧郎が研究発表を行った。（平成20年７月）

研究所が担当している演習及び講義の内容は，担当者が研究所において行った，あるいは現在行っている研究と密接に関係するものである。また，学生も図書館などの研究所の資源を積極的に活用している。その点で，研究所は日本語研究の専門機関としての特色をふまえた教育，ならびに日本語研究のセンターとして保有する資源を有効に活用した教育を行った。

なお，一橋大大学院生の各年度４月1日の入学者数は以下のとおり。

（人）

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
修士課程	9	12	8
博士課程	0	6	5

Ⅱ　業務運営の効率化に関する措置等

〔中期目標〕

Ⅲ　業務運営の効率化に関する事項

1　研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため，組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。

2　研究所の業務運営について，定期的な点検・評価を行うとともに，外部有識者の検証を実施し，その結果を業務運営の改善に反映させること。なお，外部有識者の検証については，全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。

3　中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより，中期目標期間の最後の事業年度において，平成17年度予算を基準として，一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上，事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の５%以上の削減を達成すること。また，「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに，国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項

1　非公務員化を踏まえ，他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により，研究所の業務の効果的な推進に資すること。

〔中期計画〕

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項

1　研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため，適時な組織の見直し，業務量を勘案した柔軟な人員配置，資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。

2　研究所の業務運営について，定期的な点検・評価を行うとともに，外部有識者の検証を実施し，その結果を業務運営の改善に反映させるため，次の取組を行う。

(1) 自己点検・評価委員会において，毎年度，研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに，毎年度途中において，各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い，その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について，外部有識者による検証を毎年度実施する。

3　中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより，中期目標期間の最後の事業年度において，平成17年度予算を基準として，一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上，事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の５%以上を削減する。

具体的には，下記の措置を講じる。

(1) 一般競争入札による外部委託を推進することにより，業務運営を効率化する。

(2) 省エネルギー，廃棄物減量化，リサイクル，ペーパレスを推進する。

4　人件費については，「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，中期目標期間の最後の事業年度において，平成17年度予算を基準として，常勤役員及び常勤職員に係る人件費の５％以上を削減する。ただし，退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については，削減対象額から除く。

また，民間賃金との地域差，給与カーブのフラット化，勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて，給与体系の見直しに取り組む。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1　人事に関する計画

(1) 方針

①　非公務員化を踏まえ，調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため，任期付研究員制度を導入する。

②　大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに，職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については，その人件費総額の抑制を図る。

(参考１)

①　期初の常勤職員数　　６１人

②　期末の常勤職員数の見込み　５７人

(参考２) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額　　２，４９５百万円

但し，上記の額は，役員報酬並びに職員基本給，職員諸手当，超過勤務手当，及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

１６．業務運営の効率化措置

【事業概要】

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」，平成18年度及び平成19年度の「文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」，「平成19年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果（随意契約の適正化に係るもの）について」，「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」，「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」，文部科学省独立行政法人評価委員

会による第１期の「中期目標期間に係る業務実績評価」，平成18年度及び平成19年度の「業務の実績に関する評価の結果について」，「平成19年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価の結果について」，文部科学省による「平成20年度業務実績評価における留意点」及び「独立行政法人整理合理化計画」等における意見・指摘を踏まえ，業務運営の効率化を図る。

【業務運営体制の整備】

運営会議を国語研究所運営の中心機関として位置付け，各委員会・部会が国語研究所を取り巻く諸課題に適時・的確に対処した。

（１）組織の再編等

①　研究組織の再編

第２期中期計画に掲げた研究事業の効率的・効果的な遂行を目的とし，平成18年４月１日に研究組織を３部門６領域制から２部門１センター11グループ制に再編した。また，「独立行政法人整理合理化計画」の指摘を踏まえ，平成21年３月31日をもって情報資料部門の図書館担当グループ及び電話応対グループを廃止し，必要な人事異動を行った。

②　普及広報担当グループ，知的財産担当グループの新設

より効果的な普及広報活動の実施を目的として，催事・刊行物等の企画・運営を一括して担当する普及広報担当グループを総務課に設置した。また，今後更に重要性が増すと見込まれる著作権処理等の専門チームとして，知的財産担当グループを会計課に設置した。

（２）内部統制の整備状況

①　研究所の業務において不正や誤謬，法令違反行為があった場合に，早期に発見，対処するとともに，これを防止するため，「研究活動の不正行為防止等に関する規程」，「研究活動に関する行動規範」，「競争的資金等の取扱いに関する規程」，「情報セキュリティポリシー（基本方針）」，「情報セキュリティ規程」，「ハラスメント防止規程」，「ハラスメント防止委員会規程」等の整備を行った。

また，職員を対象に，セクシャル・ハラスメント研修，情報セキュリティ講習会，著作権研修会等を実施し，内部統制に関する職員の意識向上を図った。

②　国語研究所における監査機能の一層の充実・強化を図り，各種監査に対する一元的な対応等を行うため，平成20年度に所長の下に監査室を設置するとともに，監査室において，第２期中期目標の適切な遂行及び大学委共同利用機関法人への移管を円滑に行うという観点から監査計画書を作成し，年度計画の進捗状況，これまでの研究に関する資料の整理状況及び物品の管理状況等について監査した。

③　平成19年度に制定した「競争的資金等の取扱いに関する規程」に基づき，平成19年度から毎年，経理管理を行った科学研究費補助金の研究課題数の10％について無作為に抽出し，内部監査を実施した。

④　平成19年度から監事監査計画を策定し，監事監査において決算監査のほか，特に「随意契約の見直し」「給与水準の適正化等」「情報開示の状況」等について厳正なチェックがあった。

（３）研究事業委員会

研究事業に関する重要事項の検討及び連絡調整を目的として，幹部職員，グループ長，部会長を構成員とする研究事業委員会を平成18年度から設置し，毎月１回開催した。

これに加え，平成19年度からは新たに，各部門・センターで実施している各グループ単位の研究プロジェクトについて，その内容・進捗状況を相互に報告・確認することを目的とした，拡大研究事業委員会を開催した。参加は所員に開かれ，関連分野との連携や研究上の新たな視点の提案など研究プロジェクトを推進する上で活用された。

【自己点検評価・外部評価の実施状況】

（１）自己点検評価

自己点検評価委員会を年２回開催し，前年度に実施した業務・運営全般について自己点検評価を行った。

また，拡大自己点検評価委員会を年２回程度開催し，各グループの研究事業の進捗状況，予算の執行状況，次年度事業計画等の聴取を行い，その結果は，予算の再配分，事業計画の修正等に活用された。

（２）評議員会

研究所の業務運営に関する重要事項について審議，助言を受けることを目的として，外部の学識経験者で構成される評議員会を年２回開催（平成18・19年度）し，研究事業の推進や研究所の今後のあり方について，有意義な助言を得ることができた。

（３）外部評価委員会

外部有識者で構成される外部評価委員会を毎年２回開催し，各年度及び第１期中期目標期間の組織・運営全般について評価を受けた。第２期中期目標期間の各年度の評価結果は以下のとおりで，国語研究所の事務・事業は全般的に適切かつ計画どおりに実施されている旨の評価を得た。

評　　定	平成18年度	平成19年度	平成20年度
項　目　数	１６	１６	１６
A+（特優）	2	2	4
A　（十分に履行）	１４	１３	１２
B　（ほぼ履行）	0	1	0
C　（不十分な履行）	0	0	0
C－（改善が必要）	0	0	0

【業務の効率化状況】

（１）一般管理費の削減

一般管理費は，第２期中期期間中，平成17年度予算比で毎年概ね３％の削減を行うこととされており，競争入札や省エネルギーの推進などにより，削減目標を達成した。各年度の一般管理費の支出額は，次のとおりである。

（千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
支　出　額	167,825	111,596	100,655	103,128	77,956
対平成17年度削減率	－	33.5%	40%	38.5%	53.5%

※ 平成17年度は予算額である。

（２）省エネルギー等実績

電気等のエネルギーの使用実績については，毎年度効率化・節約に努め削減した。また，廃棄物の排出量の削減を図った。

	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
電　　気	kw/h	846,936	888,931	881,688	828,024	426,504
水　　道	m^3	4,330	4,464	3,946	3,887	2,581
ガ　　ス	m^3	67,619	57,147	54,540	45,536	19,102
廃棄物（一般）	kg	12,404	13,434	11,855	12,088	6,852

（３）環境に負担の少ない業務運用

省エネルギー，ペーパーレス化の推進等により，業務の効率化を図るため，以下の事項を行った。

① コピー用紙は，両面印刷を励行し，事務連絡等は，所内LANによる電子メールを活用することにより使用量を削減した。また，グリーン購入法に基づく基本方針の判断に準じ，特定調達物品に関しては環境負荷の少ない物品，かつ再生材料を多く使用しているもの等の調達を行った。

② 毎週水曜日には定時退勤日を設けており，また，夏季においては業務中の軽装励行を全職員に呼びかけた。さらに，所内設定温度の適切な管理と経済効率的な冷暖房設備の運用に心掛け，エネルギー消費の削減に努めた。

（４）保有資産の管理・運用等

資産は効率的に活用された。なお，電話加入権については，市場価格（時価）の著しい下落が見受けられたことから，減損処理を行った。

（５）官民競争入札等の活用

業務の外部委託を推進し，可能な限り業務委託を実施した。

また，官民競争入札については，外部委託事業も含めて可能性を検討したが，研究事業の性格上民間の創意工夫による効率化・合理化を求めるものとは異なるとの判断から導入しなかった。

（６）利益剰余金・繰越欠損金・目的積立金等

研究機関である当所においては，運営費交付金等に基づく収益以外の収益が僅少であるため，経営努力により生じたとされる目的積立金の申請はしなかった。

（７）契約の適正化

① 契約に係る規程等の整備

平成19年度より，随意契約の限度額を国と同じ基準に引き下げるなど，独立行政法人国立国語研究所契約事務取扱規程の改正を行うとともに，限度額を超えた随意契約についても国の基準に準じ公表を行った。また，「独立行政法人における契約の適正化につ

いて（依頼)」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）を踏まえ，必要な規程の改正及びマニュアルの整備を行った。

② 随意契約見直し計画の実施・進捗状況等

「随意契約見直し計画」を策定し，平成18年度に締結した競争性のない随意契約の件数65件と比較して，大幅な削減となった。また，契約に当たっては第三者への再委託を禁ずる旨，契約書に明記した。

（件，千円）

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
競争入札等	4	28,248	8	31,918	17	70,002	16	39,798
企画競争・公募	3	16,578	2	12,978	2	17,325	1	5,985
競争性のある契約(小計)	7	44,826	10	44,896	19	87,327	17	45,783
競争性のない随意契約	62	151,221	33	122,984	13	42,016	5	9,164
合　　計	69	196,047	43	167,880	32	129,343	22	54,947

③ 随意契約等の適正化

毎年度，より一層の随意契約の適正化・透明性の確保に努め，特殊な技術・ノウハウ等を契約の相手方に求める場合には，事前に競争参加者を募る（随意契約事前確認公募）などした。また，随意契約の見直しの結果，事務または事業の性格等から一般競争入札により難いものについては，企画競争及び総合評価落札方式を採用することとし，その手続きに関するわかりやすい職員向けの契約事務運用マニュアルの整備，所内への契約事務の周知徹底を図った。

さらに，応札に当たっては制限的な条件設定をしないようにし，競争性・透明性に努めた。

④ 契約事務に係る執行体制

専門性の高い研究の委託案件については，適宜研究員の意見を踏まえ仕様書等が妥当なものであるかの判断を行った。

また，すべての契約案件に対応できる体制であり，抽出審査を行うことなく決裁時にすべて審査を行った。

⑤ 個々の契約の合規性等

個々の契約については，監事による効果的な抽出審査が行われ，その合規性が適切に判断された。

（８）業務情報化の推進

事務及び業務の情報化の推進については，以下の事項を実施した。

① 財務会計システムを見直し，各予算管理者等が各自のパソコンで予算の執行状況などリアルタイムで確認可能なシステムを稼働させ，効率的かつ透明性の高い業務運営を図った。

② 研究所を紹介するホームページサイトを全面改訂し，情報発信機能の効率化を図った。また，一般競争入札について，契約の相手方，契約金額等をホームページ上に公表し，適正性・透明性の高い業務運営を図った。

【人件費削減状況】

人件費については，中期計画期間中，平成17年度予算比で毎年概ね１％の削減（５年間で５％以上削減）を行うこととされている。このため，出向・退職者の後任補充の暫時凍結などの人員削減策を講じたことなどにより，人件費総額は目標を上回る削減となった。

（千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総人件費額	515,287	502,291	486,695	493,586	221,229
対平成17年度削減率	－	2.5%	5.5%	4.2%	57.1%

※ 平成17年度は予算額である。

【給与水準の適正化】

国立国語研究所職員の職務は，国の行政職俸給表（一）及び研究職俸給表の適用を受ける者と同等の職務であるとの考えの下に，国家公務員の給与構造改革を踏まえた基本給の引き下げなどを内容とする給与制度の見直しを行い，平成18年度４月から同俸給表に準じた適用をしている。職員の給与水準等について，国家公務員や他の独立行政法人と比較をすると次のとおりであった。

① 一般職基本給表の適用を受ける職員の給与水準

（国との比較） （上段：国，下段：国語研究所）

項　　目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
平 均 年 齢	40.4歳 39.1歳	40.7歳 40.6歳	41.1歳 40.1歳
学 歴(大学卒の割合)	47.3% 68.8%	48.2% 71.4%	49.1% 72.7%
地域手当支給者率＊1	39.3% 100%	39.7% 100%	40.3% 100%
ラスパイレス指数＊2	100 101.8	100 100.4	100 95.8

＊1 支給率が平成18年度は11%以上，平成19・20年度は12%以上に限る。
＊2 国の行政職俸給表（一）適用者の給与を100とした時の給与水準の指数

（他の独立行政法人との比較） （上段：全独立行政法人，下段：国語研究所）

項　　目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
平均年間給与額	7,326千円 6,293千円	7,342千円 6,457千円	7,306千円 6,062千円
平均年齢	43.4歳 39.1歳	43.3歳 40.6歳	43.4歳 40.1歳
ラスパイレス指数	107.4 101.8	107.3 100.4	107.0 95.8

② 研究職基本給表の適用を受ける職員の給与水準

(国との比較) (上段：国，下段：国語研究所)

項　　目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
平 均 年 齢	44.2歳 46.7歳	44.5歳 47.1歳	44.8歳 47.0歳
学 歴(大学卒の割合)	96.8% 83.3%	96.8% 86.8%	96.7% 82.4%
地域手当支給者率＊1	70.6% 100%	71.7% 100%	72.3% 100%
ラスパイレス指数＊2	100 89.5	100 88.5	100 87.3

＊1 支給率が平成18年度は11%以上，平成19・20年度は12%以上に限る。
＊2 国の行政職俸給表（一）適用者の給与を100とした時の給与水準の指数

(他の独立行政法人との比較) (上段：全独立行政法人，下段：国語研究所)

項　　目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
平均年間給与額	9,099千円 8,582千円	9,097千円 8,615千円	9,040千円 8,452千円
平均年齢	44.7歳 46.7歳	44.8歳 47.1歳	45.0歳 47.0歳
ラスパイレス指数	102.4 89.5	101.3 88.5	100.8 87.3

【人事計画等】

（１）人事計画

① 事務系職員の人事交流実績

(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
転　　入	2	2	3	2
転　　出	3	4	2	2

② 研究職員の異動実績

(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
在 職 者	４２	４２	４２	３７
新規採用	1	1	1※2	0
転出・退職等	3※1	1	1	5

※１　１人が文化庁に出向　　※２　文化庁出向からの復帰

（２）研究機関等への職員派遣実績

研究機関等の求めに応じ，職員を派遣した。

（件）

派　遣　先		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学非常勤講師	国公立大学	35	37	33	20
	私立大学	12	25	33	27
	その他	3	7	1	1
委員会等委員	国の機関等	10	14	9	6
	地方公共団体		1		2
	大学等		3	3	2
	民間団体		55	46	39
	海外		2	2	
	その他	44		44	11
講師派遣等	国の機関等	6	8	11	13
	地方公共団体	4	8	8	6
	大学等	37	36	20	7
	民間団体	5	3	18	11
	海外機関	2	2	3	1
	その他	3			
合　計		161	201	187	146

（３）職員の健康管理

定期健康診断は人間ドック受診者も含めて，毎年度ほぼ全員が受診した。そのほか，ＶＤＴ作業従事者に対する健康診断，インフルエンザ予防接種，毎月１回の産業医による健康相談を実施し，職員の健康管理に努めた。

（４）能力開発研修への参加実績

研修等事項	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数
所内研修会〈科研費、人事評価、著作権関係〉	4	187	4	217	1	31	1	40
所外研修会〈人事院研修、著作権関係等〉	11	12	13	15	12	14	4	6
教育公務員特例法第22条に準じた研究職員の研修	14	21	13	15	6	11	5	5

（５）人事評価

国語研究所の業務を効果的かつ効率的に遂行する観点から，適切な人材配置，人材の育成，勤務に関する職員の自己把握及び勤務の結果に対する適切な処遇等に資することを目的に，平成18年度から人事評価制度の試行を行った。また，試行の結果や職員からの意見に基づき，その都度必要な実施規程及び実施要領の改正を行った。さらには，勤勉手当の支給や昇給の際に，評価の結果を参考とした。

〔中期目標〕

Ⅳ　財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに，自己収入の確保に努め，適切な財務内容の実現を図ること。

１　積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また，自己収入額の取り扱いにおいては，各事業年度に計画的な収支計画を作成し，当該収支計画による運営に努めること。

２　管理業務の節減を行うとともに，効率的な施設運営を行うこと等により，固定的経費の節減を図ること。

〔中期計画〕

Ⅲ　予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

収入面に関しては，実績を勘案しつつ，外部資金を積極的に導入するように努める。

また，研究所の業務の効率化を進めるとの観点から，各事業年度において，適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

１　予算（中期計画中の予算）　別紙のとおり

２　収支計画　別紙のとおり

３　資金計画　別紙のとおり

Ⅳ　短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は，２億円。

短期借入が想定される理由は，運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

Ⅵ　剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は，調査研究，情報提供，内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに，これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

１７．予算・資金計画・収支計画

○　外部資金の獲得状況

（１）外部資金の獲得状況は，下のとおり第１期中期目標期間の平成17年度と比べると，科学研究費補助金新規採択の増加，国の委託事業「汎用電子情報交換環境整備プログラム」

の実施（平成20年度まで）及び平成18年度からの新規事業「博報日本語海外研究者招へいプログラム事業」（財団法人博報児童教育振興会の委託事業）等の実施により，大幅に増額となった。

区　　分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
金　額　合　計	8,769万円	16,139万円	23,348万円	24,079万円	15,062万円
（内 訳） 科学研究費補助金※	4,646万円 25件	11,356万円 31件	17,806万円 27件	19,069万円 41件	13,280万円 43件
国等の委託費等	2,895万円 4件	1,567万円 2件	1,424万円 1件	1,206万円 1件	―
博報日本語海外研究者招へいプログラム事業	―	2,164万円 1件	3,518万円 1件	2,904万円 1件	1,325万円 1件
版権及び著作権使用料ほか	1,228万円 385件	1,052万円 301件	600万円 265件	900万円 291件	457万円 147件

※ 科学研究費補助金は，間接経費・外部分担金を含む。

（２）外部資金獲得のための手段の適切性

独立行政法人は，業務運営のための国からの財源措置を講じられている一方，積極的に外部資金の導入を図ることに努めることとされていることから，外部資金獲得のために次のように多方面にわたる手段をとった。

① 科学研究費補助金採択件数の増加を図るため，研究課題内容の検討会を開催した。

② 経済産業省の公募事業の獲得に努め，共同研究を実施した。

③ 財団法人博報児童教育振興会と「博報日本語海外研究者招へいプログラム事業」を実施した。

④ 知的財産の取り扱いに関する成果の取り扱いに関する基本原則を整理し，知的財産の重要性の認識向上を図った。

⑤ 成果物の刊行等

ア 出版社から増刷を含め，調査研究の成果を内容とする市販本等の出版が行われた。

イ 平成15年度刊行した「分類語彙表増補改訂版」のデータベースの市販を継続した。

ウ 「ことば」ビデオについては，広範な普及を図るという観点から，縮約版を作ってホームページに掲載し，市販を継続した。

エ 「日本語話し言葉コーパス」のデータベースの市販を継続した。

オ 「太陽コーパス」研究論文集と「太陽」日本語データベースの有償販売を継続した。

⑥ その他，フォーラム等においての関連刊行物の展示即売などにより，活動の成果を社会に還元し，これを通して自己収入の確保に努めた。

○ 財務内容の改善状況

予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかについて，拡大自己点検評価委員会で

年２回のヒアリングを実施し，研究計画の進捗状況の確認をするとともに，効率的な執行に努めた。

１８．整理合理化計画への対応

【事業概要】

平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に対し，国語研究所として適切な対応を行う。

「独立行政法人整理合理化計画」の国語研究所への個別の指摘は以下のとおり。

〔事務及び事業の見直し〕

【日本語コーパス事業】

○民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し，結論を得る。

【病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト】

○平成20年度中に廃止する。

【外来語言い換え提案事業】

○平成20年度中に廃止する。

【日本語教育事業】

○他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い，事業の廃止を含め平成20年度中に検討し，結論を得る。

【漢字情報データベース事業】

○平成20年度中に廃止する。

【図書館事業】

○平成20年度中に廃止する。

〔組織の見直し〕

【法人形態の見直し等】

○大学共同利用機関法人に移管する。

【電話応対グループ】

○平成20年度中にＨＰ上でＦＡＱ（よくある質問に対する回答）を掲載するとともに，各担当グループ名及び連絡先を記載することに伴い廃止する。

【主な経緯】

平成１９年

１２月２４日　独立行政法人整理合理化計画（閣議決定）により，国語研究所に関する事務及び事業の見直し及び組織の見直しが指摘される。

平成２０年

１月１５日　国語研究所に法人移管準備検討委員会を設置

１月３１日　科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会に「国語に関する学術研究の推進に関する委員会」を設置

４月～５月　大学共同利用機関法人人間文化研究機構に「大学共同利用日本語研究機関設置準備委員会」等が設置され，移管に関する検討を開始

６月１２日　科学技術・学術審議会学術分科会国語に関する学術研究の推進に関する委員会から「国語に関する学術研究の推進について」報告。ここで移管

先が人間文化研究機構とされる。

平成２１年

１月３０日　「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案」（以下「法案」という。）が閣議決定され，国会提出

３月３１日　・参議院本会議にて法案の衆議院修正案可決・成立。両院で附帯決議が付される。
・整理合理化計画で指摘のあった「病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト」，「外来語言い換え提案事業」，「漢字情報データベース事業」，「図書館事業」の各事業を廃止するとともに，「電話応対グループ」を廃止

９月１１日　「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」公布，「国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」改正

１０月１日　大学共同利用機関法人人間文化研究機構の一機関として国立国語研究所を設置

【実施状況】

「独立行政法人整理合理化計画」において，国語研究所に関しては，「組織の見直し」として「大学共同利用機関法人へ移管する」ことが決定されたほか，「事務及び事業の見直し」としてもいくつかの事業について平成20年度までに廃止または見直しの検討を行うこととされた。

このため，国語研究所内に法人移管準備検討委員会等を設置し，閣議決定並びに平成20年７月の科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会国語に関する学術研究の推進に関する委員会の報告の趣旨に沿って鋭意検討を進めた。移管予定先となった大学共同利用機関法人人間文化研究機構においても，「大学共同利用日本語研究機関設置準備委員会」等が設置され，国語研究所からも役職員が委員として参加し，検討を進めた。

また，法人移管の時期が平成21年10月１日とすることが国において予定されたことから，第２期中期目標期間が当初の５年から３年６か月に短縮されることとなった。このため，各研究・事業について平成21年９月30日までに一定の成果が得られ，公表できるよう，事業内容や実施スケジュールなどの見直しを行った。

さらに，第171回国会において，「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案」の審議が行われ，平成21年３月31日に成立した。これにより独立行政法人国立国語研究所は，平成21年10月１日をもって，大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管され，同機関が設置する大学共同利用機関の１つとなることが決定した。

なお，「独立行政法人整理合理化計画」において国語研究所に関して指摘のあった「事務及び事業の見直し」及び「組織の見直し」についての検討及び対応の状況は，次のとおりである。

（１）事務及び事業の見直し

①　日本語コーパス事業

言語資源グループサブグループ調整会議において検討し，民間事業者を対象に実施し

た共同事業の可能性を問うアンケート調査（20年８月）の結果を検討の際の参考とした。

その結果，現在開発中のコーパスに係る民間事業者等との共同事業は実施すべきでないが，コーパス完成後の活用については共同事業の可能性があることから，コーパス公開後に改めて検討するとともに，次のコーパス開発に当たり外部委託を拡大するためにコーパス開発のマニュアル作りを行うこととした。

②　病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト

病院の言葉を分かりやすくするプロジェクトについては，平成21年度にプロジェクトを終了するという当初の予定を繰上げ，事業の進捗を早めることにより平成20年度で廃止した。

③　外来語言い換え提案事業

外来語言い換え提案事業については，目的を達成したため，平成20年度で廃止した。

④　日本語教育事業

日本語教育事業の見直しについては，他の公的日本語教育機関が国語研究所に求める基盤の整備の観点から，日本語実態情報の提供，学習指標の作成等を最終目標とすることを拡大自己点検評価委員会及び運営会議において検討し，確認した。また，閣議決定による大学共同利用機関法人への移管及びその移管時期が平成21年10月1日とすることが国において予定されたことから，日本語教育事業については，平成21年９月までに最終成果を公表できるよう事業内容及びスケジュールを見直した。

なお，国語に関する学術研究の推進に関する委員会では，移管後の国立国語研究所においても日本語教育に一定の貢献を行うことが望まれるが，基準等の開発や資料の作成・提供等の事業については，別に政策上の必要性の観点から，その実施主体・方法等について早急に検討することとされていた。

その後，人間文化研究機構や文部科学省との間で検討が行われるなどしたが，第171回通常国会で修正の上可決・成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」の附則第14条において「国は，国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等の業務が，人間文化研究機構において引き続き維持され，及び充実されるよう，必要な措置を講じなければならない。」と規定された。

これを受け，平成21年度に人間文化研究機構国立国語研究所設置準備室において，現在の日本語教育基盤情報センター関係者との間で日本語教育事業を継続・充実するための検討が行われ，新機関に設置する「日本語教育研究・情報センター」において日本語教育事業を実施することとした。

⑤　漢字情報データベース事業

漢字情報データベース事業については，連携機関である社団法人情報処理学会及び財団法人日本規格協会と調整の上，平成20年度をもって事業を終了した。

⑥　図書館事業

図書館運営委員会で検討が行われ，平成21年３月末で一般国民に図書館を公開する事業は廃止し，大学共同利用機関に必須の研究図書室的機能は維持するとともに，図書館担当グループを廃止し，平成21年４月１日から資料整備グループに統合する組織改編を行った。

（２）組織の見直し

①　法人形態の見直し等

大学共同利用機関法人への移管については，平成20年６月の科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会国語に関する学術研究の推進に関する委員会の報告において移管先が大学共同利用機関法人人間文化研究機構とされたが，これとほぼ並行する形で人間文化研究機構において「大学共同利用日本語研究機関設置準備委員会」等を設置（国語研究所の役職員も委員等として出席）し，研究分野，組織，人事等の設置準備に必要な検討を行ってきた。このような検討を経て，新国語研究所には４つの研究系（理論・構造研究系，時空間変異研究系，言語資源研究系，言語対照研究系）を置く方向で検討していくこととされた。

また，国語研究所においても法人移管のための次のような検討を進めた。

ア　法人移管準備検討委員会での検討

法人移管準備検討委員会の下に短期計画検討小委員会及び中長期計画小委員会の設置（平成20年４月22日）し，短期計画検討小委員会では法人移管後に実施する研究テーマ（現プロジェクトの継続，収束，重要度の区分）などを検討し，「法人移管準備検討委員会短期計画検討小委員会　報告」をまとめた。また，中長期計画小委員会は，人間文化研究機構の第２期中期目標期間（平成22年度～）に実施する研究テーマなどについて検討を進めた。

このほか，国語研究所が現在実施している定期刊行物の発行やイベントの開催などの広報関係業務等の存続についての検討などを行った。

イ　大学院運営委員会での検討

政策研究大学院大学及び一橋大学との連携参画に関する今後の方針について検討し，関係機関への説明を行うとともに，人間文化研究機構との協議を行った。その結果，法人移管後は，一橋大学との連携については引き続き連携を継続するが，政策研究大学院大学との連携は組織としては行わないこととした（ただし，現在受け入れている学生についての指導等は，学生へ支障がないように継続する。）。

ウ　国際交流部会での検討

国際交流部会で「国立国語研究所における国際交流事業の現状と課題」をまとめ，人間文化研究機構の審議資料として提出した。また，現在締結している３機関との学術交流協定は平成21年９月30日で失効させ，新機関で締結の必要性などを改めて検討することとした。

エ　その他の検討

委託事業の博報日本語海外研究者招へいプログラム及び研究支援用ネットワークシステムの取り扱いに関する検討，人間文化研究機構へ移行する職員の処遇，各種システム（財務会計・人事・給与・旅費・共済など）や業務スケジュール等について同機構との事務的打合せ，さらには日本語教育関係資産目録（データベース，関連データ，学習素材等）の作成等を行った。

平成21年度には，「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」に基づき，人間文化研究機構に４月からおかれた国立国語研究所設置準備室と連絡を取りつつ，10月１日に人間文化研究機構へスムーズな移管ができるよう管理面及び研究面からの準備を進めた。

② 電話応対グループ

電話応対グループを中心に検討を行い，これまで一般から電話応対グループに寄せられた質問を整理し，事項を選定したものについてＦＡＱ（よくある質問に対する回答）を作成した。また，ＦＡＱ及び分野別の質問対応窓口を平成21年４月にホームページ上に掲載した。これに伴い，電話応対グループは平成21年３月末をもって廃止し，必要な人事異動を行った。

（３）その他

大学共同利用機関法人への移管をはじめ独立行政法人整理合理化計画への対応状況等について全職員の理解・周知を図るため，全所説明会を９回開催するとともに，随時メール等での情報提供を行うなど，職員への情報提供等に努めた。また，平成21年４月以降は，人間文化研究機構国立国語研究所設置準備室による大学共同利用機関法人への移管に関する全職員との連絡会を開催（４回）した。

〈添付資料〉

独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日法律第百三号）
最終改正：平成二一年五月二九日法律第四一号
（最終改正までの未施行法令）
平成二十年十二月十二日法律第八十九号　（未施行）

第一章　総則
　第一節　通則（第一条―第十一条）
　第二節　独立行政法人評価委員会（第十二条）
　第三節　設立（第十三条―第十七条）
第二章　役員及び職員（第十八条―第二十六条）
第三章　業務運営
　第一節　業務（第二十七条・第二十八条）
　第二節　中期目標等（第二十九条―第三十五条）
第四章　財務及び会計（第三十六条―第五十条）
第五章　人事管理
　第一節　特定独立行政法人（第五十一条―第六十条）
　第二節　特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条―第六十三条）
第六章　雑則（第六十四条―第六十八条）
第七章　罰則（第六十九条―第七十二条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（目的等）

第一条　この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

２　各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、こ

の法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。２　この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条　独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

２　独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

３　この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条　各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条　各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（法人格）

第六条　独立行政法人は、法人とする。

（事務所）

第七条　各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

２　独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（財産的基礎）

第八条　独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

２　政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

（登記）

第九条　独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

２　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十条　独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 の準用）

第十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （平成十八年法律第四十八号）第四条 及び第七十八条 の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節　独立行政法人評価委員会

（独立行政法人評価委員会）

第十二条　独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

２　評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二　その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

３　前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節　設立

（設立の手続）

第十三条　各独立行政法人の設立に関する手続については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条　主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

２　前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

３　第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

（設立委員）

第十五条　主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

２　設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

（設立の登記）

第十六条　第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければな

らない。

第十七条　独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十八条　各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

２　各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

３　各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

（役員の職務及び権限）

第十九条　法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

２　個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

３　前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

４　監事は、独立行政法人の業務を監査する。

５　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第二十条　法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一　当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

２　監事は、主務大臣が任命する。

３　第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

４　法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員の任期）

第二十一条　役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十三条　主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

２　主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

３　前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

４　法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（代表権の制限）

第二十四条　独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

（代理人の選任）

第二十五条　法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十六条　独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章　業務運営

第一節　業務

（業務の範囲）

第二十七条　各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条　独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3　主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節　中期目標等

（中期目標）

第二十九条　主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二　業務運営の効率化に関する事項

三　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四　財務内容の改善に関する事項

五　その他業務運営に関する重要事項

3　主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条　独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四　短期借入金の限度額

五　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六　剰余金の使途

七　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3　主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第三十一条　独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

２　前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

３　評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

４　評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

５　審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条　独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

２　前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

３　第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条　主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業

務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

２　主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

３　審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第三十六条　独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

２　独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第三十七条　独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第三十八条　独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

２　独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

３　主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

４　独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条　独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第四十条　会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格）

第四十一条　会計監査人は、公認会計士（公認会計士法 （昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項 に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

２　公認会計士法 の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

（会計監査人の任期）

第四十二条　会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

（会計監査人の解任）

第四十三条　主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二　会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（利益及び損失の処理）

第四十四条　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

２　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

３　独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

４　主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

５　第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（借入金等）

第四十五条　独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

２　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

３　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
４　主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
５　独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（財源措置）
第四十六条　政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）
第四十七条　独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一　国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
二　銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律　（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項 の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財産の処分等の制限）
第四十八条　独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。
２　主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（会計規程）
第四十九条　独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（主務省令への委任）
第五十条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章　人事管理

第一節　特定独立行政法人

（役員及び職員の身分）

第五十一条　特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

（役員の報酬等）

第五十二条　特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

２　特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第五十三条　主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

２　評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（役員の服務）

第五十四条　特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の四 及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

３　役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

４　役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

５　役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（役員の退職管理）

第五十四条の二　国家公務員法第十八条の二第一項 、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条 の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項 中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基

礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。)」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項 及び第百六条の十六 中「第百六条の二 から第百六条の四 まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3　内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他

の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

4　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5　第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

（役員の災害補償）

第五十五条　役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外）

第五十六条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

（職員の給与）

第五十七条　特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2　特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条　特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条　次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一　労働者災害補償保険法 の規定

二　国家公務員法第十八条 、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四　一般職の職員の給与に関する法律 の規定

五　削除

六　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項 、第八条、第

九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 の規定

八　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 （平成十二年法律第百二十五号）第七条 から第九条 までの規定

九　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律 （平成十九年法律第四十五号）第五条第二項 及び第七条 の規定

2　職員に関する国家公務員法 の適用については、同法第二条第六項 中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中　「、所轄庁の長」とあるのは　「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3　職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律 （昭和四十五年法律第百十七号）第五条 及び第六条第三項 の規定の適用については、同法第五条第一項 中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項 中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項 に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4　職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項 、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第十二条第一項 中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間

勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5　職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号 及び第三十九条第七項 の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号 」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項 」と、「同条第二号 」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号 」と、同法第三十九条第七項 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号 」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項 」と、「同条第二号 」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号 」とする。

6　職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項 の規定の適用については、同項 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号 」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項 」と、「同条第二号 」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号 」とする。

（国会への報告等）

第六十条　特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条 又は第八十二条 の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2　政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3　特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節 及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節　特定独立行政法人以外の独立行政法人

（役員の兼職禁止）

第六十一条　特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第六十二条　第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報

酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

（職員の給与等）

第六十三条　特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

２　特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章　雑則

（報告及び検査）

第六十四条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（違法行為等の是正）

第六十五条　主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

２　独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

（解散）

第六十六条　独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

（財務大臣との協議）

第六十七条　主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二　第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三　第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四　第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（主務大臣等）

第六十八条　この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章　罰則

第六十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幇助をした者も、同様とする。

一　正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二　第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三　第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四　第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五　第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。）

第六十九条の二　第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条　第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五　第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六　第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七　第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八　第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九　第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条　第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国の無利子貸付け等）

第四条　国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2　前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4　国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5　独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附　則　（平成一一年一一月二五日法律第一四一号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一二年一一月二七日法律第一二五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一四年二月八日法律第一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一四年七月三一日法律第九八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条　施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条　この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成一六年一二月三日法律第一五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第百二十一条　この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第百二十二条　この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第百二十四条　政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一七年七月二六日法律第八七号）　抄

1　この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附　則　（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第百六条　削除

（罰則に関する経過措置）

第百十七条　この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一七年一一月七日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

2　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3　前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場

合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附　則　（平成一八年一一月一七日法律第一〇一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成一九年五月一六日法律第四二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一九年五月一六日法律第四五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日　から施行する。

附　則　（平成一九年七月六日法律第一〇八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中独立行政法人通則法第六十条及び第七十一条の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十六条までの規定　公布の日

二　第一条中国家公務員法第三十八条第四号の改正規定、同法第百九条の改正規定（同条第十二号に係る部分を除く。）、同法第百十条第一項の改正規定（同項第三号、第五号の二及び第十八号に係る部分を除く。）及び同法本則に二条を加える改正規定（同法第百十二条に係る部分に限る。）、第三条中独立行政法人通則法第五十四条の次に一条を加える改正規定（国家公務員法第百九条及び第百十二条の準用に係る部分に限る。）並びに附則第七条、第十条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）、第十一条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）及び第三十条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（処分等の効力）

第十四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改

正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十五条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の人事院規則等への委任）

第十六条　附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

２　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であった者に関する前項の規定の適用については、同項中「人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）」とあるのは、「最高裁判所規則」とする。

附　則　（平成二〇年一二月一二日法律第八九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則　（平成二〇年一二月二六日法律第九四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則　（平成二一年五月二九日法律第四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

独立行政法人国立国語研究所法

公布：11年12月22日法律第171号
施行：平成13年1月6日
改正：平成12年5月26日法律第84号
施行：平成12年6月1日
改正：平成18年3月31日法律第24号
施行：平成18年4月1日

目　次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条・第十三条）
第四章　雑則（第十四条）
第五章　罰則（第十五条・第十六条）
附　則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は，独立行政法人国立国語研究所の名称，目的，業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は，独立行政法人国立国語研究所とする。

（研究所の目的）

第三条　独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより，国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条　研究所は，主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　研究所の資本金は，附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

２　政府は，必要があると認めるときは，予算で定める金額の範囲内において，研究所に追加して出資

することができる。
3　研究所は，前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があったときは，その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）
第六条　研究所に，役員として，その長である所長及び監事二人を置く。
2　研究所に，役員として，理事一人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）
第七条　理事は，所長の定めるところにより，所長を補佐して研究所の業務を掌理する。
2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は，理事とする。ただし，理事が置かれていないときは，監事とする。
3　前項ただし書の場合において，通則法第十九条第二項 の規定により所長の職務を代理し又はその職務を行う監事は，その間，監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）
第八条　所長の任期は四年とし，理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）
第九条　通則法第二十二条の規定にかかわらず，教育公務員で政令で定めるものは，非常勤の理事又は監事となることができる。
2　研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については，同項中「前条」とあるのは，「前条及び独立行政法人国立国語研究所法第九条第一項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）
第十条　研究所の役員及び職員は，職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

（役員及び職員の地位）
第十一条　研究所の役員及び職員は，刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については，法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）
第十二条　研究所は，第三条の目的を達成するため，次の業務を行う。
一　国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。

二　前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
三　国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し，整理し，及び提供すること。
四　外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
五　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）
第十三条　研究所は，通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後，同条第一項の規定による積立金があるときは，その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を，当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは，その変更後のもの）の定めるところにより，当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。
２　文部科学大臣は，前項の規定による承認をしようとするときは，あらかじめ，文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに，財務大臣に協議しなければならない。
３　研究所は，第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは，その残余の額を国庫に納付しなければならない。
４　前三項に定めるもののほか，納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は，政令で定める。

第四章　雑則

（主務大臣等）
第十四条　研究所に係る通則法における主務大臣，主務省及び主務省令は，それぞれ文部科学大臣，文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章　罰則

第十五条　第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は，一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には，その違反行為をした研究所の役員は，二十万円以下の過料に処する。
一　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
二　第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において，その承認を受けなかったとき。

附　則
（施行期日）

第一条　この法律は，平成十三年一月六日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条　研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は，別に辞令を発せられない限り，研究所の成立の日において，研究所の相当の職員となるものとする。

第三条　研究所の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち，研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって，研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項，第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが，研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項，第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは，その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては，研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において，その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は，同法第八条第二項（同法附則第六条第二項，第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第四条　研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であって，その構成員の過半数が引継職員であるものは，研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において，当該職員団体が法人であるときは，法人である労働組合となるものとする。

２　前項の規定により法人である労働組合となったものは，研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに，労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け，かつ，その主たる事務所の所在地において登記しなければ，その日の経過により解散するものとする。

３　第一項の規定により労働組合となったものについては，研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは，労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は，適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条　研究所の成立の際，第十一条に規定する業務に関し，現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは，研究所の成立の時において研究所が承継する。

２　前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは，その承継の際，承継される権利に係る土地，建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は，政府から研究所に対し出資されたものとする。

３　前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は，研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

４　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は，政令で定める。

第六条　前条に規定するもののほか，政府は，必要があると認めるときは，研究所の成立の時において現に整備中の土地等（土地，建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資することができる。

２　前項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は，出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
３　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は，政令で定める。
（国有財産の無償使用）
第七条　国は，研究所の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを，政令で定めるところにより，研究所の用に供するため，研究所に無償で使用させることができる。
（政令への委任）
第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか，研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は，政令で定める。

附　則　（平成一二年五月二六日法律第八四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は，平成十二年六月一日から施行する。

附　則　（平成一八年三月三一日法律第二四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は，平成十八年四月一日から施行する。ただし，附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は，公布の日から施行する。
（職員の引継ぎ等）
第二条　この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「青年の家等」という。）の職員である者は，別に辞令を発せられない限り，この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において，独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。
２　この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所，独立行政法人大学入試センター，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立国語研究所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は，別に辞令を発せられない限り，施行日において，引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあっては，独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。
第三条　附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第百六十九号。以下この項，次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧青年の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第百七十号。以下この項，次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧少年自然の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については，独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと，旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。
２　前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所，独立行政法人大学入試センター，

独立行政法人国立青少年教育振興機構，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立国語研究所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料　研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については，当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と，前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条　独立行政法人国立青少年教育振興機構は，施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し，退職手当を支給しようとするときは，その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2　施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が，附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり，かつ，引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については，その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし，その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは，この限りでない。

3　この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については，これらの規定は，なおその効力を有する。

4　附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては，退職手当法に基づく退職手当は，支給しない。

5　施行日後の研究所等は，前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し，退職手当を支給しようとするときは，その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6　施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所，独立行政法人大学入試センター，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立国語研究所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博

物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が，附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり，かつ，引き続き当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については，その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし，その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは，この限りでない。

7　施行日後の研究所等は，施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し，附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって，その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては，同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条　施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については，独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の，独立行政法人大学入試センターを退職した者にあっては独立行政法人大学入試センターの，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあっては独立行政法人国立青少年教育振興機構の，独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあっては独立行政法人国立女性教育会館の，独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立国語研究所の，独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあっては独立行政法人国立科学博物館の，独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあっては独立行政法人物質・材料研究機構の，独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあっては独立行政法人防災科学技術研究所の，独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあっては独立行政法人放射線医学総合研究所の，独立行政法人国立美術館を退職した者にあっては独立行政法人国立美術館の，独立行政法人国立博物館を退職した者にあっては独立行政法人国立博物館の，独立行政法人文化財研究所を退職した者にあっては独立行政法人文化財研究所の長は，退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であって，その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は，この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において，旧労働組合が法人であるときは，法人である労働組合となるものとする

2　前項の規定により法人である労働組合となったものは，施行日から起算して六十日を経過する日までに，労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け，かつ，その主たる事務所の所在地において登記しなければ，その日の経過により解散するものとする。

3　第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては，施行日から起算して六十日を経過する日までは，同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は，適用

しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条　施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については，なお従前の例による。

２　この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあっせん，調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については，なお従前の例による。

（国の有する権利義務の承継）

第八条　この法律の施行の際，この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し，現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは，この法律の施行の時において独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

（青年の家等の解散等）

第九条　青年の家等は，この法律の施行の時において解散するものとし，次項の規定により国が承継する資産を除き，その一切の権利及び義務は，その時において独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

２　この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち，独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は，この法律の施行の時において国が承継する。

３　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は，政令で定める。

４　青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表，事業報告書及び決算報告書の作成等については，独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

５　青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については，独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において，通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は，独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

６　青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については，独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

７　青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については，独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

８　青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については，独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において，通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は，独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

９　青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は，独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において，旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成十八年四月一日に始まる」と，「次の中期目標の期間にお

ける前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十一条」とする。

１０　第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については，政令で定める。

（独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資）

第十条　附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは，その承継の際，承継される権利に係る土地，建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は，政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

２　前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは，その承継の際，独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは，当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は，政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

３　第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は，施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

４　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は，政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第十一条　内閣総理大臣は，この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家に使用されている国有財産であって政令で定めるものを，政令で定めるところにより，独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため，独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか，この法律の施行に関し必要な経過措置は，政令で定める。

独立行政法人国立国語研究所に関する省令

平成十三年三月三十日　文部科学省令第三十四号
最終改正：平成十八年三月三十一日　文部科学省令第二十四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項，第三十条第一項及び第二項第七号，第三十一条第一項，第三十二条第一項，第三十三条，第三十四条第一項，第三十七条，第三十八条第一項及び第四項，第四十八条第一項並びに第五十条，独立行政法人の組織，運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）第三十九条の規定に基づき，並びに同法を実施するため，独立行政法人国立国語研究所に関する省令を次のように定める。

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条　独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は，次のとおりとする。

一　独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号。以下「研究所法」という。）第十二条第一号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究に関する事項

二　研究所法第十二条第二号に規定する調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表に関する事項

三　研究所法第十二条第三号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し，整理し，及び提供することに関する事項

四　研究所法第十二条第四号に規定する外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修に関する事項

五　研究所法第十二条第五号に規定する附帯する業務に関する事項

六　業務委託の基準

七　競争入札その他契約に関する基本的事項

八　その他研究所の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条　研究所は，通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは，中期計画を記載した申請書を，当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（研究所の最初の事業年度の属する中期計画については研究所の成立後遅滞なく），文部科学大臣に提出しなければならない。

２　研究所は，通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは，変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（中期計画記載事項）

第三条　研究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は，次に掲げる事項とする。

一　施設・設備に関する計画

二　人事に関する計画

三　中期目標期間を超える債務負担

四　積立金の使途

（年度計画の作成に係る事項）

第四条　研究所に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には，中期計画に定めた事項に関し，当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

２　研究所は，通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは，変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（各事業年度の業務実績の評価に係る事項）

第五条　研究所は，通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは，年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標期間終了後の事業報告書の文部科学大臣への提出に係る事項）

第六条　研究所に係る通則法第三十三条の事業報告書には，当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項）

第七条　研究所は，通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは，当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

（会計の原則）

第八条　研究所の会計については，この省令の定めるところにより，この省令に定めのないものについては，一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は，前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は，この省令に準ずるものとして，第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（会計処理）

第九条　文部科学大臣は，研究所が業務のため取得しようとしている償却財産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には，その取得までの間に限り，当該償却資産を指定することができる。

２　前項の指定を受けた資産の減価償却については，減価償却費は計上せず，資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除額として計上するものとする。

（財務諸表）

第十条　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は，キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表の閲覧期間）

第十一条　研究所に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は，五年とする。

（短期借入金の認可の申請）

第十二条　研究所は，通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき，又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは，次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払いの方法及び期限

七　その他必要な事項

（重要財産の範囲）

第十三条　研究所に係る通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産は，土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

（重要財産の処分等の認可）

第十四条　研究所は，通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し，又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは，次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　処分等に係る財産の内容及び評価額

二　処分等の条件

三　処分等の方法

四　研究所の業務運営上支障がない旨及びその理由

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

第十五条　研究所に係る独立行政法人の組織，運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十

二年政令第三百十六号）第五条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は，同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

（評価に関する庶務）

第十六条　研究所法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は，文化庁文化部において処理する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は，平成十三年四月一日から施行する。ただし，第十六条の規定は，公布の日から施行する。

（成立の際の会計処理の特例）

第二条　研究所の成立の際研究所法第五条第二項の規定により研究所に出資されたものとされる財産のうち償却資産については，第九条第一項の指定があったものとみなす。

附　則（平成十八年三月三十一日　文部科学省令第二十四号）

この省令は，平成十八年四月一日から施行する。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（抄）

（独立行政法人国立国語研究所法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の廃止）

第二条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）

二　独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条第四項並びに附則第三条第三項及び第四項、第九条、第十三条並びに第十四条の規定　公布の日

二　第一条の規定、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。）、同条　　第十項の規定、同条第十二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第三条第一項の規定、附則第六条第一項及び第二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十条の規定、附則第十一条の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十五条の規定、附則第十六条の規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）、附則第十九条の規定、附則第二十条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条のうち船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十二条の規定　平成二十一年十月一日

（国立国語研究所及びメディア教育開発センターの解散等）

第二条　附則別表の上欄に掲げる法人は、この法律（国立国語研究所にあっては、前条第二号に掲げる規定。次項及び附則第九条において同じ。）の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が承継する。

２　この法律の施行の際現に附則別表の上欄に掲げる法人が有する権利のうち、それぞれ同表の中欄に掲げる法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

３　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

４　国立国語研究所の平成二十一年四月一日に始まる事業年度は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかわらず、その解散の日の前日に終わるものとする。

5　附則別表の上欄に掲げる法人の平成二十一年四月一日（独立行政法人メディア教育開発センター（以下「メディア教育開発センター」という。）にあっては、平成二十年四月一日）に始まる事業年度（次項及び第七項において「最終事業年度」という。）に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により行うものとする。

6　附則別表の上欄に掲げる法人の最終事業年度における業務の実績については、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ同表の中欄に掲げる法人に対してなされるものとする。

7　附則別表の上欄に掲げる法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により行うものとする。

8　附則別表の上欄に掲げる法人のそれぞれ同表の下欄に掲げる日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、国立国語研究所に係るものにあっては前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）の前日において当該法人の中期目標の期間が終了したものとして、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により行うものとする。

9　附則別表の上欄に掲げる法人のそれぞれ同表の下欄に掲げる日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、国立国語研究所に係るものにあっては第二号施行日の前日において当該法人の中期目標の期間が終了したものとして、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ同表の中欄に掲げる法人に対してなされるものとする。

10　第七項の規定による国立国語研究所の利益及び損失の処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、第二号施行日の前日において国立国語研究所の中期目標の期間が終了したものとして、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「人間文化研究機構」という。）が従前の例により行うものとする。この場合において、第二条の規定による廃止前の独立行政法人国立国語研究所法（次条第一項において「旧国立国語研究所法」という。）第十三条第一項中「中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）」とあるのは「中期目標の期間」と、「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「大学共同利用機関法人人間文化研究機構の独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日を含む国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十条第一項に規定する」と、「通則法第三十条第一項」とあるのは「同法第三十一条第一項」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「期間における同法第二十九条第一項」とする。

12　第一項の規定により附則別表の上欄に掲げる法人が解散した場合における解散の登記については、

政令で定める。

（人間文化研究機構及び放送大学学園への出資等）

第三条　前条第一項の規定により人間文化研究機構が国立国語研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、人間文化研究機構が承継する資産の価額（同条第十項の規定により読み替えられた旧国立国語研究所法第十三条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から人間文化研究機構に対し出資されたものとする。この場合において、人間文化研究機構は、その額により資本金を増加するものとする。

３　前二項に規定する資産の価額は、第一項に規定する資産にあっては第二号施行日現在、前項に規定する資産にあってはこの法律の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

４　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国立国語研究所等の職員から引き続き人間文化研究機構等の職員となった者の退職手当の取扱いに関する経過措置）

第六条　附則別表の中欄に掲げる法人は、それぞれ同表の下欄に掲げる日の前日にそれぞれ同表の上欄に掲げる法人の職員として在職する者（国立国語研究所の職員として在職する者にあっては独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号。以下この条において「整備法」という。）附則第四条第四項の規定の適用を受けた者、メディア教育開発センターの職員として在職する者にあっては旧メディア教育開発センター法附則第五条第一項の規定の適用を受けた者に限る。次項において同じ。）で引き続いてそれぞれ同表の中欄に掲げる法人の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間をそれぞれ同表の中欄に掲げる法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が同表の上欄に掲げる法人を退職したこと（国立国語研究所を退職した場合にあっては、整備法の施行の日以後に退職した場合に限る。）により退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

２　附則別表の下欄に掲げる日の前日にそれぞれ同表の上欄に掲げる法人の職員として在職する者が、引き続いてそれぞれ同表の中欄に掲げる法人の職員となり、かつ、引き続きそれぞれ同表の中欄に掲げる法人の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同表の上欄に掲げる法人の職員としての在職期間（国立国語研究所の職員としての在職期間にあっては、整備法の施行の日以後のものに限る。）及び同表の中欄に掲げる法人の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同表の上欄に掲げる法人又は同表の中欄に掲げる法人を退職したこと（国立国語研究所を退職した場合にあっては、整備法の施行の日以後に退職した場合に限る。）により退職手当（これに相当する給付を

含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（独立行政法人国立国語研究所法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　附則別表の上欄に掲げる法人の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、それぞれ同表の下欄に掲げる日以後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国語に関する調査研究等の業務の維持及び充実のための措置）

第十四条　国は、国立国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等（以下「国語に関する調査研究等」という。）の業務が、人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（検討）

第十五条　国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十六条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人メディア教育開発センターの項及び独立行政法人国立国語研究所の項を削る。

（独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十九条　独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人国立国語研究所の」を「大学共同利用機関法人人間文化研究機構の」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第四条のうち船員保険法別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項及び独立行政法人メディア教育開発センターの項を削る。

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十二条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

附則第一条第三号中「、第三十四条中独立行政法人国立国語研究所法第八条の改正規定」を削る。

附則別表（附則第二条、附則第六条、附則第九条、附則第十一条関係）

国立国語研究所	人間文化研究機構	第二号施行日
メディア教育開発センター	放送大学学園	この法律の施行の日

［衆議院］

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　国立高等専門学校の高度化再編に当たっては、各地域の入学志願者数の動向やニーズを踏まえ、各高等専門学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮すること。

二　国立高等専門学校の今後の在り方については、個々に法人格を有する国立大学法人との整合性の観点等、これまで議論されてきた経緯を踏まえ、個々の高等専門学校にではなく、機構本体に一の法人格を付与していること、独立行政法人としていること等、組織の在り方の見直しを検討すること。

三　国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育事業の重要性に鑑み、引き続き日本語教育事業を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとすること。また、移管後の国立国語研究所に、日本語教育事業を担当する部門を設置し、さらなる充実を図るとともに、新たな中期計画に日本語教育事業の質の向上を図るための措置を盛り込むこと。

四　国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性に鑑み、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。

五　独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から放送大学学園はもとより、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、ＩＣＴ活用教育を含めたメディア教育の振興に努めること。

六　運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性、透明性を確保するとともに、各法人の規模、事業等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、組織改定前の公費投入額を踏まえ、従来以上に研究等が確実に実施されるのに必要な所要額を確保するよう努めること。

［参議院］

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国立高等専門学校の高度化再編に当たっては、各地域のニーズや入学志願者数の動向、卒業生の進路等を踏まえ、個々の高等専門学校の自主性・自律性及び教職員間の議論に基づく学内合意を十分尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮するとともに、全国各校の教育研究の充実が図られるよう十分な予算措置を行うこと。

二、国立高等専門学校の今後の在り方については、国立大学法人との整合性の　観点等、これまで議論されてきた経緯を踏まえ、独立行政法人としているこ　と等、組織の在り方の見直しを検討すること。

三、独立行政法人国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育研究及び関連する事業等の重要性にかんがみ、引き続き当該研究や事業等を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとすること。また、同研究所に、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、当該研究や事業等を担当する部門を設置し、更なる充実を図るとともに、新たな中期計画にその質の向上を図るための措置を盛り込むこと。

四、移管後の国立国語研究所においても日本語教育データベースの更新、既存の研究開発や研究者ネットワークの継続等に支障を来さないよう、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、研究職にある者を適切に移籍させるとともに、適正な手続に基づき処遇すること。

五、独立行政法人国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性にかんがみ、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。

六、独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から放送大学学園はもとより、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、Ｉ　Ｃ　Ｔ活用教育を含めたメディア教育の振興に努めること。

七、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性、透明性を確保するとともに、各法人の規模、事業等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。

また、組織改定前の公費投入額を踏まえ、従来以上に教育研究等が確実に実施されるのに必要な所要額を確保するよう努めること。

右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二百四十号）（文部科学省）

１　関係政令の整備

関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第七条関係）

２　経過措置

（一）独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）から国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（第八条関係）

（二）大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「人間文化研究機構」という。）が行う積立金の処分に関する経過措置について定めることとした。（第九条関係）

（三）国立国語研究所の解散の登記について定めることとした。（第一〇条関係）

（四）人間文化研究機構が国立国語研究所から承継する資産の価額の評価に係る評価委員の任命等について定めることとした。（第一一条関係）

（五）人間文化研究機構による国有財産の無償使用について定めることとした。（第一二条関係）

３　この政令は、平成二一年一〇月一日から施行することとした。ただし、２の（四）及び（五）については、公布の日から施行することとした。

国立大学法人法施行規則（抄）

（平成十五年十二月十九日文部科学省令第五十七号）
最終改正：平成二一年九月一一日文部科学省令第三一号国立大学法人法施行規則（抄）

附　則　（平成二一年九月一一日文部科学省令第三一号）　抄
（施行期日）
第一条　この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。
（独立行政法人国立国語研究所に関する省令の廃止）
第二条　独立行政法人国立国語研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十四号）は、廃止する。
（会計処理の特例）
第三条　独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律附則第三条第一項の規定により大学共同利用機関法人人間文化研究機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則第十四条第一項の指定があったものとみなす。

別表第一（第一条関係）

大学共同利用機関法人	大学共同利用機関	大学共同利用機関の目的
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	国立歴史民俗博物館	我が国の歴史資料、考古資料及び民俗資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに歴史学、考古学及び民俗学に関する調査研究
	国文学研究資料館	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存
	国立国語研究所	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表
	国際日本文化研究センター	日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究並びに世界の日本研究者に対する研究協力
	総合地球環境学研究所	地球環境学に関する総合研究
	国立民族学博物館	世界の諸民族に関する資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに民族学に関する調査研究

独立行政法人国立国語研究所業務方法書

平成１８年　８月　４日
文 部 科 学 大 臣 認 可

（目的）
第一条　独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は，独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）第三条に規定する目的を達成するため，その業務に関し，独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき，この業務方法書を定める。

（業務運営の基本方針）
第二条　研究所は，法令及びこの業務方法書の定めるところに従い，適正かつ確実に業務を運営しなければならない。

（調査及び研究）
第三条　研究所は，次に掲げる事項について，その特性に応じて基礎的・実践的な調査及び研究を行う。
一　国語の体系及び変異に関すること。
二　国民の言語生活に関すること。
三　外国人に対する日本語教育に関すること。
四　国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育についての情報及び資料に関すること。
２　研究所は，必要に応じて，前項に掲げる調査及び研究を国内外の機関等と共同で実施することができる。
３　前項の共同研究について必要な事項は別に定める。

（資料の作成及び公表）
第四条　研究所は，前条の調査及び研究に基づく資料を作成し，公表する。
２　前項の公表は，報告書の作成，学会誌への寄稿，ホームページへの登載のほか，公開事業の実施等を通じて広く行う。

（情報及び資料の収集，整理及び提供）
第五条　研究所は，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し，整理し，及び提供する。
２　情報及び資料の提供に際しては，情報通信技術の活用を推進する。

（研修）
第六条　研究所は，外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行う。
２　前項の研修は，日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に普及させるための専門的研修とする。
３　研修の実施に関して必要な事項は，別に定める。

（附帯業務）

第七条　研究所は，第三条から前条の業務に関連して，次の業務を行う。

一　外国人等の日本語教育指導者を養成するための大学院教育へ参画し，連携・協力を行うこと。

二　研究機関等の求めに応じ，援助及び指導を行うこと。

三　その他関連する業務を行うこと。

（業務委託の基準）

第八条　研究所は，第三条から前条までの業務について，当該業務が確実に実施でき，また，委託する合理的な事由が存する場合には，外部の者に委託してこれを行うことができる。

２　委託に関し必要な事項は，別に定める。

（契約方法）

第九条　研究所は，売買，賃貸借，請負その他の契約を締結する場合においては，すべて公示して申し込みさせることにより競争に付すものとする。ただし，予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は，指名競争又は随意契約によることができる。

（業務細則の作成）

第十条　研究所は，この業務方法書に定めるもののほか，研究所の業務に関し必要な細則を定める。

附　則

この業務方法書は，文部科学大臣の認可のあった日から施行し，平成１３年４月１日から適用する。

附　則

この業務方法書は，文部科学大臣の認可のあった日から施行し，平成１８年４月１日から適用する。

独立行政法人国立国語研究所の中期目標

平成１８年４月１日
文部科学大臣指示

（序文）

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２９条の規定により，独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

（前文）

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに，国語施策の立案，国語教育，外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり，一層の振興を図る必要がある。

このため，研究所は，我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ，国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配意しつつ，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて，我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上での基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため，研究所の中期目標は，以下のとおりとする。

Ⅰ　中期目標の期間

研究所が行う業務，特に科学的な調査及び研究については，客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり，その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから，中期目標の期間は，平成１８年４月１日から平成２３年３月３１日までの５年間とする。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化，情報化など国語をとりまく社会状況の変化は，国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては，このような現状を踏まえ，調査研究の柱となる基幹的調査研究を，中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに，その時々の短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し，その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

(1)　基幹的調査研究は，時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに，国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し，国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として，次の調査研究を実施すること。なお，この調査

研究の成果は，文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

1)　言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため，既存の複数のデータベースを取り込みつつ，現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。
2)　国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため，過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに，現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。
3)　国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため，上記調査研究の成果を活用して，言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

(2)　喫緊課題対応型調査研究は，文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき，国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し，既に明かになっている課題の解決や，具体的な施策の遂行等に，個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

2　日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は，学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており，これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため，研究所においては，国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し，日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏まえて，国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から，日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

(1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から，国内外の日本語教育機関等に対し，日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し，利用しやすい形態で提供すること。

1)　日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報
2)　外国人が正しい我が国の国語を認識して，実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

(2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として，日本語教育に関するデータベースを構築する。また，効率的，効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに，日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年１回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については，参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう，その内容・方法の充実を図ること。

3　調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1)　国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果について

は，次の方法により積極的に情報を発信すること。

1)　学術誌への掲載や学会等での発表を促進し，研究所全体として，中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成１３年度から平成１７年度までの合計件数よりも増加させること。また，研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い，研究発表会については，参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう，その内容の充実を図ること。

2)　成果普及図書等を作成する他，効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

(2)　国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに，情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお，情報提供システムの満足度調査を行い，システムの改善に反映させること。

4　現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として，蓄積された知見に基づき，国語施策の立案，国語教育等の充実に資するとともに，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため，研究者交流，国際シンポジウム，連携大学院への参画等により，内外の関係機関との連携協力を促進すること。

Ⅲ　業務運営の効率化に関する事項

1　研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため，組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。

2　研究所の業務運営について，定期的な点検・評価を行うとともに，外部有識者の検証を実施し，その結果を業務運営の改善に反映させること。なお，外部有識者の検証については，全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。

3　中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより，中期目標期間の最後の事業年度において，平成１７年度予算を基準として，一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の１５%以上，事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の５%以上の削減を達成すること。

また，「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに，国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

Ⅳ　財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに，自己収入の確保に努め，適切な財務内容の実現を図ること。

1　積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また，自己収入額の取り扱いにおいては，各事業年度に計画的な収支計画を作成し，当該収支計画による運営に努めること。

2　管理業務の節減を行うとともに，効率的な施設運営を行うこと等により，固定的経費の節減を図ること。

V　その他業務運営に関する重要事項

1　非公務員化を踏まえ，他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により，研究所の業務の効果的な推進に資すること。

独立行政法人国立国語研究所の中期計画

平成１８年４月１日
文部科学大臣認可

（序文）

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第３０条の規定により，独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに，国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し，国語に関する問題点・課題等を明らかにするため，次のとおり研究課題を設定・実施するとともに，その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し，次の３点に関して成果を得る。

ア　過去３０年の新聞，雑誌，書籍等から得たデータを基に，国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し，既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。

イ　当該データベースを，国語政策の企画立案のための基礎資料の作成，自然言語処理，辞書編集，国語教育，日本語教育に係る教材の作成などに実際的に活用するための研究を行う。

ウ　一般国民や産業界，大学等に対し，インターネットを通じたデータ提供を行うため，その方法を開発し，これを実現する。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し，次の２点に関して成果を得る。

ア　敬語・敬意表現に関して，同一地域における第３回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し，敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする。

イ　言葉遣い，敬語，漢字，言葉の地域差等に関して，全国各地の中核的研究者，地域ごとに言葉に関心を持つ国民，全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより，全国規模の「ことば」情報を

迅速かつ効率的に収集・分析するとともに，中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため，全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第１回目を実施する。

③　上記①及び②の調査研究の成果については，これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について，文化庁との連絡協議の上，国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか，この成果を活用して，次の２点に関して，あるべき日本語像の具体的な提案を行う。

ア　分野別の「外来語」について，適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。

イ　公用文の言葉遣いや表記法等について，現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく，親しみやすい」方向への改善例を提案する。

(2)　喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や，具体的な施策の遂行等に，個別的に直接的な貢献をすることを目的として，喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお，教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても，適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には，例えば，文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究，既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し，施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

2　日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

(1)　日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と，「外国人が正しい我が国の国語を認識して，実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため，大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て，これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い，その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の３つの形態で提供する。

①　学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成，教材や試験の作成における基盤的な資料として，学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し，提供する。

②　日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学，比較文化，異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し，3,000語を対象に用例用法，習得情報，誤用情報，指導情報等が内包された先導的かつ範型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発，提供する。

③　学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活で必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために，評価基準の項目等評価基準を開発し，提供する。また，この評価基準に基づくテストを開発し，範型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

(2)　日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し，普及させるために，次の調査研究及び事業を実施する。

①　日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として，大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと，日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

②　成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに，関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から，インターネットを活用するとともに，国内の日本語教育機関，国際交流基金，日本語教育関係団体，大学，留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員，日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお，満足度調査を実施し，参加者から80％以上の肯定的評価が得られるよう，その内容・方法の充実を図る。

3　調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

①　調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし，研究所全体として，中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成１３年度から平成１７年度までの合計件数よりも１割増加させ，また，研究発表会（年１回）と査読付論文誌（年２種）の刊行を行い，研究発表会については，参加者の80％以上から肯定的評価が得られるよう，その内容を充実させるなど，調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため，時宜に応じた重点テーマの設定，普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ，これを基軸として，下記のような媒体等を総合的に活用し，運営する。

・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年２種作成する。
・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
・国立国語研究所概要等を作成する。
・講演会，施設公開等を実施する。

③ 電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施する。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに，情報提供システムの一元化・強化を図るため，次の取り組みを行う。

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため，情報収集方法の改善を進めつつ，研究文献，情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また，研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し，情報内容の充実を図る。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに，システムの強化と効率化を推進する。なお，システムの満足度調査を行い，システムの改善に反映させる。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として，蓄積された知見に基づき，国語施策の立案，国語教育等の充実に資するとともに，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため，内外の関係機関との間で次の連携協力を促進する。

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学，研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため，研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また，内外の関係機関との間で，研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに，国語教育に資するため，大学及び関係機関との連携協力を行う。

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がりに鑑み，諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し，日本語の研究・教育ついての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項

1　研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため，適時な組織の見直し，業務量を勘案した柔軟な人員配置，資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。

2　研究所の業務運営について，定期的な点検・評価を行うとともに，外部有識者の検証を実施し，その結果を業務運営の改善に反映させるため，次の取組を行う。

(1) 自己点検・評価委員会において，毎年度，研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに，毎年度途中において，各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い，その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について，外部有識者による検証を毎年度実施する。

3　中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより，中期目標期間の最後の事業年度において，平成１７年度予算を基準として，一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の１５％以上，事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の５％以上を削減する。

具体的には，下記の措置を講じる。

(1)　一般競争入札による外部委託を推進することにより，業務運営を効率化する。

(2)　省エネルギー，廃棄物減量化，リサイクル，ペーパレスを推進する。

4　人件費については，「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，中期目標期間の最後の事業年度において，平成１７年度予算を基準として，常勤役員及び常勤職員に係る人件費の５％以上を削減する。ただし，退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については，削減対象額から除く。

また，民間賃金との地域差，給与カーブのフラット化，勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて，給与体系の見直しに取り組む。

Ⅲ　予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

収入面に関しては，実績を勘案しつつ，外部資金を積極的に導入するように努める。

また，研究所の業務の効率化を進めるとの観点から，各事業年度において，適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1　予算（中期計画中の予算）　別紙のとおり
2　収支計画　別紙のとおり
3　資金計画　別紙のとおり

Ⅳ　短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は，２億円。

短期借入が想定される理由は，運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

Ⅵ　剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は，調査研究，情報提供，内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに，これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1　人事に関する計画

(1)　方針

①　非公務員化を踏まえ，調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため，任期付研究員制度を導入する。

②　大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに，職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2)　人員に係る指標

常勤職員については，その人件費総額の抑制を図る。

（参考１）

①期初の常勤職員数　　６１人
②期末の常勤職員数の見込み　５７人

（参考２）中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額　　２，４９５百万円

但し，上記の額は，役員報酬並びに職員基本給，職員諸手当，超過勤務手当，及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

【 別 紙 】

平成１８年度～平成２２年度予算

独立行政法人国立国語研究所
（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収　入	
運営費交付金	５，４７９
受託収入	２０
版権使用料・施設使用料等	４６
計	５，５４５
支　出	
業務経費	２，２８０
うち調査研究事業費	１，３１５
日本語情報資料収集事業費	９６５
一般管理費	２８２
受託事業費	２０
人件費	２，９６３
管理部門	６９２
事業部門	２，２７１
計	５，５４５

［人件費の見積り］

期間中　２，４９５　百万円を支出する。

（一般管理費　５８２百万円
業務管理費　１，９１３百万円）

但し，上記の額は，役員報酬並びに職員基本給，職員諸手当，超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

［運営費交付金の算定方法］

ルール方式とする。

［運営費交付金の算定ルール］

１）業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費（P）については，以下の数式により決定する。

P(y) = P(y-1) × α(係数) × σ(係数)

P(y)：当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1) は直前の事業年度におけるP(y)。

α　：効率化係数（業務部門人件費）。各府省の国家公務員について５年間で少なくとも５％の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ　：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において，給与昇給率等を勘案し，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注）当該法人における退職手当については，役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし，毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

２）業務経費

毎事業年度の業務経費（R）については，以下の数式により決定する。

R(y) = {R(y-1) - ε(y-1)} ×β(係数) × θ(係数) × γ(係数) ＋ ε(y)

R(y)：当該事業年度における業務経費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

ε(y)：特殊業務経費。政府主導による重点施策等の実施等の事由により発生する経費であって，運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において，当該経費を具体的に決定。ε(y-1) は直前の事業年度におけるε(y)。

β　：効率化係数（業務経費）。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ，事業の効率化等を勘案して，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ　：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ　：業務政策係数。事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

３）管理部門人件費

毎事業年度の人件費（Pk）については，以下の数式により決定する。

Pk(y) = Pk(y-1) × δ(係数) × σ(係数)

Pk(y)：当該事業年度における管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度におけるPk(y)。

δ　：効率化係数（管理部門人件費）。各府省の国家公務員について５年間で少なくとも５％の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ　：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において，給与昇給率等を勘案し，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注）当該法人における退職手当については，役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし，毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

４）一般管理費

毎事業年度の一般管理費（Rk）については，以下の数式により決定する。

Rk(y) = Rk(y-1) × π(係数) × θ(係数)

Rk(y)：当該事業年度における一般管理費。Rk(y-1)は直前の事業年度におけるRk(y)。

π　：効率化係数（一般管理費）。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ，事業の効率化等を勘案して，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ　：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

５）自己収入

毎事業年度の自己収入（受託研究を除く。）(E)の見積り額については，以下の数式により決定する。

E(y) = E(y-1) × μ(係数)

E(y)　：当該事業年度における自己収入の見積り額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

μ　：収入政策係数。過去の実績を勘案し，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

６）運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については，以下の数式により決定する。

A(y) = P(y) ＋ R(y) ＋ Pk(y) ＋ Rk(y) － E(y) × λ(係数)

A(y)　：当該事業年度における運営費交付金。

λ　：収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

［中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等］

・運営費交付金の見積もりについては，中期計画期間中に，人件費（△５％（退職手当等を除く)），一般管理費（△１５％），業務経費（△５％）と仮定した場合における試算。
・人件費の見積もりについては，σ（人件費調整係数）は一律１として試算。
・θ（消費者物価指数）は，１として試算。
・自己収入の見積もりについては，μ（収入政策係数）は２％として試算。
・λ（収入調整係数）は，一律１として試算。

収　支　計　画

平成１８年度～平成２２年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	５，５２５
経常費用	１，２６５
調査研究事業費	９１５
日本語情報資料収集事業費	２３２
一般管理費	２０
受託事業費	２，９６３
人件費	６９２
管理部門	２，２７１
事業部門	１３０
減価償却費	
収益の部	５，５２５
運営費交付金収益	５，３２９
受託収入	２０
版権使用料・施設使用料等	４６
資産見返運営費交付金戻入	１００
資産見返物品受贈額戻入	１０
資産見返寄付金戻入	２０

資　金　計　画

平成１８年度～平成２２年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	５，５４５
業務活動による支出	５，３９５
投資活動による支出	１５０
資金収入	
業務活動による収入	５，５４５
運営費交付金による収入	５，４７９
受託収入	２０
版権使用・施設使用による収入	４６

役　　職　　員　（平成21年9月30日現在　常勤54名）

役　　員	所　　長	杉戸　清樹
	理　　事	徳重　眞光
	監事(非常勤)	窪川　秀一
	〃	工藤眞由美
管　理　部	部　　長	山本　昌博
総　務　課	課　　長	山田　重美
	課長補佐	岩村ときわ
総務係	係　　長	高山　和男
	一般職員	鈴木美保子
企画評価係	係　長(兼務：岩村ときわ)	
	一般職員	新井田貴之
人事係	係　　長	徳田　浩慈
会　計　課	課　　長	大島　恵志
	課長補佐	安保　邦夫
財務係	係　　長	林　　哲也
	一般職員	長谷川　愛
経理係	係　　長	大沼　　徹
	一般職員	田中　洋平
契約係	係　長(兼務：安保　邦夫)	
	一般職員	木村　友恵
研究開発部門	部　門　長	相澤　正夫
言語資源	グループ長	前川喜久雄
グループ	グループ長	山崎　　誠
	主任研究員	小椋　秀樹
	〃	柏野和佳子
	〃	小磯　花絵
	〃	山口　昌也
	研　究　員	小木曽智信
	〃	丸山　岳彦
	〃	小沼　　悦
言語生活	グループ長	横山　詔一
グループ	主任研究員	大西拓一郎
	〃	尾崎　喜光
	主任研究員	熊谷　智子
	研　究　員	朝日　祥之
	〃	高田　智和
	〃	米田　純子
言語問題	グループ長	田中　牧郎
グループ	主任研究員	斎藤　達哉
	〃	三井はるみ
情報資料部門	部　門　長	熊谷　康雄
	主任研究員	山田　貞雄
資料整備	グループ長	井上　文子
グループ	研　究　員	礒部よし子
	〃	中山　典子
	一般職員	綱川　博子
文献情報	グループ長（兼務：熊谷康雄）	
グループ	主任研究員	池田理恵子
	〃	新野　直哉
	研　究　員	塚田実知代
日本語教育基盤情報センター		
	センター長	柳澤　好昭
	主任研究員	嶋村　直己
整備普及	グループ長	野山　　広
グループ	研　究　員	早田美智子
用例用法	グループ長	井上　　優
グループ		
学習項目	グループ長	金田　智子
グループ	研　究　員	福永　由佳
評価基準	グループ長	宇佐美　洋
グループ	研　究　員	森　　篤嗣

建　　物

平成17年2月1日から（立川市緑町）

名　称	独立行政法人国立国語研究所
構　造	ＳＲＣ 地上4階 地下1階
建面積㎡ 延面積㎡	4,210.85 14,523.49
建設年月	平成16.10

土　　地

平成17年2月1日から（立川市緑町）23,980㎡

独立行政法人国立国語研究所
第２期中期目標期間

事 業 報 告 書

2009年9月 発行

独立行政法人 国立国語研究所
〒190-8561　東京都立川市緑町10-2
TEL.　042-540-4300
URL　http://www.kokken.go.jp